

「将来にわたって子どもの声が地域に響き、若者・子育て世代で賑わうまち」の実現

ABI RA 2019⇒2022

第2次安平町総合計画

中期基本計画 (案)

育てたい暮らしたい帰りたい
みんなで未来へ駆けるまち

第2次安平町総合計画 中期基本計画の構成

政策分野Ⅰ	子育て・教育																				
基本施策1 (子育て支援)	地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進																				
<施策の方向性>	医療や福祉と連携しながら、0歳から18歳までの子どものライフステージに応じた子育て支援策の充実を目指します。また、子育てを地域全体でサポートする体制をつくり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。																				
<施策項目>	(1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実「成長戦略①」 (2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進「成長戦略②」 (3) しょうがいのある児童・生徒・家庭に対する地域支援の充実「成長戦略③」 (4) ひとり親家庭や多子世帯への子育て・教育支援の充実「差別化戦略①」 (5) 結婚・妊娠・出産に対する支援の充実「改善戦略①」																				
【成果指標】	<table border="1"><thead><tr><th>指標項目</th><th>現状値</th><th>目標値 (R4年度)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>合計特殊出生率</td><td>1.32人 (H28-H30)</td><td>1.62人 (R2-R4)</td><td>3ヵ年平均</td></tr><tr><td>年間の出生者数</td><td>40人 (H30年)</td><td>39人</td><td>各年1月1日～12月31日</td></tr><tr><td>子育てへの不安・負担を感じる保護者の割合</td><td>49.3% (H25年度実施)</td><td>30%</td><td></td></tr><tr><td>乳幼児健康診査受診率</td><td>91.2% (H30年度)</td><td>95%以上</td><td>独自実施の5歳児健診</td></tr></tbody></table>	指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備考	合計特殊出生率	1.32人 (H28-H30)	1.62人 (R2-R4)	3ヵ年平均	年間の出生者数	40人 (H30年)	39人	各年1月1日～12月31日	子育てへの不安・負担を感じる保護者の割合	49.3% (H25年度実施)	30%		乳幼児健康診査受診率	91.2% (H30年度)	95%以上	独自実施の5歳児健診
指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備考																		
合計特殊出生率	1.32人 (H28-H30)	1.62人 (R2-R4)	3ヵ年平均																		
年間の出生者数	40人 (H30年)	39人	各年1月1日～12月31日																		
子育てへの不安・負担を感じる保護者の割合	49.3% (H25年度実施)	30%																			
乳幼児健康診査受診率	91.2% (H30年度)	95%以上	独自実施の5歳児健診																		
【現状と課題】	(結婚・妊娠・出産・子育て支援) ○ 当町の合計特殊出生率は、その年により増減はありますが、全国平均を下回る低い数値で推移しており、子どもを産む世代の減少とも相まって、若年者比率も下がりつつあります。 ○ 子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立な																				
【施策項目に対応した主な取組み】	<p>(1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実【成長戦略①】</p> <p>▲ 認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を核として実施している子育て支援サービスの充実を図りながら、安心して産み・育てられるための環境づくりに取り組むとともに、この環境の情報発信に取り組むことで、子育て世代の確保と誘引につなげていきます。</p> <p>▲ 次期安平町こども・子育て支援事業計画を策定していくとともに、安平町まちづくり基本条例に定める「子どもが健やかに育つ環境の整備」という理念を踏まえて、保護者だけではなく、これから結婚し、親となる方々が「安平町で子どもを育てたい」と思い、子どもたちが「このまちに生まれて良かった」と感じる環境を創るために、「(仮称)子ども教育環境条例」の制定に向けて進めています。</p> <p>▲ 公益財団法人日本ユニセフ協会から委嘱された「日本型子どもにやさしいまちモデル検証自治体」として、子どもにやさしいまちづくりを念頭においた子ども参画や子どもが希望持てる持続可能な社会形成などについて検証を行っていきます。</p> <p>▲ (略) ▲ (略)</p> <p>【主な取組み・事業】</p> <p>◇児童福祉複合施設を基盤とした安心して生み育てられる環境づくりと情報発信 ◇次期子ども・子育て支援事業計画の策定 ◇「(仮称)子ども教育環境条例」の制定 ◇「日本型子どもにやさしいまちモデル検証自治体」として、子どもにやさしいまちづくりを念頭においた子ども参画の推進 ◇「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携強化 ◇空き家等を活用した子育て世代の住まい確保の検討 ◇子育て・教育分野への重点的なふるさと納税活用と寄附区分の見直し</p>																				

基本施策

<施策の方向性>、<施策項目>については、基本構想で掲げている項目です。

成果指標

- ◇PDCAサイクルによる検証及び行政評価を進めるため、各基本施策の目指すべきまちづくりの達成に向けた指標と目標値を設定しています。
- ◇目標値については、中期基本計画の最終年度の目標値を設定しています。
- ◇後期基本計画の策定に合わせて、達成した場合や社会情勢の変化を踏まえて、指標項目の追加や削除、目標値の見直しを行います。

現状と課題

町民まちづくり会議で出された課題のほか、社会情勢の変化やこれまでのまちづくりの経過など、基本施策ごとの現状と課題について記述しています。

施策項目に対応した主な取組み

基本構想で掲げた施策項目ごとに、主な取組み内容などを記述しています。

【主な取組み・事業】欄のうち、安平町復興まちづくり計画に掲げる主な復興関連事業には、[復]を表記しています。

第2次安平町総合計画の体系図



第2次安平町総合計画 中期基本

政策分野Ⅰ 子育て・教育

- 基本施策1(子育て支援) 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進
- 基本施策2(就学前教育) 子どもが安心して遊び・学べる環境づくりの推進
- 基本施策3(学校教育) 夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実
- 基本施策4(追分高等学校) 地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援
- 基本施策5(家庭教育) 家庭・地域の教育力の強化
- 基本施策6(青少年教育) まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進

主な取組み・事業

- 次期子ども・子育て支援事業計画の策定 ○〔仮称〕子ども教育環境条例の制定
- 「日本型子どもにやさしいまちモデル検証自治体」として、子どもにやさしいまちづくりを念頭においた子ども参画の推進
- 子ども医療費無償化の独自拡充・子どものインフルエンザ予防接種料の独自助成
- 妊婦健診等に伴う町外医療機関への通院費支援、特定不妊治療費助成事業
- 公私連携による幼小中接続したカリキュラム連携
- 0歳児からの受入れ、給食、一時預かり保育、休日保育サービス等の実施
- 保育教諭確保事業の推進 ○遊育事業の推進と子育て世代への情報発信強化
- 追分地区小中一貫校（教育）の効果・検証・見直し・改善
- 〔復〕早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備
- 学びサポート事業の推進
- 子どもの「海外留学」を応援する取組み・仕組みづくりの検討
- 安平町誘致企業会等と連携した町内雇用体制の確立、就職懇話会（高等学校）
- ふるさと教育・学社融合事業
- トップアスリート育成・支援対策の拡充 など

政策分野Ⅱ 人

- 基本施策1(地域コミュニティ) 地域コミュニティ
- 基本施策2(協働のまちづくり) 多様な主体と行
- 基本施策3(生涯学習・社会教育) 将来のまちづくり
- 基本施策4(芸術・文化) 芸術文化の振興
- 基本施策5(スポーツ振興) 生涯スポーツの
- 基本施策6(男女共同参画) 平等と多様性を
- 基本施策7(交流) 地域間交流・国

主な取組み・

- 地域課題の解決に向けた地区別行動計画（実行計画）
- 〔復〕コミュニティ復興支援事業
- 地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジ
- あびら版町民チャレンジ応援事業（クラウド）
- 民間団体による中間支援組織、まちづくり会
- 仕組みづくりに向けた検討
- 次期安平町生涯学習計画（安平町教育大綱）
- 〔復〕体育館施設を備えた早来公民館（早来）
- S-L車両や鉄道資料を活用した知名度向上・
- 安平山周辺施設を活用したリフレッシュ・健
- スポーツセンターの指定管理者制度の導入
- 子どもを持つ女性が安心して働く環境づくり
- 町民活動団体による国際交流の支援
- 東京あびら会等を通じたふるさと納税寄付者

育てたい　暮らしたい　帰りたい

政策分野IV 健康・福祉

- 基本施策1(保健) 町民との連携・協働による健康づくりの推進
- 基本施策2(医療) 地域医療体制の確保
- 基本施策3(地域福祉) 支え合いと助け合いによる地域福祉の推進
- 基本施策4(しうがい者福祉) 共生社会の実現に向けたしうがい者福祉の推進
- 基本施策5(高齢者福祉) シルバー世代が活躍できる社会の推進
- 基本施策6(社会保障) 社会保障制度の充実

主な取組み・事業

- 健康寿命延伸事業 ○〔復〕災害時こころの健康相談事業
- 各種健康査定の受診率向上に向けた取組み
- 子育て支援や定住施策の観点による独自拡充事業（子ども医療費無償化・インフルエンザ予防接種料の助成等）の周知と発信強化
- 医師確保等支援事業（かかりつけ医・専門医確保事業、新規看護師・歯科衛生士雇用助成事業）、地域医療連携支援事業（眼科医）
- 次期安平町地域福祉計画の策定
- 地域内消費と運動させた福祉ボランティアポイントの創設
- 地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進（再掲）
- 障害者支援施設の建替え支援
- 高齢者住宅の運営体制の強化
- 〔復〕震災に伴う特別養護老人ホームの移転改築に関する支援 など

政策分野V 生

- 基本施策1(環境・景観保全) 豊かな自然環境
- 基本施策2(循環型社会) 資源循環型社会
- 基本施策3(土地利用) 効果的な土地利
- 基本施策4(生活インフラ) 住民生活を支え
- 基本施策5(住環境整備) 多様なニーズに
- 基本施策6(移住・定住対策) 職住近接を目指
- 基本施策7(地域公共交通) 持続可能な地域
- 基本施策8(消防防災・交通安全・消費生活) 安全・安心な住

主な取組み・

- 安平町環境行動計画の策定と実践 ○〔復〕
- 柏が丘公園（ポッポらんど）整備事業（再掲）
- 電気通信事業者による光回線の整備推進
- 除雪運行管理システムの導入 ○空き家等対
- 定住促進事業の推進と見直し（住宅建設奨励）
- 〔復〕地域優良賃貸住宅建設事業
- 小学校・中学校の一体型学校整備をはじめとした子育
- 地域公共交通事業（地域公共交通体系の最適化・共通）
- JR室蘭本線の利用促進等事業 ○運転免許
- 総合防災マップ作製事業 ○追分出張所の耐

計画における主な取組み・事業

*中期基本計画の各政策分野から、新たな取組みや主な事業などを抽出しています。

づくり・コミュニティ

イ活動の活性化の推進
政による協働のまちづくりの推進
りを担う人材の育成
と文化財の保護・活用
振興
尊重した社会づくりの推進
際交流の推進

事業

ラン) の策定と実践

ネスの推進
ファンディング推進事業)
社など、将来のまちづくりを支える

の策定
町民センター) の施設整備
交流人口拡大・鉄道文化の継承
康増進・回遊交流の展開

りの整備と発信

等との交流事業の取り組み展開 など

政策分野Ⅲ 経済・産業

基本施策 1(農林業) 持続可能な農林業の振興
基本施策 2(企業誘致) 恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進
基本施策 3(産業振興・雇用就労) 産業振興と雇用・就労対策の促進
基本施策 4(観光) 公民連携による回遊・交流事業の促進
基本施策 5(商業) 交流人口の拡大と連動した商業の活性化

主な取組み・事業

- 商品開発支援事業 ○次期農業振興地域整備計画の策定
- 水利施設等保全高度化事業 (畠地帯担い手育成型) 追分地区・春日地区
- 有機農業の新規参入に向けた受入れ体制の整備と支援の取組み
- 若者雇用促進助成事業の創設
- MONET事業の推進 ○積雪寒冷地の自動走行実装に向けたプロジェクト推進
- UIJターン新規就業支援事業における首都圏在住者の移住促進
- ワーケーション (労働と滞在型余暇) 推進に向けたワーキングスペースの整備
- 創業等支援事業計画に基づく起業・創業支援 (初期投資軽減、起業・創業セミナー等) の展開
- ビジネスモデルの提案による起業・創業に向けた独自支援の検討
- UIJターン新規就業支援事業による地域課題型解決起業の取組み展開
- 交流人口・関係人口拡大に向けた回遊・交流ステーション形成事業の展開
- 観光協会等と連携した官民一体型観光商品や回遊・交流コンテンツの開発
- 柏が丘公園 (ポップらんど) 整備事業
- 商工会等による多目的活用に向けた商店街ポイントシステムの導入支援
- 【復】トレーラーハウス等の活用に向けた検討 など

みんなで未来へ駆けるまち

活環境・生活基盤

・美しい景観の保全と活用
の構築
用の推進
るインフラ整備の推進
対応した住環境の整備
した移住・定住対策の推進
公共交通の確立
民生活の実現

事業

共同墓建設事業

策支援制度の創設による展開
助成金等の見直し)

て・教育環境の魅力化による移住定住の促進
回数乗車券の発行による公共交通の活性化)
証自主返納者支援事業

震化・非常用電源対策 など

政策分野VI 行財政運営

基本施策 1(情報発信) 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化
基本施策 2(住民サービス) 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化
基本施策 3(行財政運営) 将来を見据えた行財政運営の推進

主な取組み・事業

- 高齢者向けスマートフォン教室、勉強会等の開催
- シティプロモーション戦略の策定
- ホームページアクセス数の分析などによる効果的な情報発信
- 地域おこし協力隊の活用など安平町の知名度向上に向けたPR強化
- 会計年度任用職員制度の導入・運用
- 各種委員会・審議会等の会議資料及び会議録等の常設公開の取組み
- 職員の採用方法の見直しとシステム構築の検討
- 人事評価制度の見直し及び推進
- 安平町職員定員適正化計画の改訂
- 次期安平町行政改革プランの策定
- 民間活力の活用 (指定管理者制度、外部委託など)
- 企業版ふるさと納税 (地方創生応援税制) の活用・検討
- 東胆振定住自立圏共生ビジョンに基づく施策の推進
- 地方創生の推進に向けた地域間連携の推進 など

将来像の実現に向けた重点プロジェクト

(将来像の実現に向けた重点プロジェクトについては、基本構想から抜粋)

当町は、まちづくりの将来像を「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」と掲げています。しかし、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、あらゆる分野で担い手・後継者が不足しており、これまで町民が主体となって解決してきた様々な地域の課題を、今後は誰が担うのかという大きな問題に直面しています。

まちづくりの将来像の実現には、この大きな問題の解消・克服が不可欠です。

一方、社会情勢として、東京一極集中の是正を目指す国の「地方創生」の提唱を追い風として、経済の豊かさではなく、自然や地域とのふれあいを大切にする「田園回帰」という生き方が注目され、地方での暮らしを希望する若者・子育て世代が増加しつつあります。

まちづくりの将来像の実現に向け、この社会情勢の追い風を使い、当町が直面する大きな問題を克服していくものとし、地域課題から「仕事」を生み出す仕組みをつくり、地域住民や若者・子育て世代などの移住者がビジネスの手法を用いて地域課題を解決していく取組みを、戦略的・横断的な1つの施策として重点プロジェクトに位置づけ、積極的展開を図ります。

チームあびら 「安心・平和な生活実現プロジェクト」

地域課題を解決するコミュニティ・ビジネスを活用した子育て世代の移住促進

- まちづくりの将来像⇒「育てたい 暮らしたい 帰りたい（と思える安平町を）」「みんなで（町民と行政の協働で）」「未来へ駆けるまち（実現していく）」
- 町民から多くの地域課題に対する改善を求める声 ⇒ 将来像の実現において大きな障害
- 全ての世代が安平町に住んで良かったと思える「安心・平和な生活の実現」に向け、地域課題から「仕事」を生み出す仕組みをつくり、地域住民や若者・子育て世代などの移住者がビジネスの手法を用いて地域課題を解決していくプロジェクト

重点プロジェクトの設定に係る安平町の主な背景

行政の動き	町民アンケート結果	町内団体の実情	
<ul style="list-style-type: none">▶ 安平町まちづくり基本条例が施行▶ 「安平町まちづくりファンド」の創設▶ NPO法人への「みずほ館」の施設管理委託▶ あびらケラスタートステーション推進機構による「あびら交流センター」の自主的運営▶ 「回遊・交流ステーション形成事業の展開と拠点施設「道の駅」の建設▶ グリーンツーリズム推進で地域おこし協力隊制度を活用▶ 町内の起業・創業を促進する「創業等支援事業計画」の国の認定▶ 庁舎再編と併せ、町民協働、団体・コミュニティ支援を所管する新たな組織づくりを検討	<ul style="list-style-type: none">▶ 20、30年を見据えて子育て支援にしっかり取り組むべき▶ 商店街に活気がなく、廃業する商店も多く、町内での買い物がとても不便▶ 若者が希望する仕事が少ない▶ 総合病院が無く、将来運転できなくなったら不安	マ イ ナ ス 要 因	<ul style="list-style-type: none">▶ 構員の高齢化で活動が停滞▶ ボランティアの担い手が見つからない▶ 地域のリーダー的な人材がない▶ 最近は活動に対する町民協力も少なくなってきている▶ 自治会・町内会等の存続が危ぶまれ、今後再編の議論が必要
		ブ ラ ス 要 因	<ul style="list-style-type: none">▶ 観光協会の法人化▶ 安平地区における自主的な団体活動の活発化▶ 道の駅農直の生産者協議会の設立▶ 早来地区の保護者が中心となり子ども園の園庭を整備
行政が進める「協働のまちづくり」に向けた施策を活用し、課題の共有と支援体制を確立した上で、地域課題から「仕事」を生み出す仕組みをつくり、町民や移住者等が主体となってビジネスの手法を用いて地域課題を解決する取組みを推進			

チームあびら「安心・平和な生活実現プロジェクト」 全体フローチャート

<実現すべき条件>

- ▶ 第2次安平町総合計画のまちづくりの将来像
「育てたい 暮らしたい 帰りたい みんなで未来へ駆けるまち」
- ▶ 地方創生時代における当町の人口減少対策の目標
「子育て世代に選ばれるまち」「生涯住み続けることができるまち」

<町民が認識する地域課題>

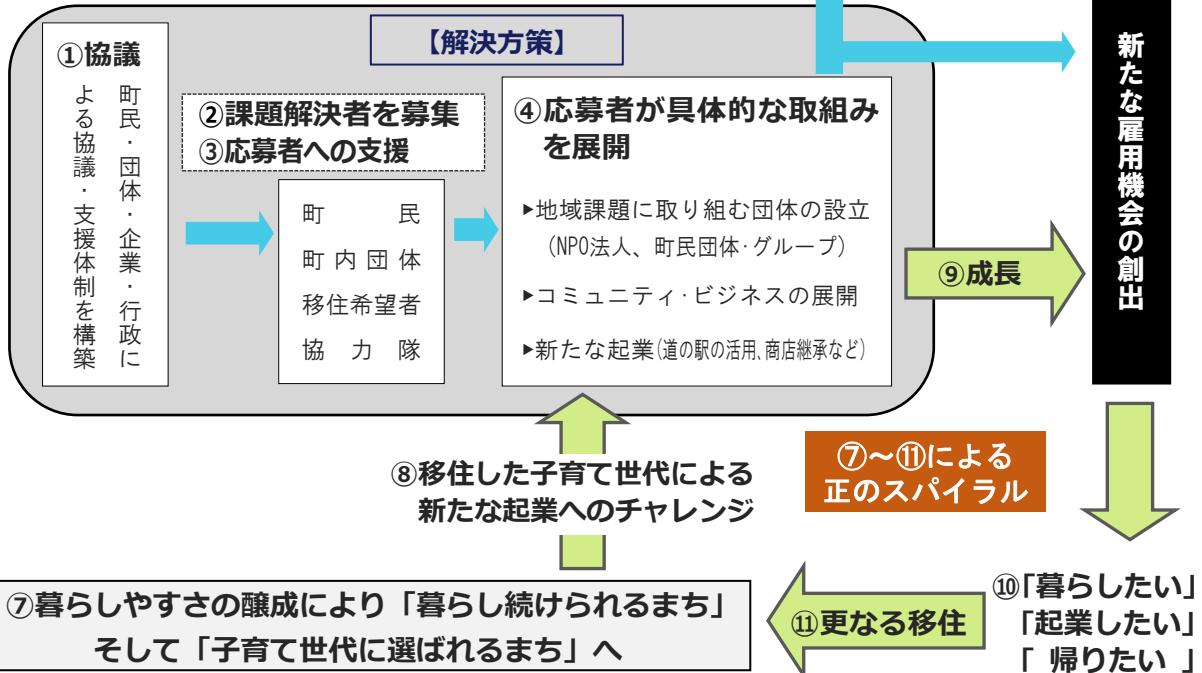
- ◇ 子育て支援の充実（働く女性の支援）
- ◇ 商業、公共交通、雇用、医療の満足度の低さ
- ◇ あらゆる分野で担い手・後継者が不足

【解決しなければならない地域課題】

- | | | | |
|----------|---------------|-----------|-----------|
| 子育て支援の充実 | 商業の活性化 | 雇用の創出 | 地域公共交通の充実 |
| 医療不安の解消 | 地域コミュニティの維持増進 | 担い手・後継者確保 | |

⑤地域課題の解消と雇用の動き

⑥ 暮らしやすいまちへ



<手順>

- ①地域別で町民と行政による「協議の場」を設定し、地域課題や支援策を協議
- ②地域課題を解決する人材・団体の募集（町民・町内団体・移住希望者・地域おこし協力隊など）
- ③協議の場が「地域協議会・支援体制」となり、応募者への人的・物的な支援
- ④支援を受けた町民・町内団体・移住者・地域おこし協力隊が具体的な取組みを展開
- ⑤個別の地域課題の解消とともに、ビジネス・起業によって新たな雇用の動きが発生
- ⑥課題解消に伴い、少しずつ暮らしやすいまちへ

- ⑦暮らしやすさの醸成により「暮らし続けられるまち」「子育て世代に選ばれるまち」へ
- ⑧移住した子育て世代による新たな起業へのチャレンジ
- ⑨ビジネスの成長・拡大により更なる雇用の創出へ
- ⑩安平町のイメージが「暮らしたい」「起業したい」「帰りたい」へと変化
- ⑪更なる移住者を獲得

『正のスパイラル』

◆重点プロジェクトとして戦略的・横断的に取り組むべき主な関連施策

重点プロジェクトに関する政策分野・基本施策・施策項目	10年間で重点的・横断的に取り組むべき施策例
I 子育て・教育 <ul style="list-style-type: none"> 1 地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実 6 まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)地域が一体となったふるさと教育・学社融合の充実 (2)各種体験活動や学習活動を通じた子どもの放課後対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶町民主体で行っている子育てサポート活動にシニア世代を活用し、サービス拡充を図る ▶自然体験系NPO法人との連携による各種体験活動の推進（グリーンツーリズムとの連動）
II 人づくり・コミュニティ <ul style="list-style-type: none"> 1 地域コミュニティ活動の活性化の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)自治会・町内会等の育成と支援の強化 (2)まちづくりファンド（市民基金）を通じた自主的活動への支援 2 多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)市民活動団体の育成と支援の強化 (2)「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶4地区ごとの自治会・町内会等との協議の場の設置（小さな拠点事業） ▶自治会・町内会等の活動をサポートする団体の設立 ▶活動団体による公共施設管理の促進（活動支援事業） ▶まちづくりファンドを活用したNPO法人等の設立支援、コミュニティ・ビジネス応援制度の創設
III 経済・産業 <ul style="list-style-type: none"> 1 持続可能な農林業の振興 <ul style="list-style-type: none"> (1)農産物のブランド化と6次産業化の推進 (4)意欲ある新規就農者の確保と育成の強化 2 恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進 <ul style="list-style-type: none"> (2)ターゲットを定めた戦略的企業誘致の推進 3 産業振興と雇用・就労対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> (1)若者の町内就労支援の促進 (2)地域特産品開発と販路拡大策の連動による新たな地域産業の創出 (3)創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進 (4)シルバー世代の就労促進 4 公民連携による回遊・交流事業の促進 <ul style="list-style-type: none"> (1)公民連携による回遊・交流ステーション形成事業の推進 (2)公共施設を活用した合宿誘致事業の推進 (3)道の駅建設など交流拠点施設の整備 (4)グリーンツーリズムの推進 5 交流人口の拡大と連動した商業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> (1)回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進 (2)空き店舗の活用等による商業後継者対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶新規就農者の獲得に向け、女性農業者（アグリウーマン）を活用した「アグリ・コミュニティビジネス」の事業展開（グリーンツーリズムなど） ▶遊休施設や空き店舗等を活用したサテライトオフィス事業の展開 ▶商工会・金融機関・関係団体で構成する支援機関による産業創出、起業・創業支援の推進（空き店舗や遊休施設の活用） ▶建設予定の道の駅を拠点として展開する回遊・交流ステーション形成事業を活用した新たな産業創出 ▶地域に不足する業種等のビジネスモデルの検討 ▶子育て世代サポート、高齢者買い物対策などシニア世代を中心とした就労の場の構築

重点プロジェクトに関する政策分野・基本施策・施策項目	10年間で重点的・横断的に取り組むべき施策例
<p>IV 健康・福祉</p> <p>3 支え合いと助け合いによる地域福祉の推進 (2)新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進</p> <p>4 共生社会の実現に向けたしあわせのための取り組みの推進 (1)しあわせのための取り組みの推進</p> <p>5 シルバー世代が活躍できる社会の推進 (1)多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいづくりの推進 (2)地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 (3)住み慣れた地域で暮らすための支援の充実</p>	<p>▶高齢者やしあわせのための取り組みの推進等に係る諸課題のコミュニティ・ビジネス化（法人設立支援等）</p>
<p>V 生活環境・生活基盤</p> <p>5 多様なニーズに対応した住環境の整備 (1)空き家・町有地等の利活用による多様な住居ニーズへの対応</p> <p>6 職住近接を目指した移住・定住対策の推進 (1)仕事情報の提供との連動によるU-I-Jターンの促進 (3)多様なニーズに即した移住・定住促進制度の充実</p>	<p>▶起業・創業やコミュニティ・ビジネスの展開を目的とした移住者を対象とした「空き家等リフォーム制度」の拡充</p> <p>▶地域課題の解決につながる業種の逆指名制度の創設</p> <p>▶現行の定住促進条例の見直し（起業・創業等移住者の支援策）</p>
<p>VI 行財政運営</p> <p>1 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化 (2)シティプロモーション戦略に基づく情報発信の強化</p> <p>2 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化 (1)協働のまちづくりの実現とサービス向上を目指した組織体制の強化 (3)人口減少時代に対応した実践型職員の育成 (4)地域サポート制度の充実</p>	<p>▶移住希望者への情報発信力強化</p> <p>▶町民協働を推進する庁舎内組織の新設（課の新設など）</p> <p>▶地域住民との対話から多様な意見を引き出し、合意形成することができる職員の育成</p> <p>▶地域別担当者配置制度（地域サポート制度）の活性化</p>

政策分野Ⅰ 子育て・教育	1
基本施策 1	地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進
基本施策 2	子どもが安心して遊び・学べる環境づくりの推進
基本施策 3	夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実
基本施策 4	地域と連携した追分高等学校の魅力づくりへの支援
基本施策 5	家庭・地域の教育力の強化
基本施策 6	まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進
政策分野Ⅱ 人づくり・コミュニティ	18
基本施策 1	地域コミュニティ活動の活性化の推進
基本施策 2	多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進
基本施策 3	将来のまちづくりを担う人材の育成
基本施策 4	芸術文化の振興と文化財の保護・活用
基本施策 5	生涯スポーツの振興
基本施策 6	平等と多様性を尊重した社会づくりの推進
基本施策 7	地域間交流・国際交流の推進
政策分野Ⅲ 経済・産業	33
基本施策 1	持続可能な農林業の振興
基本施策 2	恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進
基本施策 3	産業振興と雇用・就労対策の促進
基本施策 4	公民連携による回遊・交流事業の促進
基本施策 5	交流人口の拡大と連動した商業の活性化
政策分野Ⅳ 健康・福祉	48
基本施策 1	町民との連携・協働による健康づくりの推進
基本施策 2	地域医療体制の確保
基本施策 3	支え合いと助け合いによる地域福祉の推進
基本施策 4	共生社会の実現に向けたしうがい者福祉の推進
基本施策 5	シルバー世代が活躍できる社会の推進
基本施策 6	社会保障制度の充実

政策分野V 生活環境・生活基盤 ······ 6 1

- 基本施策1 豊かな自然環境・美しい景観の保全と活用
- 基本施策2 資源循環型社会の構築
- 基本施策3 効果的な土地利用の推進
- 基本施策4 住民生活を支えるインフラ整備の推進
- 基本施策5 多様なニーズに対応した住環境の整備
- 基本施策6 職住近接を目指した移住・定住対策の推進
- 基本施策7 持続可能な地域公共交通の確立
- 基本施策8 安全・安心な住民生活の実現

政策分野VI 行財政運営 ······ 8 3

- 基本施策1 情報共有と知名度向上につながる発信力の強化
- 基本施策2 町民に信頼される開かれた組織づくりの強化
- 基本施策3 将来を見据えた行財政運営の推進

安平町復興まちづくり計画 ······ 9 2

- ・第1章 安平町復興まちづくり計画の概要
- ・第2章 北海道胆振東部地震の被害状況
- ・第3章 町民の意向調査
- ・第4章 復興テーマ・基本方針
- ・第5章 復興に向けた取組み
- ・第6章 復旧・復興の推進

資料編 ······ 1 3 8

[計画期間]**2019（令和元）年度から2022（令和4）年度まで**

政策分野 I

子育て・教育

基本施策 1
(子育て支援)

地域で子どもを産み育てられる環境づくりの推進

<施策の方向性>

医療や福祉と連携しながら、0歳から18歳までの子どものライフステージに応じた子育て支援策の充実を目指します。また、子育てを地域全体でサポートする体制をつくり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実【成長戦略①】
- (2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進【成長戦略②】
- (3) しうがいのある児童・生徒・家庭に対する地域支援の充実【成長戦略③】
- (4) ひとり親家庭や多子世帯への子育て・教育支援の充実【差別化戦略①】
- (5) 結婚・妊娠・出産に対する支援の充実【改善戦略①】

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
合計特殊出生率	1.32人 (H28-H30)	1.62人 (R2-R4)	3ヵ年平均
年間の出生者数	40人 (H30年)	39人	各年1月1日～12月31日
子育てへの不安、負担を感じる保護者の割合	49.3% (H25年度実施)	30%	
乳幼児健康診査受診率	91.2% (H30年度)	95%以上	独自実施の5歳児健診

【現状と課題】

(結婚・妊娠・出産・子育て支援)

- 当町の合計特殊出生率は、その年により増減はありますが、全国平均を下回る低い数値で推移しており、子どもを産む世代の減少とも相まって、若年者比率も下がりつつあります。
- 子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、女性の社会進出による子育てと仕事の両立など大きく変化し、子育て支援環境の整備が喫緊の課題であったことから、認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を、早来地区と追分地区にそれぞれ整備してきました。
- この「児童福祉複合施設」を基盤として、安心して子どもを産み、育てられるための子育て支援サービスの充実を図り、子育て世代が安平町を選び、産んで、育てて良かったと思われる町の実現を目指しています。

そのためにも、子育て支援に係るソフト事業と定住対策事業の連動、そして、これら支援策

の情報を子育て世代にしっかりと発信し、PRすることが重要だと考えています。

- 平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震による人口減少、特に震災直後には若年層の人口流出が顕著で、子育てや教育に不安を口にする保護者も多く、まちづくりの根幹を揺るがす事態となりました。
- 町では、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズや悩みに対して包括的な相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を平成31年4月に設置しました。

(母子保健事業)

- 子どもたちが健やかに育ち、親子がともに成長するために、きめ細やかな相談体制により妊娠期・乳児期・幼児期における母子保健事業に取り組むとともに、経済的支援として、高校生まで医療費無料化の拡大や、特定不妊治療の助成等を行っています。

(療育・発達支援)

- 療育及び発達支援については、子ども発達支援センターが就学前における早期療育の中心的な場として、子どもの成長に不安を持つ家庭の相談や支援を行うとともに、平成30年度からは小学校への学校訪問支援事業を取り入れるなど、認定こども園・小中学校において、情報の共有を図りながら、一貫した支援体制をとることに努めています。
- 現在、国の指針において、子ども発達支援センター内に児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援により地域連携を行う「中核子ども発達支援センター」の設置が求められていますが、人員確保など単独自治体での設置は難しいのが現状です。

(ひとり親家庭や多子世帯等への支援)

- 家庭環境や経済的な理由から子どもの学習意欲や進学の機会を逃すことの無いよう、ひとり親家庭や多子世帯等の精神的負担を軽減するため、行政や地域による支援やライフステージに応じた相談体制の整備が必要です。
- ひとり親家庭の父母の医療費助成については、入院医療費と指定訪問看護医療費のみ道補助事業の対象となっていますが、町独自に助成範囲を拡大し外来診療分（歯科・調剤を含む）の医療費を助成しています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 子育て支援サービス・情報提供・相談体制の充実 【成長戦略①】

- ▶ 認定こども園・子育て支援センター・児童館・放課後児童クラブなどを集約した「児童福祉複合施設」を核として実施している子育て支援サービスの充実を図りながら、安心して産み、育てられるための環境づくりに取り組むとともに、この環境の情報発信に取り組むことで、子育て世代の確保と誘引につなげていきます。
- ▶ 次期安平町こども・子育て支援事業計画を策定していくとともに、安平町まちづくり基本条例に定める「子どもが健やかに育つ環境の整備」という理念を踏まえて、保護者だけではなく、これから結婚し、親となる方々が「安平町で子どもを育てたい」と思い、子どもたちが「このまちに生まれて良かった」と感じる環境を創るために、「(仮称) 子ども教育環境条例」の制定に向けて進めています。
- ▶ 公益財団法人日本ユニセフ協会から委嘱された「日本型子どもにやさしいまちモデル検証自

治体」として、子どもにやさしいまちづくりを念頭においた子ども参画や子どもが希望を持つ持続可能な社会形成などについて検証を行っていきます。

- ▶ 地域における子育て世代の安心感を醸成するため、母子保健の専門性・子育て支援機能・児童虐待や療育事業など、一体的な相談体制の構築として「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携強化を図ります。
- ▶ 子育て支援や定住施策の観点から、子どもの各進学期における教育コストや住宅建設などライフステージに応じた経済的負担が増加するポイント等を踏まえた子育て世代を対象としたライフプラン講座や広報コラムによる発信などに取り組んでいきます。
- ▶ 町民有志で結成され運営している「子育てサポーター」の活動は子育て世代にとって非常に重要な役割を果たしていることから、子育てサポーター養成講座など様々なアプローチで活動に携わる方を確保しながら、子育てを地域全体で支える環境づくりを進めています。
- ▶ 子育て世代を誘引するためには住まいの確保が求められることから、分譲宅地や民有地、賃貸住宅などの情報発信のほか、空き家等を活用した子育て世代の住まい確保に向けた取組みについて検討していきます。
- ▶ 全国から寄せられる「ふるさと納税制度」を活用した寄附金と、第2次安平町総合計画において、「優先すべき政策分野」に位置づけている子育て・教育分野を結びつけながら、将来像の実現に向けて戦略的に取組みを進めるため、子育て・教育分野への重点的なふるさと納税の活用と寄附区分の見直しを行います。

〔主な取組み・事業〕

- ◇児童福祉複合施設を基盤とした安心して産み育てられる環境づくりと情報発信
- ◇次期子ども・子育て支援事業計画の策定
- ◇「(仮称) 子ども教育環境条例」の制定
- ◇「日本型子どもにやさしいまちモデル検証自治体」として、子どもにやさしいまちづくりを念頭においた子ども参画の推進
- ◇「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携強化
- ◇空き家等を活用した子育て世代の住まい確保の検討
- ◇子育て・教育分野への重点的なふるさと納税活用と寄附区分の見直し

(2) 妊娠期・乳児期・幼児期など母子保健事業の推進【成長戦略②】

- ▶ 安全・安心に出産し、ゆとりをもって健やかに子どもを育てるため、妊娠期における妊婦の健康相談や問題の早期発見、出産後の保健師による訪問活動、乳幼児期における乳幼児健診を充実するなど、乳幼児の健康の確保に向けたきめ細やかな体制により、子どもが健やかに育つ環境の整備に取り組みます。
- ▶ 子どもの医療費や保育料等の軽減を図り、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図ります。

また、高校生までを独自拡充対象としている医療費無償化については、他自治体の動向や財政負担を考慮しながら、初診料負担分の軽減とあわせた地域内消費への還元ができる仕組みづ

くりについて検討していきます

- ▶ 町と子育て世代のコミュニケーションツールを充実させるため、電子母子手帳の本格的運用を開始します。

〔主な取組み・事業〕
◇子ども医療費無償化の独自拡充 ◇子どものインフルエンザ予防接種料の独自助成 ◇電子母子手帳運用事業 ◇妊産婦保健事業 ◇乳幼児健診事業 ◇パパママ教室

(3) しおがいのある児童・生徒・家庭に対する地域支援の充実【成長戦略③】

- ▶ 発達の遅れや支援を必要とする子ども、児童、生徒については、子ども発達支援センターのほか、認定こども園・小中学校において、情報の共有と適切な引継ぎにより、一貫した支援体制に努めるとともに、町内の早期療育機能を充実させるため、子ども発達支援等の専門職員の配置により、安定的な支援を行います。
- ▶ 国の指針として努力目標ではありますが設置を求められている「中核子ども発達支援センター」については、人員確保など単独自治体での設置は難しい現状にあることから、近隣市や定住自立圏等との広域による連携について調査検討を進めます。

〔主な取組み・事業〕
◇子ども発達支援センター運営事業 ◇子ども発達支援等の専門職員の配置 ◇要保護児童対策調整機関専門職研修

(4) ひとり親家庭や多子世帯への子育て・教育支援の充実【差別化戦略①】

- ▶ ひとり親家庭等については、放課後保育や休日保育などによる子育て支援のほか、就学援助等による経済的支援など、ひとり親家庭等への支援に努めます。
また、ひとり親家庭に対する相談支援については、継続性のある相談支援体制を構築しながら、生活の中で抱えている不安や問題の解消につなげていきます。
- ▶ 子育てに対する負担感を軽減するためにも、地域で安心して子どもを育てられる環境であることを発信するほか、多子世帯への経済的支援等について取り組んでいきます。

〔主な取組み・事業〕
◇ひとり親家庭における医療費助成制度や児童扶養手当の給付 ◇多子世帯の保育料軽減支援事業

(5) 結婚・妊娠・出産に対する支援の充実【改善戦略①】

- ▶ 全国的に晩婚化の傾向にあることから、青年団体による取組みをはじめ、町内で働いている若年層の出会いの場の創出や交流について検討していきます。
- ▶ 当町には産婦人科がないことから、妊婦健診等に伴う町外医療機関への通院費の支援を行うなど安心して出産できる体制づくりに取り組むとともに、出産年齢の高齢化に伴う不妊治療

ニーズが増加している現状にあることから、高額な医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を行うなど、結婚・妊娠・出産に対する支援策の充実に取り組みます。

[主な取組み・事業]

- ◇若年層の出会いの場の創出・交流の検討 ◇妊婦健診等に伴う町外医療機関への通院費支援
- ◇特定不妊治療費助成事業 ◇定住促進事業（出生祝金、結婚祝金）の推進

* 合計特殊出生率：15～49歳の女性が1年間に出産した子どもの数を基にして、一人の女性が生涯に産むと予測される子どもの数の平均数を算出したもの。

<施策の方向性>

子どもの社会性や思考力、集中力、創造力、構成力など、就学後の生活や学習の基盤となる力を幼児期に育むため、「遊び」を通じた自発的な「遊び」を重視する就学前教育と、その環境づくりを目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育の充実 [成長戦略④]
- (2) 遊びながら学べる空間・施設の充実 [改善戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
認定こども園の待機児童数	0人 (H30年度)	0人	
認定こども園と連携した有資格者の確保数 (保育教諭)	1人 (H30年度)	累計4人	
保護者・住民と行政等が一体となった魅力ある園庭等整備の実施数	2事業 (H30年度)	累計1事業	

* 目標値の累計は R1～R4 の累計値

【現状と課題】

- 町内には、民間法人と行政が連携した2つの公私連携保育連携型認定こども園が整備され、子育て環境及び就学前教育の充実に取り組んでいます。
また、両園では0歳児からの受入れや給食、一時預かり保育、休日保育など多様なサービスを提供しているとともに、コミュニティ・スクールの導入により小学校や地域と連携した特色ある幼児教育、さらには発達段階に応じて遊びながら体力や想像力等が備わる「遊びを通じた教育」を進めるなど、質の高い保育及び教育サービスの提供により、町外からの入園希望もあり、計画以上の入園児童を確保しています。
- 学習指導要領の改訂により幼児期に育んだ資質・能力を小学校以降の学びにつなげるよう学校間接続として幼小のカリキュラム連携が求められています。
- 消費税率の引き上げにより、令和元年10月から幼児教育の無償化が開始されるなど、保護者にとっては経済的な負担軽減の取組みが行われていますが、多様な保育サービス及び質の高い教育サービスを提供していくためには、全国的な課題でもある保育教諭の確保が急務となっています。
- 子どもの自主性と創造性を促し、遊びながら学び育てる遊育事業の推進に向けて、地域おこし協力隊を採用しながら取組みを進めていますが、町内への広がりや遊びながら学べる空間整備の充実が求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育の充実 【成長戦略④】

- ▶ 質の高い特色ある保育・教育サービスの提供と利用者ニーズへの迅速な対応を目指した魅力ある民間運営により、子育て世代の確保と誘引につなげていくため、民間法人と連携しながら、認定こども園を拠点とした特色ある就学前教育のさらなる充実を目指します。
- また、現在行っている障がい児特別保育事業の教育事業として、教育認定者の確保による受入体制強化に向けた取組みについて、検討していきます。
- ▶ 質の高い幼児期の教育を確実に小学校以降の義務教育へとつなげていくよう公私連携による教育内容の幼小連携接続を進めています。
- ▶ かねてより要望のある病児病後児保育については、医療機関との連携や体制確保の可能性などについて、引き続き研究していきます。
- ▶ 保育教諭など有資格者の確保策に取り組んでいますが、多様な保育サービス及び質の高い教育サービスを提供していくためにも、民間法人と連携したさらなる保育教諭の確保を進めています。

〔主な取組み・事業〕

- ◇公私連携幼保連携型認定こども園への運営支援
- ◇公私連携による幼小が接続したカリキュラム連携
- ◇0歳児からの受入れ、給食、一時預かり保育、休日保育サービス等の実施
- ◇保育教諭確保事業の推進

(2) 遊びながら学べる空間・施設の充実 【改善戦略②】

- ▶ 子どもの自主性と創造性を促す遊びながら学ぶ空間整備や施設の充実に向け、町内団体が主体となり進めるプレーパークの整備に対する支援や、地域おこし協力隊と進めている遊育事業の推進に併せ町内全体への広がりを図ります。
- ▶ 遊育事業で育まれる資質・能力がこれからの中学校で求められる教育活動で發揮されることが期待されることから、学校教育との連携を研究していきます。
- ▶ 遊育事業は、子育て世代の関心を高めるコンテンツでもあることから、子育て世代や若年層の移住定住に繋がるよう町内外への情報発信を強化していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇遊びながら学べる空間整備への支援 ◇遊育事業の学校教育との連携研究
- ◇遊育事業の推進と子育て世代への情報発信強化

* プレーパーク：従来の公園の概念にとらわれず、子どもたちの主体性を引き出すことのできる遊び場として現代社会に浸透しつつある考え方。

* コミュニティ・スクール（学校運営協議会）：学校と保護者や地域の皆さんとともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

<施策の方向性>

複雑化する時代を生き抜く未来の担い手育成に向け、コミュニティ・スクールを核とした「特色ある教育」、「開かれた学校」を推進し、夢と希望を実現する力を育む学校教育の充実を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) コミュニティ・スクールを核とした学校教育の充実 [成長戦略⑤]
- (2) グローバル人材の育成に向けた学力・学習の強化 [差別化戦略②]
- (3) 小規模校の特性を活かしたきめ細かい指導の推進 [改善戦略③]
- (4) 児童・生徒の体力向上の推進 [改善戦略④]
- (5) 計画的な学校教育施設等の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
小中一貫校の導入数	1 地区 (H30年度)	累計 1 地区	
全国学力・学習状況調査（全科目全国平均正答率）	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 全科目で全国平均正答率以上 ・中学校 全科目で全国平均正答率以上 (H30年度)	全国平均正答率以上	校種別平均値
全国体力・運動能力、運動習慣等調査（体力合計点）	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 8種目中、男子6種目、女子6種目で全国平均以上 ・中学校 9種目中、男子4種目、女子4種目で全国平均以上 (H30年度)	全国平均以上	校種別平均値
小学1年生の児童数・中学1年生の生徒数	<ul style="list-style-type: none"> ・小1児童数 45人 ・中1生徒数 56人 (H30年度)	現状維持・増	学校基本調査（毎年5月1日現在）
町立学校施設改修実施件数(老朽対策)	0 校 (H30年度)	累計 1 校	

* 目標値の累計は R1～R4 の累計値

【現状と課題】

(学校教育)

- 安平町では、町内の小中学校全てにコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置して、地域・学校・行政が連携、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともに開かれた特色ある学校づくりを進めています。
- 教育については、都市部と同じ水準を求める住民ニーズやグローバル社会への対応といった観点から、魅力的な教育や学習環境の提供が求められている中、当町では幼小中高の連携によ

る取組みなどにより、平成30年度の「全国学力・学習状況調査」において、町内小学校・中学校において全科目で全国平均正答率を上回るなど、これまでの取組みが成果につながっている状況にあります。

- そのような中、追分地区では平成30年度から小学校・中学校9年間を見通した教育課程の編成によって系統性と円滑な接続に配慮した小中一貫教育を開始しました。
- また、北海道胆振東部地震により仮設校舎での学校生活を余儀なくされている早来中学校については、早来小学校との一体型の学校整備による再建を目指し、多様な町民参画を実施しながら未来に向けた学校づくりを進めているところです。
- 人口減少や社会の大きな変化に対応するため「主体的、対話的で深い学び」へと学び方も変わり、学校運営の在り方についても子ども主体へと変わってきています。
- 児童生徒の減少に伴い1学年1学級運営や複式学級の学校もあることから、競い合い精神の醸成が困難ではと危惧する意見があることや、子育て世代の確保と誘引につなげるためには大きな懸念材料となることから、小規模校の特性を活かしたきめ細かい指導の充実が求められています。
- 全国的に子どもの体力や運動能力が低下傾向にある中、当町ではこれまでの取組みにより、「運動は大切である」という意識が高く、体力及び運動能力が高い状況にあるとともに、競技種目によっては全道・全国大会に出場する児童・生徒、部活動などがあります。

(学校教育施設)

- 児童・生徒が1日の多くの時間を過ごす小中学校での安全性の確保という観点から、老朽化が著しかった追分中学校については平成24年度に新校舎として建替えをし、また、平成26年度をもって、町内小中学校の全ての耐震化を完了しました。
しかし、昭和40年代から50年代に建築された校舎が多く、全体的に老朽化が進んでおり、ICTの活用といった学び方も変化していることから、安全・安心かつ時代に合った教育環境づくりを進めるためにも、計画的な改修整備を行う必要があります。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) コミュニティ・スクールを核とした学校教育の充実 【成長戦略⑤】

- ▶ 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育活動の実現を目指し、全小中学校に導入しているコミュニティ・スクールを中心に、引き続き幼保小中高の連携による学力向上に向けた学校教育の強化を進めます。
- ▶ レーダーチャート方式により公表を行っている「全国学力・学習状況調査」及び「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」については、その結果を学校ごとに検証・分析することにより、各校の課題解決を図っていきます。
- ▶ 小学校・中学校の一貫教育を開始した追分地区においては、コミュニティ・スクールを中心としながら、学校とともに効果、検証を行い、併せて見直しと改善を図っていきます。
- ▶ 早来中学校の再建については、ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指し、丁寧な町民参画を実施しながら、老朽化が著しい早来小学校との一体型による学校の整備を行い、当町が進める子育て教育環境の魅力化により、若年層や子育て世代の関心を高めることで人口確保対策につなげていくという、安平町の未来へつ

ながる復興のシンボルとして進めていきます。

- ▶ 学習環境の充実を図るために、児童・生徒の事情や状況により学校を選択できるよう、特定条件を設定した学校選択制度の導入について、検討していきます。
- ▶ 介護職を対象に取組みを始めた専門職の資格取得を目指し、進学する生徒の人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度については、積極的な活用を図ってもらうため継続的な制度周知を行っていきます。

また、介護分野に限らず、医療・福祉・子育て・教育など、あらゆる分野において有資格者等の専門人材の確保が課題となっていることから、継続して関係機関や各事業所などとともに協議検討を行っていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇幼小中高教員の相互乗り入れ授業（出前授業等） ◇小中学校における体験事業・キャリア教育の推進 ◇追分地区小中一貫校（教育）の効果・検証・見直し・改善 ◇【復】早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備 ◇学校選択制度の導入検討 ◇専門職の資格取得を目指し進学する生徒に特化した人材育成とUターン施策を連動させた取組みの推進

(2) グローバル人材の育成に向けた学力・学習の強化 【差別化戦略②】

- ▶ 小学校での英語必修化や、社会のグローバル化が進む中で、英語を活用できる児童生徒の育成を目指すため、幼少期から気軽に英語に触れる機会を作るとともに、外国語指導助手（ALT）の取組み強化により、英語力の強化と将来的にグローバルに活躍できる人材を育てる取組みを進めます。
- ▶ 小学校においてはICTロボットの導入活用などを行っていますが、小学校でのプログラミング教育必修化に向け、プログラミング学習の支援・実践や、電子黒板の常設化など、最先端の情報教育環境を町内小中学校へ整備していきます。
- ▶ 児童生徒の学習意欲を高めることを目的に、より新たな知見で専門的な学習機会を提供するとともにアクティブラーニングによる事業展開など、人生の選択肢や可能性を広げる学びサポート事業などの取組みを推進していきます。
- ▶ 学問やスポーツなどあらゆる分野において、子どもたちが夢を持ち、チャレンジできる機会づくりとして、子どもの「海外留学」を応援する取組みや仕組みづくりを検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇グローバル社会に対応した英語教育の充実 ◇プログラミング学習の支援・実践 ◇ICT教育環境整備事業 ◇学びサポート事業の推進 ◇子どもの「海外留学」を応援する取組み・仕組みづくりの検討

(3) 小規模校の特性を活かしたきめ細かい指導の推進 【改善戦略③】

- ▶ 1学年1学級運営により競い合い精神の醸成が難しいことや、基礎学力の低下について危惧

する意見もあるため、小規模校ならではのきめ細かい学習指導を推進するほか、情報化社会及び情報通信技術の普及により、都市部と変わらない教育や学習環境の提供を行っていきます。

[主な取組み・事業]
◇町内小学校連携による合同学習 ◇ICT教育環境整備事業（再掲）

（4）児童・生徒の体力向上の推進 [改善戦略④]

- ▶ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の検証・分析による各学校での取組みのほか、地域のスポーツ少年団や社会教育事業と連携した各種体験活動、スポーツ事業などを通じて、児童生徒の体力向上に向けた取組みを推進していきます。
- ▶ 中学校部活動については、練習時間や休養日設定などの適正化と部活動指導の充実を図るために、国の制度を活用し部活動指導員の導入を開始したところであり、必要となる部活動への導入を検討しながら継続して実施していきます。

なお、国の支援制度では同一部活動への指導員配置期間は、最長3年間となっていますが、配置期間の延長など継続して活用できるよう国へ要望を行っていきます。

[主な取組み・事業]
◇自然体験活動や生涯スポーツ事業を通じた体力向上事業
◇中学校部活動指導員導入事業

（5）計画的な学校教育施設等の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略①]

- ▶ 全体的に老朽化が進んでいる学校校舎をはじめとした学校教育施設については、子どもたちの安全・快適な教育環境づくりを目指し、改修整備に向けた財源を確保しながら、計画的に改修整備を行っていくとともに、時代の要請に対応する教育備品等を計画的に整備します。
- ▶ 平成25年度に建設した学校給食センターについては、食育という観点から地域の食材を活かした給食や食物アレルギー対応食の提供など、当町が進める子育て教育環境の魅力化の一つとしてフェイスブック等で外部へ発信しながら、すべての幼児・児童・生徒が安全でおいしい給食を楽しめるよう取り組みます。

また、食器類・設備・施設修繕を計画的に行っていきます。

[主な取組み・事業]
◇ [復] 早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備（再掲）
◇学校教育施設の計画的な改修、維持補修 ◇教育備品の整備
◇学校給食センター運営事業

* ICT : Information and Communication Technology (インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)
一般的に「情報通信技術」と訳されています。

* アクティブラーニング : 学習者主体の学習方法の一つで、学習者が能動的に学び参加する学習方法のこと。学習者が能動的に学ぶことによって、「認知的・倫理的・社会的能力、教養、知識、経験を含めた能力の育成を図ること。

＜施策の方向性＞

まちづくりで活躍する多数の人材を輩出してきた“まちの最高学府”「北海道追分高等学校」の存続に向け、地域と連携した高等学校による魅力づくりに向けた活動を支援します。

＜施 策 項 目 ＞

- (1) 地域企業との連携による追分高等学校の特色ある取組みへの支援 [差別化戦略③]
- (2) 追分高等学校の存続に向けた町民気運の醸成 [回避戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
追分高等学校への入学者数（うち地元中学校からの入学者割合）	32人（うち28%） (H30年度)	40人（うち35%）	
追分高等学校からの進学・就職率	100% (H30年度)	100%	

【現状と課題】

- 町内唯一の高校である北海道追分高等学校は、町内教育の大きな柱である「幼小中高連携教育」の中核として大きな役割を果たしており、平成22年度からは1学級となっていますが、平成30年度にコミュニティ・スクールが導入され、地域と連携した魅力づくりや追分高等学校存続支援協議会を中心とした取組みを行っています。
- しかし、中学校卒業者の減少による北海道立高等学校の存続問題を取り巻く環境は厳しい状況にあり、追分高等学校の存続については予断を許さない状況に置かれています。
- 地域内の高等学校の存在は子育て世代の移住・定住先の選択要因の一つとなることから、学校存続に向けては、引き続き地域企業等で構成している安平町誘致企業会等をはじめとした町内連携の強化や学校の魅力づくりに向けた支援による入学生徒の確保、特に、地元中学校からの入学者の確保が重要な要素となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域企業との連携による追分高等学校の特色ある取組みへの支援 [差別化戦略③]

- ▶ ふるさと教育により地域で育った子どもが、追分高等学校を卒業した後、町内企業に雇用される理想的な循環構造を目指し、安平町誘致企業会・安平町商工会・追分高等学校存続支援協議会をはじめとした町内連携による地域定着・人口流出の食い止めに向けた取組みを進めるとともに、外国語指導助手（ALT）の派遣や地元中学校から進学しやすい環境づくりなど、存続支援協議会が行う各種事業に対して、引き続き支援を行っていきます。

- ▶ 地元介護事業所と連携した介護職の資格取得を目指し、進学する生徒に特化した人材育成と

Uターン施策を連動させた奨学金制度を創設したことから、追分高等学校・地元介護事業所・行政等と連携を図りながら、介護職の確保とUターンにつなげていきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇追分高等学校におけるキャリア教育の充実に向けた支援
- ◇安平町誘致企業会等と連携した町内雇用体制の確立、就職懇話会の開催
- ◇追分高等学校存続支援協議会が行う各種事業への支援

(2) 追分高等学校の存続に向けた町民気運の醸成 [回避戦略②]

- ▶ 地域内の高等学校の存在が子育て世代の移住・定住先の選択要因の一つとなることから、進学率や地域内外の就職率の高さをPRするとともに、他の小規模校との差別化を図る取組みを検討しながら、存続支援協議会など地域一体となって、学校存続及び入学希望者の確保に取り組みます。
- ▶ 他の道立高校に先がけて、追分高等学校にコミュニティ・スクールが導入されたことから、学校運営に地域住民が積極的に関わりを持ってもらう連携体制を強化しながら、追分高等学校の存続に向けた町民の機運を醸成していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇進学・就職率の高さのPRによる生徒確保
- ◇コミュニティ・スクールを活用した地域住民との連携体制の強化

<施策の方向性>

子ども達が健やかに育つ上で、全ての出発点となる家庭教育力の向上を目指すとともに、子どもの健全育成に向けた諸活動への保護者の参加促進に取り組みます。

<施 策 項 目 >

- (1) 地域力による子どもの健全育成活動の推進 [成長戦略⑥]
- (2) 家庭教育力の向上の推進 [回避戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
児童館・児童センターの利用者数	22,518人 (H30年度)	現状維持	
放課後児童クラブの待機児童数	0名 (H30年度)	0名	
家庭教育に関する事業数と参加人数	7事業・213人 (H30年度)	現状維持	

【現状と課題】

- 子どもたちの健全育成を目的とする児童館や放課後児童クラブについては、就学前から小学生まで一貫した運営方針による事業展開や民間法人により運営をしている認定子ども園との一体的な施設管理を目指し、平成29年度から民間法人による指定管理体制へ移行してきました。
- 子ども・子育て支援新制度の施行により放課後児童クラブの対象年齢が小学6年生まで拡大されたことに伴い、放課後児童クラブでは待機児童が発生した時期もありましたが、民間法人による一体的な施設管理・運営によるスケールメリットを活かし、現在は待機児童の解消につながっています。
- 家庭教育は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、人間形成の基礎となる重要な役割を担っていますが、核家族化のほか、親が身近な人から子育てを学ぶことや助け合う機会の減少、地域とのつながりの希薄化など、子育てや家庭教育を支える地域環境の変化もあり、家庭における教育力の低下が危惧されています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域力による子どもの健全育成活動の推進 [成長戦略⑥]

- ▶ 民間法人による魅力的なソフト事業やランドセル来館などの導入により利用者が増えている児童館・放課後児童クラブについては、引き続き子どもたちにとって関心の高い企画や催しを取り入れながら、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境と、保護者にとって働きやすい環境づくりを推進します。

〔主な取組み・事業〕

- ◇児童館・放課後児童クラブの安定的運営に係る支援
- ◇町内の森や自然を活用した野外活動の充実

(2) 家庭教育力の向上の推進 [回避戦略③]

- ▶ 家族の会話やコミュニケーションから育まれる絆や善惡の判断、家庭における挨拶や食事の大切さといった子どもたちの基本的な生活習慣づくりなど、家庭教育の大切さや命の大切さについて、親子や家族で話し合ったり、一緒に考えてもらうための機会づくりを、子ども園や学校だけではなく、地域と連携した協働体制により取り組んでいきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇就学時健診や小中学校入学時期による子育て講座・家庭教育講座等の実施
- ◇子育て支援センターと連携した乳幼児子育て講座・子育てサポーター養成講座等の実施
- ◇読み聞かせ等を通じて愛情豊かな親子関係を築くためのブックスタート事業

基本施策6 (青少年教育)

まちへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」の推進

<施策の方向性>

子ども達が体験活動や文化・スポーツ活動を通じて地域の人々に関わり合いながら、ふるさとへの愛着と誇りを育む「ふるさと教育」を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 地域が一体となったふるさと教育・学社融合の充実 [成長戦略⑦]
- (2) 各種体験活動や学習活動を通じた子どもの放課後対策の推進 [成長戦略⑧]
- (3) 青少年の文化・スポーツ活動への支援 [成長戦略⑨]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
ふるさと教育・学社融合事業数	70事業 (H30年度)	現状維持	
社会教育活動への参加者数（参考値：子どもチャレンジ塾）	96人 (H30年度)	150人	

【現状と課題】

- 当町は、就職や進学を機にふるさと安平町を離れる若者が多く、若年層の転出超過が顕著でありますが、幼少期に郷土愛を育み、当町を一度離れて社会生活を送った後、再び故郷へ帰り、都会での経験を活かして新しいまちづくりに貢献するという循環を作り上げるため、地域全体が一丸となった「ふるさと教育」を推進しています。
- 就学児童が放課後や長期休業等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、各種体験事業を実施しています。
- 豊かな人間性の醸成に寄与する文化・スポーツ活動の日常化に取り組むとともに、文化・スポーツ活動において全道・全国レベルで活躍をする子どもたちへ大会への参加費助成等の支援を行っています。
- 北海道胆振東部地震発生後には、子どもの運動機会確保と心身の健康の保持を目指し、町内の各種スポーツ少年団が構成員となったNPO法人が設立され、子どもたちの運動やスポーツ機会の確保に向けた新たな取組みが始まっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域が一体となったふるさと教育・学社融合の充実 [成長戦略⑦]

- ▶ 学校教育と社会教育の一体となった活動が、誰もが抱く「ふるさとを誇りに思い、ふるさとを愛する心」を育み、若者の地域定着と将来的なリターンに繋がることから、家庭・学校・地域の連携体制によるコミュニティ・スクールを核とした「ふるさと教育・学社融合事業」の充

実を図り、将来のまちづくりの担い手確保と人材の育成に取り組みます。

そのためにも、ふるさと教育・学社融合事業の必要性を各小中高と共有した上で、実践日数を確保できるよう努めていきます。

- ▶ 児童生徒の学習意欲を高めることを目的に、より新たな知見で専門的な学習機会を提供したりアクティブラーニングによる事業展開など、人生の選択肢や可能性を広げる学びサポート事業などの取組みを推進していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇各学校授業への地域人材・活動の活用 ◇ふるさと教育・学社融合事業
◇学びサポート事業の推進（再掲）

（2）各種体験活動や学習活動を通じた子どもの放課後対策の推進【成長戦略⑧】

- ▶ 子どもに不足していると言われる「運動機会・学習時間・各種体験活動」の提供に向け、スポーツ推進員や子ども会育成連絡協議会などの協力のもと、放課後や長期休業等における子どもチャレンジ塾・放課後子ども教室、サバイバルキャンプなどの実施により、児童・生徒の健全育成につなげていきます。
- ▶ 地域おこし協力隊をはじめ、町民や町内活動団体など、地域の人々が関わり合いながら、子どもの自主性と創造性を促し遊びを通じて学び育てる遊育事業を推進していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇子どもチャレンジ塾・放課後子ども教室等の実施
◇遊育事業の推進（再掲）

（3）青少年の文化・スポーツ活動への支援【成長戦略⑨】

- ▶ 青少年の文化・スポーツ活動での全道・全国大会等へ参加する遠征費助成など、引き続き支援を行うとともに、町内にある各運動施設や生涯学習施設などを活用しながら活動を行っている青少年の文化・スポーツ活動の活性化に向けた支援に取り組みます。
- ▶ スポーツ少年団をはじめとする児童・生徒の全道・全国大会等へ参加する遠征の助成を行うなど競技スポーツの振興を図ってきたことにより、安平町出身者の青年層や成人の全国大会や世界大会出場も多くなっていることから、支援対象を青年層や成人へ拡充しながら、より一層のスポーツ活動の振興を図ります。
- ▶ 少子化による団体の統合再編も生じている少年団活動や部活動については、震災に伴う活動機会・運動機会の減少もあることから、町内の各種スポーツ少年団が構成員となっているNPO法人をはじめ関係団体や部活動と連携しながら、活動環境の向上に向けて検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇文化・スポーツ大会参加助成事業 ◇トップアスリート育成・支援対策の拡充
◇少年団・部活動に係る活動環境の向上検討

政策分野Ⅱ

人づくり・コミュニティ

基本施策1
(地域コミュニティ)

地域コミュニティ活動の活性化の推進

<施策の方向性>

持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、自治会・町内会等の活動への積極的な支援を行い、行政の目が行き届かない分野のサービス提供や身近な課題の解決が、町民の活発な自主的活動で展開される地域づくりを目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 自治会・町内会等の育成と支援の強化 [差別化戦略①]
- (2) まちづくりファンド（町民基金）を通じた自主的活動への支援 [差別化戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
自治会・町内会等加入率	81.7% (H30年度)	80%以上	
町職員による地域サポート制度の職員数	15人 (H30年度)	18人	

【現状と課題】

- 当町では、平成26年12月に「安平町まちづくり条例」を施行し、町民参画・町民協働のまちづくりを進めています。
- 北海道胆振東部地震や震災による避難所運営等を通じて、地域住民のつながりが非常に重要な再認識しましたが、地域コミュニティを担う自治会・町内会等は、住民同士の関わりの薄れや少子高齢化、地域住民の減少により、将来的に維持・存続が困難になると危惧されている地域もあります。
- そのような中、当町では、町職員が地域と行政をつなぐパイプ役となる地域サポート制度を導入しながら、地域コミュニティの支援に取り組んでいます。
- しかし、地域と住民をつなぐ重要な役割を担う自治会・町内会等では、地域の核となる人材・役員や会員の不足、小規模な自治会・町内会等の将来的な在り方など、多くの課題があることから、持続可能な地域コミュニティの形成に向けて、自治会・町内会等の活性化と支援強化が求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 自治会・町内会等の育成と支援の強化 [差別化戦略①]

- ▶ 地域の身近な生活課題の解決や地域と住民をつなぐ重要な役割を担う自治会・町内会等の維

持は欠かせないものであり、超高齢社会に対応していくためにも、自治会・町内会等の活動を発信しながら加入に向けた取組みを進めるとともに、地域の意向を把握しながら「地域サポート制度」の継続実施を行っていきます。

- ▶ 地域コミュニティの維持存続や再生に向けて、地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画（実行プラン）を策定していきます。

なお、地区別計画（実行プラン）の策定にあたっては、町民とともに計画づくりから計画策定後の実践に至るまでのサポートやコーディネートなど、協働体制を構築しながら進めています。

- ▶ 自治会・町内会等の地域活動や交流拠点となる各地区の会館について、計画的に改修、修繕等を行っていきます。

〔主な取組み・事業〕

- | |
|--------------------------------|
| ◇地域サポート制度の取組み推進 |
| ◇地域課題の解決に向けた地区別計画（実行プラン）の策定と実践 |
| ◇自治振興事業 ◇地区集会所の計画的な改修、修繕 |

（2）まちづくりファンド（町民基金）を通じた自主的活動への支援 【差別化戦略②】

- ▶ 安平町まちづくり基本条例の理念に基づき、地域コミュニティ団体や地域活動団体等が行う公益的な活動を支援するための事業の費用に充てるため設置している「安平町まちづくりファンド」を財源とした「まちづくり事業支援交付金」制度については、制度趣旨に則り実効性を高めるための見直しを適時行いながら、自主的な自治活動等への支援とまちづくりへの積極的な参加を促進していきます。
- ▶ 地区別計画（実行プラン）に基づき町民が主体となって行う地域課題の解決に向けた取組みや実践活動に対して、まちづくりファンドを活用し支援を行っていきます。

〔主な取組み・事業〕

- | |
|-----------------------------------|
| ◇ふるさと納税の有効活用とまちづくりファンド（町民基金）の運用 |
| ◇町民の自主的なまちづくり事業への支援（まちづくり事業支援交付金） |
| ◇【復】 コミュニティ復興支援事業 |

<施策の方向性>

安平町まちづくり基本条例の理念に基づき、自治の主役である町民や各種団体、N P O 法人と行政がそれぞれの役割を活かし、補完し、協力しながら、地域課題を解決していくまちづくりを目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 町民活動団体の育成と支援の強化 [成長戦略①]
- (2) 「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みの推進 [成長戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
まちづくり事業支援交付金の活用団体数	15 団体 (H30 年度)	累計 40 団体	
町内各種団体の法人化数	1 団体 (H30年度)	累計 4 団体	

* 目標値の累計は R1～R4 の累計値

【現状と課題】

- 安平町まちづくり基本条例の理念に基づき、自治の主役である町民と行政が、それぞれの役割を活かして協働のまちづくりを目指しています。
- 町内には、ボランティア団体や町民活動団体があり、多くの町民がまちづくりに関わりを持っている当町では、行政の目が行き届かないサービスを、こうした団体によって支えられていますが、団体の高齢化や担い手育成などが課題となっています。
しかし、近年は町内団体の法人化や新しいまちづくり組織が立ち上がり、少しずつではあるものの、様々な活動が展開され始めています。
- 人口減少と少子高齢化、あらゆる分野での担い手・後継者不足など、様々な地域課題の解決に向けて、都市部から多様な人材を確保する地域おこし協力隊の活用のほか、民間企業等との包括連携協定や民間企業等のノウハウをまちづくりに活かす地域おこし企業人交流プログラムの活用に取り組み始めました。
- 多様な主体による協働の取組みを進めるためには、持続可能な活動に向けた支援強化が求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 町民活動団体の育成と支援の強化 [成長戦略①]

- ▶ ボランティア団体や町民活動団体の高齢化、固定化が見られることから、団体活動の発信や紹介などにより、若者をはじめとした新規会員の加入に向けた取組みを支援していくとともに、ボランティア団体や町民活動団体等が自動的に行うまちづくり事業への支援など幅広いサポートを行ながら、持続可能な活動に向けた団体の育成と支援強化を推進します。

〔主な取組み・事業〕

- | |
|---------------------------------------|
| ◇町民の自主的なまちづくり事業への支援（まちづくり事業支援交付金）（再掲） |
| ◇ [復] コミュニティ復興支援事業（再掲） |

（2）「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みの推進【成長戦略②】

- ▶ 第2次安平町総合計画基本構想において、まちづくりの将来像「育てたい　暮らしたい　帰りたい　みんなで未来へ駆けるまち」の実現に向けた重点プロジェクトとして位置づけているとおり、協働のまちづくりと町民の安心・平和な生活の実現を目指すため、福祉や介護等の生活支援・子育てなど各分野における担い手と後継者確保などの地域課題の解決に向けて、「仕事」「雇用」「団体の法人化」等を結びつけた新しい仕組みづくりを検討しながら、コミュニティ・ビジネスの起業やNPO法人の設立促進など、「新しい公共」の担い手育成に向けた取組みを推進していきます。
- ▶ まちづくりを推進していく原動力は「人」です。しかし、人口減少と少子高齢化に伴う地域経済や産業の縮小等により、当町ではあらゆる分野で担い手・後継者が不足しています。そのため、様々な地域課題の解決に向けて、都市部から多様な人材を確保する地域おこし協力隊の積極的な活用を図りながら、地域定着や生業形成に向けた取組みを展開していきます。
また、国が進める地方創生の観点と、重点的かつ横断的なまちづくりを展開するためには、自治体と民間企業等との双方の強みやリソース（資源・資産）を持ち寄ることが重要であることから、民間企業等との包括連携協定や民間企業等のノウハウをまちづくりに活かす地域おこし企業人交流プログラムの活用を図っていきます。
- ▶ クラウドファンディングという外部資金の調達手法を活用し、町内活動団体や町民自らが挑戦・チャレンジする機会と町内外の人が応援する仕組みを構築しながら、持続可能なまちづくりにつなげていきます。
- ▶ 今回の震災を契機に、町民やボランティア有志により設立された一般社団法人安平町復興ボランティアセンターと連携しながら、地域コミュニティの維持・再生、さらには賑わい創出や地域活性化を図るとともに、これらの活動を通じて「新しい公共」の担い手となるまちづくり会社や、その体制を支える中間支援組織など、将来のまちづくりを支える仕組みづくりに向けた検討を行います。

〔主な取組み・事業〕

- | |
|---|
| ◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進 |
| ◇地域おこし協力隊、地域おこし企業人交流プログラムの活用 |
| ◇あびら版町民チャレンジ応援事業（クラウドファンディング推進事業） |
| ◇民間団体による中間支援組織、まちづくり会社など、将来のまちづくりを支える仕組みづくりに向けた検討 |

* コミュニティ・ビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み

なお、ソーシャル・ビジネスは社会全般の課題とされている（関東経済産業局HPより）

* N P O 法人：社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。 Non-Profit Organization

* クラウドファンディング：不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などをを行うことを指す、群衆と資金調達を組み合わせた造語。ソーシャルファンディングとも呼ばれる。

＜施策の方向性＞

「まちづくりは人づくり」の視点に立ち、生涯学習・社会教育で提供する学習機会や町民の交流、活動などの「学びの場」を通じて、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指します。

＜施 策 項 目 ＞

- (1) 生涯学習社会の実現に向けた学習機会の提供 [成長戦略③]
- (2) まちづくりの担い手育成に主眼を置いた青年・成人教育の推進 [回避戦略①]
- (3) 生涯学習施設の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (H30年度)	備 考
生涯学習フェスティバルの事業数・参加人数	29 事業・2,326 人	現状維持	現状値は、H28・29年度の2ヵ年平均値

【現状と課題】

- 「まちづくりは人づくり」の視点に立ち、「安平町まちづくり条例」に担い手育成と生涯学習社会の実現を定めています。
- 生涯学習社会の実現に向け、「安平町生涯学習計画（安平町教育大綱）」に基づき、施策の展開、そして各種学習機会の充実や町民の交流、活動のネットワークづくりを通じ、将来のまちづくりを担う人材の育成を目指しています。
- 社会教育活動の拠点となる各公民館は、町民の交流や学習、芸術・文化活動など地域における様々な活動の場として利用されているとともに、公民館事業等として小学生向けの防災キャンプなど各種企画が催されています。
- 施設面では、平成28年度に遠浅公民館（遠浅コミュニティセンター）の建設、平成29年度には安平公民館の増築改修を実施してきました。

また、老朽化と未耐震が課題となっている早来公民館（早来町民センター）については、他の公共施設との機能集約や防災機能を付加した施設として整備を行っていく必要があります。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 生涯学習社会の実現に向けた学習機会の提供 [成長戦略③]

- ▶ 生涯学習活動を推進するためには、生涯にわたって学び続けることができる学習機会の提供に努める必要があることから、各種団体や町民自らが講座の企画・立案、運営に携わり、町内の施設において学習活動を行う「生涯学習フェスティバル」の開催や、自主運営・自主管理方針による町民自主企画講座等の学習機会の提供など、様々な学習活動に参加できる環境をつくり、多くの町民が参加し実践できるよう推進していきます。
- ▶ これまでに実施してきた生涯学習事業や社会教育事業など各種取組みの検証、情勢変化する社会環境や社会ニーズへの対応を踏まえながら、安平町教育大綱に位置づけている次期安平町

生涯学習計画を策定していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇各種生涯学習事業の開催（生涯学習フェスティバル・町民自主企画講座等）
- ◇公民館活動の充実 ◇次期安平町生涯学習計画（安平町教育大綱）の策定

(2) まちづくりの担い手育成に主眼を置いた青年・成人教育の推進【回避戦略①】

- ▶ 「まちづくりは人づくり」の視点から、知恵や技術、経験を有する町民の掘り起こしと、自主的に活動する人材の育成が求められていることから、青年層や成人向けに知的好奇心を高めるための探求授業など新たな取組みを行いながら、地域の将来を担う人材の育成に主眼を置いた社会教育の推進を図ります。

〔主な取組み・事業〕

- ◇探求授業などによる学びサポート事業の推進
- ◇町内の青年団体等が主催する事業や活動等への支援による人材育成

(3) 生涯学習施設の整備・改修・長寿命化等の推進【回避戦略②】

- ▶ 公民館は、地域住民の学習機会を提供し活動する場であり、さらには協働のまちづくりを進める地域の拠点であることから、災害時には主要避難所になることも念頭に置きながら、各種活動の拠点となる公民館の改修整備を行うなど、計画的な改修等に努めています。
- ▶ 老朽化と未耐震が課題となっている早来公民館（早来町民センター）については、被災した早来研修センターとの集約により、災害時における避難所や自衛隊等支援機関の活動拠点と併せ体育館機能等を兼ね備えた機能複合化などを視野に整備を行うこととし、町民意見を丁寧かつ慎重に聞きながら、基本的な整備方針を示していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇各公民館の改修整備事業
- ◇ [復] 体育館施設を備えた早来公民館（早来町民センター）の施設整備

<施策の方向性>

町民による芸術文化活動を推進し、誰もが身近に“文化の香り”に親しめるまちを目指します。また、町指定文化財などをはじめとする郷土の貴重な遺産の保存と活用を推進します。

<施 策 項 目 >

- (1) 芸術文化に触れる機会の提供と活動団体の育成 [成長戦略④]
- (2) 文化財の保全・活用の推進 [成長戦略⑤]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
町内文化団体の団体数	33団体 (H30年度)	現状維持	安平町文化協会の構成団体数
鉄道の歴史に触れる機会数（鉄道資料館の開館回数）	11 回 (R1 年度見込み)	15 回	

【現状と課題】

- 当町では、様々な芸術・文化団体やサークルが幅広く活動しており、町づくり、人づくりに大きく貢献しています。
しかし、団体会員の高齢化や固定化が見られることから、新規会員の加入を促す取組みや町民への情報発信など、支援を強化していく必要があります。
- 優れた芸術・文化の鑑賞機会の確保とともに、町内で活躍している個人や団体が発表できる場を引き続き提供しながら、地域間の交流や一体感の醸成を図る必要があります。
- 北海道胆振東部地震により、石蔵や石碑など古くから守り伝えられてきた町指定の文化財が被災を受けるとともに、郷土資料館に収めている貴重な郷土資料についても一部被害を受けました。震災の記憶を後世に伝えるとともに、災害を踏まえた郷土資料の展示方法や管理保存方法を見直す必要があります。
- 道の駅あびらD51ステーションの整備に合わせて、鉄道資料のデジタル化と鉄道資料館を移設し、道の駅レガシーギャラリーと資料展示ブースの整備を行いました。
また、道の駅のシンボルとして移設展示しているSL車両については、日本遺産に登録された北の産業革命「炭鉄港」の構成文化財となったことから、今後は、構成自治体等と連携した魅力発信など更なる価値向上につなげていく必要があります。
- このように、鉄道とともに発展してきた当町にとって、「鉄道の歴史」は固有で尊いものであります。SL車両等を保守・整備している「SL保存協力会」の高齢化が進んでいることから、知識や経験などを後世に引き継ぐための対策が急務となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 芸術文化に触れる機会の提供と活動団体の育成 【成長戦略④】

- ▶ 芸術・文化活動は、地域住民に感動や喜びと活力を与える大きな力となることから、児童生徒を対象とした観劇会やロビーコンサートを開催するなど、公民館を中心とした芸術・文化活動を推進し、町民が芸術・文化に触れあう機会の拡充を図ります。
- ▶ 震災を契機に設立された町民活動団体が芸術・鑑賞事業を行うなど新たな動きも出てきていることから、芸術・文化活動団体の会員確保に向けた団体活動の情報発信など、文化協会と連携しながら、芸術・文化活動団体の育成と支援に努めます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇民間企画型によるロビーコンサート事業 ◇児童生徒観劇鑑賞事業
- ◇文化祭や芸能発表会など成果発表の場の確保

(2) 文化財の保全・活用の推進 【成長戦略⑤】

- ▶ 町が指定した貴重な文化財については、その保護に努めるとともに、町内郷土史団体との連携を通じて、震災の記憶を後世に伝える取組みをはじめ、町の指定文化財や郷土の歴史に触れる機会を確保していきます。
- ▶ 地震により被災した郷土資料であることから、関係機関と連携しながら、地震などの災害に耐えられる郷土資料の展示方法・管理保存の見直しを行います。
- ▶ これまでに鉄道資料をデジタル化したコンテンツや、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財となつたSL車両については貴重な資料や文化財であることを認識し、鉄道資料館や道の駅を拠点として、魅力発信と知名度向上・交流人口拡大、そして、鉄道文化の継承につなげていきます。
- ▶ SL車両を保守・整備している「SL保存協力会」の存続と後継者の育成支援を行うとともに、鉄道観光資源を地域活性化につなげる取組みを展開する活動団体などと連携しながら町内外からの地域ソーターを募るなど、SL車両等の財産のほか、知識や経験などを後世に引き継ぐためのサポートを強化していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇ [復] 震災を後世に伝える取組み ◇郷土資料の展示方法等の見直し
- ◇ SL車両や鉄道資料を活用した知名度向上・交流人口拡大・鉄道文化の継承
- ◇ SL保存協力会の存続に向けた後継者の育成支援

基本施策5 (スポーツ振興)

生涯スポーツの振興

<施策の方向性>

多くの町民が生涯にわたりスポーツに親しむことで、心身の健康の保持と豊かな人間関係の構築に寄与することから、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) スポーツ団体の育成 [成長戦略⑥]
- (2) 生涯スポーツ活動の推進 [成長戦略⑦]
- (3) スポーツ施設の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
スポーツセンター利用者数（屋内スケートリンク・温水プールの利用者数）	44,475人 (H29年度)	46,475人	
1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上、1年以上続いている人の割合（40歳～74歳の男性・女性）	・男性 41.8% ・女性 38.3% (H30年度)	現状値以上	国民健康保険
合宿所利用団体数・利用者数	79団体・1,801人 (H29年度)	90団体・2,000人	

【現状と課題】

- 町内には、体育協会加盟団体など、自主的に活動する多くのスポーツ団体があります。団体やグループの育成と活動の支援により、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化に取り組んでいます。
- 震災後には、子どもの運動機会確保と心身の健康の保持を目指し、町内の各種スポーツ少年団が構成員となったNPO法人が設立され、子どもたちの運動やスポーツ機会の確保に向けた新たな取組みが始まっています。
- 運動は、心身両面における健康の維持・増進のために有効であり、疾病予防や町全体の医療費の抑制に繋がるものと考えられることから、「健康寿命延伸事業」のほか、スポーツ団体と連携した各種教室やスポーツイベントなど、町民が身近にそして気軽に運動やスポーツができる機会の充実に取り組んでいます。
- 町民の健康づくり及び体育の普及振興を図るため、町内には施設改修を終えた屋内及び屋外スケートリンクのほか、野球場やスキー場など多くの運動施設を有しており、計画的な施設の改修及び維持補修に努めてきました。
しかし、震災により多くのスポーツ施設や合宿施設で被害を受け、利用中止・休止を余儀なくされている施設もあり町民の運動機会が縮小・制限されている状況にあることから、新たに

多目的競技ができる運動施設や合宿施設が必要となっています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) スポーツ団体の育成 【成長戦略⑥】

- ▶ 町内の各種スポーツ少年団が構成員となっているNPO法人の側面的支援を行うとともに、スポーツ団体と連携した各種教室やイベントの開催など、スポーツ団体やグループの育成と活動の支援を行いながら、スポーツ団体の積極的な活動展開を促していきます。
- ▶ スポーツ少年団をはじめとする児童・生徒の全道・全国大会等へ参加する遠征の助成を行うなど競技スポーツの振興を図ってきたことにより、安平町出身者の青年層や成人の全国大会や世界大会出場も多くなっていることから、支援対象を青年層や成人まで拡充しながら、より一層のスポーツ活動の振興を図ります。

〔主な取組み・事業〕

- ◇スポーツ団体と連携した各種教室やスポーツイベントの開催
- ◇文化・スポーツ大会参加助成事業（再掲）
- ◇トップアスリート育成・支援対策の拡充（再掲）

(2) 生涯スポーツ活動の推進 【成長戦略⑦】

- ▶ 生涯を健康で生活できるまちづくりを目指した「健康寿命延伸事業」の実施にあたっては、社会教育部門と健康福祉部門が連携しながら、町民が身近にそして気軽に運動やスポーツができる機会の充実に取り組むとともに、事業参加にあたっては公共交通機関の利用促進を兼ねる取組みを検討していきます。
また、次の展開として、地場農産品による食育と運動を柱とした「(仮称) 健康寿命あびらプロジェクト」により、管理栄養士や運動指導員などと連携した取組みを進めていきます。
- ▶ 町営として再スタートした安平山パークゴルフ場については、生涯スポーツとしての利用促進のみならず、安平山スキー場や鹿公園・キャンプ場との連携による一体的なエリアと捉えて、町内外からの集客を見据えながらリフレッシュや健康増進、さらには回遊交流を促進する取組み展開を進めています。
- ▶ 温水プール・アイスアリーナ・トレーニングルームを備えるスポーツセンターについては、利用者の利便性向上・利用者増を目指し、指定管理者制度の導入を行っていきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇体力づくり・健康づくり事業 ◇健康寿命延伸事業
- ◇安平山周辺施設を活用したリフレッシュ・健康増進・回遊交流の展開
- ◇スポーツセンターの指定管理者制度の導入

(3) スポーツ施設の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略③】

- ▶ 利用者が安全に、そして快適に利用できるよう、スポーツ施設の老朽化に伴う計画的な改修や長寿命化に取り組みます。また、平成30年度から町内の園児・児童・生徒のリフト利用を無料化した安平山スキー場については、供用開始から経年による老朽化が進んでいることから、

リフト等の計画的な設備更新を行っていきます。

- ▶ これまでミニサッカーやミニバレー、冬場の少年団活動として利用していた早来研修センターの利用が中止となり、運動機会が縮小制限されている状況にあります。

そのため、老朽化と未耐震が課題となっている早来公民館（早来町民センター）との集約により、災害時における避難所や自衛隊等支援機関の活動拠点と併せ体育館機能等を兼ね備えた機能複合化などを視野に施設整備を行うこととし、町民意見を丁寧かつ慎重に聞きながら、基本的な整備方針を示していきます。

- ▶ また、スポーツ交流・スポーツ合宿の推進を目指し、屋内スケートリンクの夏場利用化も進めてきたところですが、震災により合宿施設が利用できない状況にあることから、早来公民館（早来町民センター）と早来研修センターの集約による施設整備に合わせた合宿機能の在り方について検討していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇スポーツ施設の適切な管理、計画的な改修
◇安平山スキー場整備事業
◇体育館施設を備えた早来公民館（早来町民センター）の施設整備に合わせた合宿機能の検討

<施策の方向性>

町民一人ひとりが個人として尊重され、多様性を認め合える社会を目指します。また、女性が子育てと仕事を両立できる社会の実現に向けて、男女が互いに人権を尊重しつつ、それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 平等と多様性を尊重した社会の構築 [成長戦略⑧]
- (2) 男女がともに活躍できる社会の構築 [改善戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
安平町各種審議会等への女性委員の登用率	30.5% (H30 年度)	現状値以上	

【現状と課題】

- 一人ひとりが個人として尊重され、多様性を認め合える社会を目指していくことが求められています。人権擁護の意識醸成や人権教育に取り組んでいます。
- 毎年開催している生徒指導連絡協議会の主要事業である「いじめゼロ子ども会議」において、平成29年度には「いじめゼロ憲章5項目」を制定しました。
- 少子高齢化の進展とともに、人々のライフスタイルや家族形態も多様化するなど、社会環境の変化に対応していく上で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に努めることが求められています。
- 当町においては、令和元年6月に第2次安平町男女共同参画基本計画の改訂を行ながら、男女共同参画推進に向けた事業を実施していますが、男女共同参画社会の実現には、女性の社会進出や「育児と仕事の両立」が可能な子育て環境の構築などが必要です。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 平等と多様性を尊重した社会の構築 [成長戦略⑧]

- ▶ 誰もが人間として等しく生きることができる社会を目指し、差別やいじめなど、あらゆる人権侵害から町民を守るために、人権擁護委員や関係機関との連携を深め、人権意識の啓発や各世代における人権教育の充実に努めるとともに、地域コミュニティ活動を通じた人権侵害が起きない環境づくりや、気軽に相談できる体制を確保しながら、人権擁護活動を推進していきます。
- ▶ 社会的な問題となっている「児童虐待」や「DV（ドメスティック・バイオレンス）」などの対策に努めています。

- ▶ 子どもの人権を守るため、引き続き「いじめゼロ子ども会議」の側面的支援を行うとともに、要保護児童対策調整機関の専門職確保を行っていきます。

[主な取組み・事業]
◇人権擁護活動 ◇安平町いじめゼロ子ども会議 ◇要保護児童対策地域協議会

(2) 男女がともに活躍できる社会の構築 [改善戦略①]

- ▶ 男女がともに活躍できる地域づくりを目指すため、広報や学校等での啓発活動に努めるとともに、地域のモデル事業所となるよう平成27年度に策定した安平町次世代育成支援対策・女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進、各種審議会等での女性委員登用、男女共同参画に伴う相談体制の確保などに取り組みます。
- ▶ 子どもを持つ女性が安心して働く環境づくりとして重視されることは、「育児と仕事の両立」が可能な子育て環境であり、当町では、町内にある2ヶ所の「児童福祉複合施設」において、一時預かり保育や休日保育、給食提供、児童館・放課後児童クラブの運営など、充実した環境づくりと体制を整備しながら、女性の社会進出機会の確保と女性の自立支援を進めていることから、引き続き、「育児と仕事の両立」が可能な子育て環境の充実に努めるとともに、この子育て環境を町内外へ発信することで子育て世代に選ばれる町を目指します。

[主な取組み・事業]
◇男女共同参画推進事業
◇子どもを持つ女性が安心して働く環境づくりの整備と発信

* DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。

<施策の方向性>

イベント、スポーツ、芸術文化活動などを通じた町民相互の交流機会の充実を目指します。また、他自治体との交流や国際理解活動など他文化への理解を深め、これらをまちの活性化につなげていきます。

<施 策 項 目 >

(1) 交流・定住外国人との国際理解活動・国際交流の推進 [差別化戦略③]

(2) 地域間の交流活動の推進 [改善戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
首都圏（東京 23 区）との連携事業	1 事業 (H30 年度)	累計 4 事業	

* 目標値の累計は R1～R4 の累計値

【現状と課題】

- 当町の国際理解活動、国際交流については、町内活動団体による取組みのほか、グローバル社会に対応する上で、英語を活用できる児童生徒の育成を目指すため、外国語教育等を通して児童生徒に国際感覚など国際文化の理解を深めています。
- 近年は、放課後子ども教室や町内子ども園等での取組みとして、「世界につながろう」事業等の国際交流事業の実施や、同じ学校名・駅名を持つ台湾との鉄道交流や子どもたちが外国の文化に触れる民間レベルでの交流が生まれ始めています。
- 将来的に増加が予想される交流・定住外国人との共生に向けた取組みが必要になってくると考えています。
- 地域内における交流については、町民の交流を目的に開催している地域交流事業「チームあびらパークゴルフ大会」をはじめ、各種イベント・スポーツ・芸術文化活動などを通じた住民相互の交流等により、合併後の地域の一体感の醸成を高めてきました。
- 当町における他自治体との交流については、平成28年度から胆振町村会として全国連携プロジェクトにより、東京都世田谷区との交流事業に取り組んでいます。
- 平成30年度には、首都圏における安平町出身者や立地企業など安平町に縁のある方々で構成する「東京あびら会」が設立され、首都圏と安平町との交流機会が生まれています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 交流・定住外国人との国際理解活動・国際交流の推進 [差別化戦略③]

- ▶ 子どもたちのグローバル社会への対応として、外国語指導助手（ALT）との交流活動や、国際空港が至近にあるという地理的優位性を活かし、小中学生が空港で来日観光客等との英会話実践による学ぶ機会を拡充するなど、国際理解教育や外国語教育を推進していきます。
- ▶ 近年、町内活動団体による台湾との交流機会が生まれてきたことから、これらの動きを町の

活性化につなげるとともに、安平町の次世代を担う子どもたちの可能性を広げるための国際交流を視野に支援を行っていきます。

- ▶ 将来的に増加が予想される交流外国人や定住外国人との交流検討のほか、町内活動団体が主体的に実施する楽しみながら外国の文化に触れる取組みを支援します。

〔主な取組み・事業〕
◇外国語指導助手（ALT）との交流や英会話実践を通じた国際理解教育や外国語教育の推進
◇町民活動団体による国際交流の支援

- | |
|--|
| ◇外国語指導助手（ALT）との交流や英会話実践を通じた国際理解教育や外国語教育の推進 |
| ◇町民活動団体による国際交流の支援 |

（2）地域間の交流活動の推進 【改善戦略②】

- ▶ 町内における一体感の醸成や町民交流を目指して、各種団体活動など町内における交流活動を支援していきます。
- ▶ 他自治体との交流に関しては、地方創生の推進に向けて胆振町村会として当町が参加している東京23区との全国連携プロジェクトについて、観光分野だけではなく各種分野での「地域間連携事業」の取組みを行っていきます。
- ▶ 東京あびら会の活動をSNSで発信していくほか、会の継続的な活動を視野に、首都圏在住者など全国から多くの寄附をいただいているふるさと納税寄附者等をサポート一員として募るなど、町の魅力を知ってもらい安平町ファンを増やす活動や交流事業の取組みを展開していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇各種イベント・スポーツ・芸術文化など各種団体活動を通じた住民相互交流
◇東京23区との全国連携プロジェクトへの参加
◇東京あびら会等を通じたふるさと納税寄附者等との交流事業の取組み展開

- | |
|-------------------------------------|
| ◇各種イベント・スポーツ・芸術文化など各種団体活動を通じた住民相互交流 |
| ◇東京23区との全国連携プロジェクトへの参加 |
| ◇東京あびら会等を通じたふるさと納税寄附者等との交流事業の取組み展開 |

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。Web上で社会的ネットワークを構築可能とするサービスのこと。

政策分野Ⅲ

経済・産業

基本施策 1
(農林業)

持続可能な農林業の振興

<施策の方向性>

経営力の強化と生産性の向上を図り、新規就農者が農業に取り組みやすい環境づくりを目指します。また、道の駅に設置する農産物直売所など新たな販路の活用を意識した農産物のブランド化や6次産業化の取組みを進め、基幹産業である農業の維持・発展を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 農産物のブランド化と6次産業化の推進 [成長戦略①]
- (2) 経営力の強化と生産性の向上による持続可能な農業の推進 [差別化戦略①]
- (3) 農業基盤整備の推進 [差別化戦略②]
- (4) 意欲ある新規就農者の確保と育成の強化 [改善戦略①]
- (5) 森林資源の適正な保全と活用の推進 [回避戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
環境保全型農業の取組面積	28,877a (H30年度)	37,400a	
農商工連携による6次産業化関連企業・団体数	0件 (H30年度)	累計2件	
認定新規就農者数(組)	1組1名 (H30年度)	累計4組	
農業法人数	0経営体 (H30年度)	累計4経営体の法人化	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
造林面積	5.98ha (H30年度)	累計60ha	

* 目標値の累計はR1～R4の累計値

【現状と課題】

- 当町の農業については、国や北海道の農業関連計画との整合性等を考慮しつつ、第2次安平町農業・農村振興計画に基づき、安平町の自然条件を生かしながら、水稻、畑作、酪農、畜産、軽種馬を中心とした農業を開拓しています。
- また、特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型農業の組み合わせなど複合的な生産構造による農業経営が展開され、さらには、北海道有機農業推進計画（第3期）に基づく施策として、北海道が作成する「有機農業の経営指標」の参考モデルとして協力することになった事を機に、町内の有機農業者6戸による安平町有機農業推進協議会が設立されるなど環境保全型農業の新たな動きも出てきています。
- 農業就業人口の減少や高齢化の進行、後継者不足により個人経営体は年々減少していますが

平成21年度の農地法改正以降、法人化して農業を営む経営体が増えてきていることから、今後も安平町の地域に根ざした地域農業を支える法人化の推進が重要であることに加え、経営感覚を持った農業経営者の育成と新たな担い手の育成が必要となります。

- 平成31年4月に開業した道の駅あびらD51ステーションを復興に向けたシンボル・交流拠点として位置づけるとともに、併設する農産物直売所には地元生産者が生産した農産品、畜産品、加工品等が販売されており、更なるブランド化の推進と、地域の特色ある農産物を活かした、生産、加工、販売を一体的に行う農業の6次産業化などの動きを加速させていく必要があります。
- TPP、EPAの発行により多くの関税が無くなり、日本農業にとって大きな試練を迎えます。今後は国際化と共に存する日本農業を作り上げていかなければならず、厳しい状況下の中、消費者に安定的に食料を届ける農業をどう維持していくかが課題であり、いかなる国際環境下においても持続的に発展していくよう、体质の強化に向け関係機関と連携しながら、適確な情報収集に努めていく必要があります。
- 営農戦略に即した生産性の高い農業基盤を確立するためには、効率的かつ安定的な優良農地の確保が必要であり、そのためには道営農地整備事業による畠かん末端整備の早期完了が望まれています。
- 飛躍的な生産性向上を図るため、AIやIoTを活用したスマート農業の導入促進等の取組みを進め、農業者の所得向上を実現していくことが求められています。
- 国や北海道などの各種関連計画を踏まえ、安平町森林整備計画に基づき、森林を適切に管理・育成していくとともに、森林の持つ水源かん養機能、治山・治水機能や生態的機能の重要性について理解してもらうための普及活動や、町民を対象とした植樹活動を継続した形で、多様な財源を活用し継続した森林保全の啓発を進めることができます。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 農産物のブランド化と6次産業化の推進 【成長戦略①】

- ▶ 近年、町内で「菜の花」を活用した商品化が進んでいるように、有機農業をはじめ多種多様な農業による農産物などの地域資源を活かした新たな商品の開発、農畜産物の加工など付加価値向上に向けた農商工連携による6次産業化、地域ブランド化などの支援に取り組むとともに、地場農産品を加工・開発・商品化できる人材や事業所の誘致・起業を促す取組みを進めています。
- ▶ 平成31年4月の開業当初から道の駅あびらD51ーションの農産物直売所も好評を得ております、地元生産者の儲かる仕組みづくりと更なるブランド化の取組みも進めています。

[主な取組み・事業]
◇商品開発支援事業 ◇農産物直売・加工推進事業

(2) 経営力の強化と生産性の向上による持続可能な農業の推進 【差別化戦略①】

- ▶ 持続可能な農業経営に向けて、農業機械共同利用組織の育成による農作業の効率化のほか、土壤分析診断による農産物の安定生産、耕種農家と畜産農家との連携による合理的な地域内シ

ステムの取組みなど、基幹産業である農業の力を最大限に引き出し関係機関と連携しながら支援していきます。

- ▶ 農業を核とした地域の活性化を図っていくため、農業関連企業との契約栽培や直接販売の促進のほか、農産物の付加価値向上（ブランド化）などによる、経営力の強化、仕組みづくりに向けた取組みを進めています。
- ▶ 伝統ある酪農及び肉用牛生産の近代化を進めるため、各種支援策を適宜見直しながら継続するとともに、優良家畜の育成をするための新たな取組み支援や公共牧場の環境整備と利用促進に努めるほか、軽種馬産業の発展に向けた支援を継続していきます。
- ▶ 家畜市場や食肉処理施設等を有する当町において、家畜伝染病の発生は脅威であることから、予防を中心とした防疫対策に取り組みます。
- ▶ 有害鳥獣対策については、これまでにエゾシカ防止柵の設置等を行っていますが、今後も有害鳥獣対策協議会や地域住民と連携しながら、鳥獣害防止森林区域を設定し、森林被害の防止と農作物の被害防止、捕獲対策を進めています。

〔主な取組み・事業〕
◇地域農業支援システム整備事業 ◇土壤分析推進事業 ◇耕畜連携支援事業
◇優良黒毛和種繁殖牛導入事業 ◇酪農・畜産特別対策事業
◇公共牧場施設管理強化対策事業 ◇ゲノミック評価による和牛改良事業
◇次期農業振興地域整備計画の策定

(3) 農業基盤整備の推進 [差別化戦略②]

- ▶ 持続可能な力強い農業を実現するため、農業基盤の整備強化を進め、農作物の生産性・品質向上を図るとともに、経営規模の拡大につなげていきます。
- ▶ 夕張シーパロダムからの導水事業が完了したことから、道営農地整備事業の総合的な整備促進に向けて北海道へ要望していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇水利施設等保全高度化事業（畑地帯担い手育成型）追分地区・春日地区
◇農地耕作条件改善事業安平第3地区 ◇基幹水利施設ストックマネジメント事業

(4) 意欲ある新規就農者の確保と育成の強化 [改善戦略①]

- ▶ 地域や民間団体と連携した総合的な支援による新規就農者対策の継続実施をはじめ、既存農家の後継者やリターン後継者への支援強化を検討するとともに、地域の農地や雇用等の受け皿機能のほか、地域コミュニティ維持の役割も期待される農業経営の法人化を推進していきます。
- ▶ 当町には有機農業と慣行農法の共存に寛容な農業文化があることから、北海道及び安平町における有機農業の普及推進を図るため、北海道や有機農業者等と連携して、さらなる受入の拡

大を目指すとともに、受け入れ体制の整備を図りながら有機農業の新規参入と定住促進に向けた取組みを推進していきます。

- ▶ アサヒメロンなど市場評価が高い地域ブランド農産物の生産者の高齢化と後継者不足が深刻であるため、これらのブランド継承対策を推進します。

[主な取組み・事業]
◇新規就農対策事業 ◇農業次世代人材投資事業
◇既存農家の後継者やUターン後継者への支援強化の検討
◇有機農業の新規参入に向けた受け入れ体制の整備と支援の取組み
◇農地集積と集約化による農業経営の規模拡大・新規参入促進の取組み

(5) 森林資源の適正な保全と活用の推進 [回避戦略①]

- ▶ 震災による森林整備を優先としつつ、安平町森林整備計画に基づき、計画的な除間伐や植林による森林整備及び森林の保全管理による水資源確保に努めます。
- ▶ 旧安平ダム建設予定地については、「あびらエネモの森づくり」などによる植林事業を通じた保全機能の強化を行ってきており、現在は安平町森林整備計画において、「水源かん養林」として位置づけていることから、今後も森林保全に努めることとしています。
- ▶ 近年、一般民有林の伐採が目立ち、森林保全の観点から一般民有林所有者からの意向調査を実施するなど適正な施業を図っていきます。
- ▶ 温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止など森林環境贈与税の目的を達成していくための取組みを推進していきます。

[主な取組み・事業]
◇民有林振興対策事業 ◇町有林管理事業 ◇私有林等整備事業
◇森林山村多面機能発揮対策交付金事業 ◇森林機能発揮対策事業

基本施策2 (企業誘致)

恵まれた立地条件を活かした企業誘致の促進

<施策の方向性>

町内には比較的規模の大きな企業が立地していることから、これらの企業に対する支援や誘致企業会の各種活動への協力を通じて、地域雇用の受け皿の確保を目指します。また、恵まれた立地条件と安価な分譲地を活かし、既存立地企業の関連業種や農業関係などターゲットを定めた企業誘致を促進します。

<施 策 項 目 >

- (1) 町内立地企業への支援策強化による地域雇用力の確保 [成長戦略②]
- (2) ターゲットを定めた戦略的企業誘致の推進 [回避戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
新たな立地企業件数	0 件 (H30 年度)	累計 1 件	

* 目標値の累計は R1～R4 の累計値

【現状と課題】

- 当町の企業誘致は、安平町の優位性を活かした継続的な誘致活動から、企業誘致につながり雇用の創出、人口の確保など、安平町の未来を支える大きな役割を担っております。
- 既に町内の工業団地が完売するなど、今後の企業誘致のあり方として、短期的・中長期的な取組み展望を持ち、北海道における成長産業や苫小牧東部開発新計画に安平町の地域特性を加えた誘致活動を考えていく必要があります。
- また、官民連携による地方創生の取組みとして、地域おこし企業人交流プログラムの制度を活用した地場企業の育成や企業間連携により地域を支える企業などの活動支援も継続して取り組む必要があります。
- 当町は全国に先駆けて北海道内でも最初に自動走行社会の実現に向けたM O N E T 事業を通じた取組みを進めており、関連する誘致活動や第4次産業革命の実現に向けた民間企業等との連携も必要です。
- 一方で、北海道胆振東部地震の被災地である安平町として、災害に強いまちづくりに向けた基盤整備や企業と自治体との連携による事業継続計画（B C P）の策定が必要とされており、災害や不測の事態に強い企業をつくることは、企業の競争力アップにもつながることから、策定支援と併せて情報提供が必要です。
- また、近年の人口減少下における企業の労働力不足から外国人材の受入拡大や共生に向けた環境づくりも今後必要となってきます。

【施策項目に対応した主な取組み】

- (1) 町内立地企業への支援策強化による地域雇用力の確保 [成長戦略②]

- ▶ 既存立地企業の持続的な経営は、税収や雇用の創出、人口確保など極めて重要なことから、町内企業への増設投資、設備更新等に対する支援による地元雇用の確保や、地域企業等で構成している安平町誘致企業会の各種活動への協力や情報提供を行っていきます。
- ▶ 近郊都市から町内企業への通勤者が多いことから、町内企業に就業する若者と雇用企業の双方に対する連動施策の創設など、若者の雇用と定住拡大に向けた取組みを進めます。
- ▶ 苫小牧東部地域において優先的開発推進区域に位置する遠浅地区を中心に、第3期苫小牧東部開発新計画で推進する事業・プロジェクトに関わり、新たな雇用確保と移住・定住に結び付けていきます。
- ▶ 現在、全国に先駆け北海道内でも最初に自動走行社会の実現に向けたMONET事業を進めしており、北海道や近隣の市町と連携して寒冷地型自動走行車の実証試験等の検討や調査研究を行っている企業、研究機関と連携していきます。
- ▶ 北海道UJTターン新規就業支援事業に参画し、首都圏在住者が安平町へ移住する際の就業支援策として、北海道が運営するマッチングサイトから企業へ就業し、町内への移住を促していくとともに、人材不足が続く企業への求人支援策にもつなげていきます。
- ▶ 災害に強いまちづくりに向けた基盤整備や企業と自治体との連携による事業継続計画（BCP）の策定が必要とされており、災害や不測の事態に強い企業をつくることは、企業の競争力アップにもつながることから、策定支援と併せて情報提供を行っていきます。

〔主な取組み・事業〕

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇企業立地促進条例に基づく支援 ◇工業団地等管理事業 ◇若者雇用促進助成事業の創設 ◇地域おこし企業人交流プログラムの活用（再掲） ◇MONET事業の推進 ◇積雪寒冷地の自動走行実装に向けたプロジェクトの推進 ◇UJTターン新規就業支援事業における首都圏在住者の移住促進 ◇事業継続計画（BCP）の策定支援と情報提供 |
|--|

（2）ターゲットを定めた戦略的企業誘致の推進 [回避戦略②]

- ▶ 新千歳空港や札幌圏に至近にあるという立地条件や基幹産業である農業という地域特性を活かして、地元生産者の雇用確保と農産物の加工などによる付加価値をつける6次産業化と連動した農業関連企業の誘致強化に取り組みます。
- ▶ 自己水源の恒常的不足や、広大な工業用地の敷地確保が難しい状況を踏まえ、地方移転が可能なサテライトオフィス、IT事業者をはじめとした情報通信技術を活かした分野や町内立地企業の取引状況調査を踏まえた業種の誘致、廃止した公共施設等を活用した企業誘致の推進など、従来手法の見直し強化とターゲットを絞った戦略的な企業誘致に取り組みます。
- ▶ 情報通信技術の発達により、都会と地方のビジネス面でのハンディキャップは解消される方向にあり、働き方改革や労働と滞在型余暇を組み合わせた「ワーケーション」が可能となりつつあることから、空き家・中古住宅等や震災で活用しているトレーラーハウス等の活用によるワーキングスペースを整備し、安平町へ関心を持つ方や事業所の受入れを行っていきます。

[主な取組み・事業]

- ◇企業誘致PR事業 ◇農業・観光関連企業の進出に向けた連携強化
- ◇ワーケーション（労働と滞在型余暇）推進に向けたワーキングスペースの整備
- ◇第4次産業革命社会に向けた関連企業の誘致活動

* 第4次産業革命社会：18世紀の最初の産業革命以降の4番目の主要な産業時代のこと。
IoTやA I（人工知能）を用いることで起こる製造業の革新。

<施策の方向性>

町内企業、商工会、金融機関など関係機関が一体となり、地域資源を活かした新たな地域産業の創出や空き家・空き店舗を活用した起業・創業を促進します。また、町内企業等と連携した若者の就労支援策や元気なシルバー世代の働く場の創出など、雇用・就労対策に取り組みます。

<施 策 項 目 >

- (1) 若者の町内就労支援の促進 [差別化戦略③]
- (2) 地域特産品開発と販路拡大策の連動による新たな地域産業の創出 [改善戦略②]
- (3) 創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進 [改善戦略③]
- (4) シルバー世代の就労促進 [改善戦略④]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
町外に居住する町内企業従業員の移住・定住数	0人 (H30年度)	累計40人	
農商工連携による6次産業化関連企業・団体数(再掲)	0件 (H30年度)	累計2件	
地域資源を活用した特産品の商品化件数	4件 (H30年度)	累計12件	
新規起業、創業の件数 (親族以外の事業継承を含む)	2件 (H30年度)	累計5件	

*目標値の累計はR1～R4の累計値

【現状と課題】

- 近年は町内企業においても労働者不足が継続的な問題となり、年間を通じた求人募集も見受けられ問題は深刻化しています。
- 安平町商工会においても同様に、事業主の高齢化が進み、マチの賑わい拠点でもある商店街が空洞化しつつあり、また、震災の影響でさらに遊休地が増えている状況下にあります。
- 地域が求める事業所(職種)やコミュニティのニーズに応えていくためには、安平町創業等支援事業計画に基づき空き店舗への起業・創業を促進していくとともに、地方創生事業として国がU I Jターンによる起業・就業者創出事業として実施する、地方の担い手不足対策に対して安平町としても取り組んでいく必要があります。
- 地域物産販売の拠点となる道の駅あびらD51ステーションの開業に伴い、多くの人が安平町に訪れ賑わいを見せています。こうしたチャンスを活かし更なる特産品開発や、海外を視野に入れた特産品の販路拡大など、地域資源を活用した相乗効果を期待する取組みが必要です。
- 学生や若年労働者の就労については、雇用と連動したU I Jターンの促進や町内立地企業と連携した対応策を国の地方創生制度等を活用し、町内企業等と連携したマッチング支援として

進めていくとともに、今後も深刻な人材不足の対応として、地域経済を支えるための新たな人材の確保と働くために必要な環境整備が求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 若者の町内就労支援の促進 【差別化戦略③】

- ▶ 進学や就職を機に町外へ流出している学生や若者については、非正規労働等による経済不安や、U I Jターンを希望する者もいることから、都会での経験を活かして帰ってこられるよう、国が掲げる地方創生関連事業を活用した取組みなど、町内企業等と連携した雇用情報の提供とともに、新規採用や就職等で町外から町内企業に就業する若者と雇用企業の双方に対する連動施策の創設などにより、若者の就労支援を推進します。
- ▶ 深刻化する雇用問題に対応していくには、若者雇用の促進と併せて外国人就労対策や女性が働きやすい雇用環境の創出と新たな支援制度を検討します。

〔主な取組み・事業〕

- ◇若者雇用促進助成事業の創設（再掲）
- ◇専門職の資格取得を目指し進学する生徒に特化した人材育成とUターン施策を連動させた取組みの推進（再掲）
- ◇U I Jターン新規就業支援事業における首都圏在住者の移住促進（再掲）
- ◇就労サポートセンターの検討 ◇外国人のサポートセンターの検討
- ◇女性の視点に立った就労体制の構築

(2) 地域特産品開発と販路拡大策の連動による新たな地域産業の創出 【改善戦略②】

- ▶ ふるさと納税制度における返礼品としての地域特産品活用のほか、道の駅あびらD 51ステーションでの販路拡大に起因した、アサヒメロンやカマンベールチーズなど地域ブランド品を活用した新たな特産品開発や、農畜産物の加工など付加価値向上に向けた農商工連携による6次産業化、地域ブランド化など、新たな地場産業創出への支援に取り組みます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇商品開発支援事業（再掲） ◇ふるさと会を通じた特産品PR
- ◇首都圏観光・物産PR事業
- ◇ふるさと納税制度における返礼品としての地域特産品活用
- ◇東胆振ブランド創造協議会との連携による商品開発

(3) 創業等支援事業計画に基づく起業・創業の促進 【改善戦略③】

- ▶ 安平町創業等支援事業計画に基づき、相談窓口の設置、創業セミナー等の開催、初期投資軽減策に取り組むとともに、町内に不足する業種等のビジネスモデルの提案や首都圏在住の起業創業希望者のマッチングによる「起業・創業と移住」を連動させた取組み展開など、行政・商工会・金融機関などで構成する「巣立ち支援ネットワーク会議」を通じ官民一体となった起業・創業支援に取り組みます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇創業等支援事業計画に基づく起業・創業支援(初期投資軽減、起業・創業セミナー等)の展開
- ◇ビジネスモデルの提案による起業・創業に向けた独自支援の検討
- ◇地域おこし協力隊制度を活用した商工業事業後継者の確保
- ◇U I J ターン新規就業支援事業による地域課題解決型起業の取組み展開

(4) シルバー世代の就労促進 [改善戦略④]

- ▶ 健康で働く意欲のあるシルバー世代の技術力や経験を活かすため、子育て世代のサポートや高齢者買い物対策など、行政サービスが行き届かない分野を中心とした「仕事」「雇用」「団体の法人化」を結びつけた新しい仕組みづくりを検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進（シルバー世代の就労を促進するための仕組みづくりの検討）（再掲）

<施策の方向性>

道の駅など「回遊・交流ステーション形成事業」として行う交流拠点施設の整備を促進します。また、これらと並行し、観光事業の中心を担う観光協会と町民、関係機関、行政が一体となって観光コンテンツの開発を進め、交流人口の拡大による地域活性化を目指します。

<施策項目>

- (1) 公民連携による回遊・交流ステーション形成事業の推進 [成長戦略③]
- (2) 公共施設を活用した合宿誘致事業の推進 [成長戦略④]
- (3) 道の駅建設など交流拠点施設の整備 [改善戦略⑤]
- (4) グリーンツーリズムの推進 [改善戦略⑥]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備考
観光入込客数（うち道の駅来訪者数見込み）	358千人 (H30年度)	910千人 (うち540千人)	北海道観光入込客数調査
合宿所利用団体数・利用者数（再掲）	79団体、1,801人 (H29年度)	90団体、2,000人	
グリーンツーリズム関連施設数（再掲）	11施設 (H30年度)	累計2施設	

*目標値の累計はR1～R4の累計値

【現状と課題】

- 当町には、多くのゴルフ場や日本屈指の軽種馬産地であることなど、豊富な地域資源があるとともに、道の駅あびらD51ステーションを中心に4地区における交流拠点をつなぐルートづくりを進めております。
- こうした中、北海道の近代化を支えた「炭鉄港」として日本遺産に認定され、その構成文化財として当町が道の駅あびらD51ステーションに保存する蒸気機関車も含まれていることから、これら地域資源の更なる活用により、関係人口・交流人口の拡大へつなげていくチャンスにあります。
- 町内での合宿については、早来地区にある2つの合宿施設を利用し受け入れを行ってきましたが、震災によりしらかば合宿所が被害を受け、利用中止を余儀なくされている状況にあることから、新たな合宿施設が必要となっています。
- 当町の基幹産業である農業の魅力を通じ地域との交流や情報発信を目的に、平成30年に策定した「あびらグリーンツーリズム推進計画」に基づき、観光協会や関係者と連携してグリーンツーリズム事業を推進していくこととしています。
- 今後、安平町としても、観光需要の増加に対応するため、受入体制の整備や人材の育成の推進とグリーンツーリズム事業を通じた安平町ファンづくりにより、安平町への移住・定住や就農促進活動につなげていく必要があります。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 公民連携による回遊・交流ステーション形成事業の推進 【成長戦略③】

- ▶ 交流人口や関係人口の拡大に向け、道の駅あびらD51ステーションを拠点として、「菜の花」、「瑞穂ダム」、「ゴルフ場」、「温浴施設」、「サラブレッド」など、町内の公共・民間の観光資源や拠点をルートとしてつなぎ、町内全体を回遊させる仕組みを構築します。
また、交流拠点をレンタサイクルや馬などをキーワードに繋ぐ取組みを検討します。
- ▶ 追分市街地では、一般社団法人安平町復興ボランティアセンターによる拠点づくりが進んでいることから、道の駅と市街地、さらにはJR駅という「交通・観光・商店街」の導線づくりに向けた取組みや事業展開を検討していきます。
- ▶ これまでに鉄道資料をデジタル化したコンテンツや、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財となったSL車両については貴重な資料や文化財であることを認識し、鉄道資料館や道の駅を拠点として、構成自治体とも連携しながら、魅力発信と知名度向上・交流人口拡大につなげていきます。
- ▶ 新たな町内観光ルートの開発により新千歳空港や札幌圏から至近にあるという地理的優位性を活かして、北海道らしい風景や四季を楽しみたい外国人観光客をターゲットとした観光プランや、札幌圏からの日帰りツアーの受入れなど、観光事業の中心を担う観光協会や関係機関等と連携した観光商品の開発のほか、新たな取組みを積極的に進めています。

〔主な取組み・事業〕

- ◇交流人口・関係人口拡大に向けた回遊・交流ステーション形成事業の展開
- ◇レンタサイクルなど町内の回遊性を高める取組みの強化
- ◇追分ゲートウェイ整備プロジェクト ◇新たな観光ルートの開発
- ◇観光協会等と連携した官民一体型観光商品や回遊・交流コンテンツの開発
- ◇外国人観光客の受け入れ体制の構築

(2) 公共施設を活用した合宿誘致事業の推進 【成長戦略④】

- ▶ 屋内スケートリンクをはじめとした当町の公共施設のほか、民間企業が経営するゴルフ場やパークゴルフ場等を活用したスポーツ大会、スポーツ合宿等を官民一体となって積極的に誘致します。
- ▶ 合宿については、宿泊施設や食事提供のワンストップ体制の確立、町内での経済波及効果に向けた官民連携による受け入れ体制の構築を検討するとともに、合宿やスポーツを通じた交流人口・関係人口の拡大に取り組みます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇官民連携による受け入れ体制の構築検討
- ◇高校・大学・企業等のスポーツ合宿・大会の誘致
- ◇合宿施設の整備検討

(3) 道の駅建設など交流拠点施設の整備 【改善戦略⑤】

- ▶ 町への来訪者が地域の観光資源を回遊する仕組みづくりとして取組みを進めている「回遊・交流ステーション形成事業」を高める取組みの推進に向け、道の駅あびらD51ステーションをはじめとした交流拠点施設の整備を行っていきます。

町内の農産物や特産品、歴史や文化を集約した道の駅あびらD51ステーション周辺には、冬季の集客を見据えた柏が丘公園（ポッポらんど）を整備し、多目的な機能を備えたエリアとなるため、施設運営団体等と協議しながら更なる魅力付けコンテンツの開発を進めています。

〔主な取組み・事業〕

- ◇道の駅整備事業 ◇柏が丘公園（ポッポらんど）整備事業 ◇あびら交流センター環境整備
- ◇追分ゲートウェイ整備プロジェクト（再掲） ◇道の駅プロモーション戦略事業
- ◇民間団体等が実施する道の駅イベントの支援

(4) グリーンツーリズムの推進 【改善戦略⑥】

- ▶ 美味しい食べ物や景観、自然を求めて北海道へ来訪する全国からの観光客、修学旅行生、外国人観光客などをターゲットにしながら、収穫体験や自然と触れ合う体験活動等を通じて町の魅力を知ってもらうグリーンツーリズム事業を展開していきます。
- ▶ あびらグリーンツーリズム推進計画に基づき都市計画上の建築規制を緩和し、農家レストランや農家宿泊施設などのグリーンツーリズム施設の整備に対する支援や、グリーンツーリズム登録バンクの農家数を増やすため農業者が提供する各種体験メニューの開発に対する支援を行いながら、グリーンツーリズム事業の推進から安平町のファンづくり、さらには安平町への移住・定住や就農へつなげていく必要があります。

〔主な取組み・事業〕

- ◇グリーンツーリズム登録バンクの整備
- ◇グリーンツーリズム施設整備や体験メニュー開発に対する支援

* 関係人口：地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指し、地方圏においては地域外の人材が地域づくりの担い手になることが期待されています。

* グリーンツーリズム：農山漁村を訪問して、その自然と文化、人々との交流をありのままに楽しむ余暇形態等のこと。

基本施策5 (商業)

交流人口の拡大と連動した商業の活性化

<施策の方向性>

交流人口の拡大による誘客効果を地域商業へ波及させることを目指します。また、空き店舗の活用と後継者対策を推進し、街中の活性化を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進 [回避戦略③]
- (2) 空き店舗の活用等による商業後継者対策の推進 [回避戦略④]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
商店数	71 戸 (H30 年度)	76 戸	経済センサス・商業統計
年間商品販売額	約 64 億円 (H26 年度)	約 72 億円	経済センサス・商業統計
新規起業、創業の件数 (親族以外の事業継承 を含む) (再掲)	2 件 (H30 年度)	累計 8 件	

* 目標値の累計は R1～R4 の累計値

【現状と課題】

- 追分地区、早来地区とも事業主の高齢化や店舗併用住宅の課題などがあり、事業継承などが進まず中心市街地の空洞化が進んでいる状況下にあることから、今後は、空き店舗の利用促進による活性化や地域住民に密着したサービスの展開により、中心市街地の活性化と地域に必要とされる業種、職種の起業、創業につなげていく取り組みが必要であります。
- 既存商店を通じた街中の賑わい創出については、拠点施設である「追分ふれあいセンターい・ぶ・き」や「まち・あいステーション ラピア」を中心に、イベントなどソフト事業の実施により地域密着型店舗として更なる魅力を高められるよう賑わい創出に努めています。
- 安平町商工会では、全町共通の商品券やプレミアム付き商品券事業の実施や合併後の課題でもあった共通の新ポイントカード導入検討実施、さらには、街中での滞留を促すためのデマンドバス事業などに取り組んでいます。
- 震災により、特に早来地区の商店街が大きく被災しました。当町の商業振興については、安平町商工会と連携した各種商工振興策に取り組んできましたが、商店事業主の高齢化と後継者不足が顕著であることに加え、商店数や販売額の減少、近郊都市部に立地している大型店舗への購買力流出など、商店経営は厳しい現状にあります。今回の震災はこうした課題に加え大きな打撃を受ける結果となり、そのため、これらの課題解決に向けて、産業競争力強化法に基づく「安平町創業等支援事業計画」を策定し、今後地域に必要とされる起業創業を官民一体となり取組みを行っていきます。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 回遊・交流事業を活用した商業活性化の推進 [回避戦略③]

- ▶ 公民連携による「回遊・交流ステーション形成事業」の展開のほか、グリーンツーリズム事業やスポーツ交流の推進など、交流人口、関係人口拡大への取組みにより、町内来訪者を増大・回遊させ、街中に誘引し滞在時間を増やすことで、町内での飲食や商店の利用など地域商業の振興へ波及させながら、賑わいづくりを推進していきます。
- ▶ 景気動向を見定めたプレミアム付き商品券事業の実施のほか、町内経済循環と各店舗へのお客様誘導、町外への購買力流出抑止などの観点から、安平町商工会等で検討している多目的活用に向けた商店街ポイントシステムの統合と並行して、町が主催する健康づくり事業やコミュニティ事業等の行事へ町民等が参加した場合にもポイントが付与される仕組みや制度設計を進めています。
- ▶ 安平町商工会が事業主体となり実施しているデマンドバス事業については、デマンドバスと商店街利用を連動させた取組みなど、商店街活性化や街中での滞留を促す仕組みづくりを関係機関と検討していきます。また、将来的には人の移動だけではなく、町民のニーズに合わせた様々なモビリティサービスの可能性についても検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇中心市街地賑わい創出事業 ◇商店街の交流拠点施設を活用した各種イベント開催の支援
- ◇回遊・交流ステーション形成事業との連動による商業活性化に向けた取組み
- ◇商工会等による多目的活用に向けた商店街ポイントシステムの導入支援
- ◇デマンドバス運行事業との連動による商業活性化に向けた取組み（モビリティサービスの検討）

(2) 空き店舗の活用等による商業後継者対策の推進 [回避戦略④]

- ▶ 商店事業主の高齢化、後継者不足、売上げの減少による閉店廃業の増加などの課題解決に向けて、安平町創業等支援事業計画により、後継者不在の個店等を対象とした事業継承者確保対策や起業・創業による空き店舗活用に係る支援など、「巣立ち支援ネットワーク」を中心に、官民一体となった取組みを推進します。
- ▶ 震災に伴い、早来地区では商店街における空き地も生まれてきていることから、仮設住宅として使用したトレーラーハウス等のチャレンジショップやシェアオフィスとしての活用について商工会とともに検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇創業等支援事業計画に基づく起業・創業支援(初期投資軽減、起業・創業セミナー等)の展開（再掲）
- ◇地域おこし協力隊制度を活用した商工業事業後継者の確保（再掲）
- ◇チャレンジショップやおためし出店による空き店舗対策事業
- ◇定住促進事業（新規商工業後継者奨励助成金）
- ◇【復】トレーラーハウス等の活用に向けた検討
- ◇U I J ターン新規就業支援事業における首都圏在住者の移住促進（再掲）

政策分野IV

健康・福祉

基本施策1 (保健)

町民との連携・協働による健康づくりの推進

<施策の方向性>

健康に対する意識を地域全体で更に高める取組みを推進します。また、予防医療に視点を置き、保健・医療・福祉による包括的な保健・医療の体制づくりを進め、いつまでも健康に暮らせるまちを目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 地域ぐるみによる健康寿命の延伸に向けた取組みの強化 【成長戦略①】
- (2) 医療機関との連携による健康診査、各種検診、予防接種等の充実 【成長戦略②】

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
町民健康寿命の延伸 (75歳～84歳の介護認定率)	16.1% (H31.3月末)	15%	
メタボリックシンдро́м基準該当者等の割合	①13.5% ②11.7% (H30年度)	①10.6% ②9.9%	国民健康保険 ①メタボリックシンдро́м基準該当者の割合 ②メタボリックシンдро́м予備軍の割合
特定健康診査受診率	40.7% (H30年度)	54%	国民健康保険
がん検診受診率 (胃・肺・大腸がん)	20.2% (H30年度)	30%以上	

【現状と課題】

(健康寿命)

- 高齢社会において健康寿命の延伸を図ることは、個人の生活の質の低下を防ぎ、社会的負担を軽減する観点からも重要であることから、体力づくりや健康づくり事業のほか医療費の分析、保健指導を行っていますが、将来的な生活習慣病発症の予防として若年期から健康づくりに関心を持ってもらうことの重要性など、町民自らが主体的に健康づくりや生活習慣の改善について考えてもらう動機付けと機運の醸成が必要になっています。

(メンタルケア)

- 震災による住家被害や教育施設の被災など、これまでの日常生活から大きく環境が変化しています。高齢者やしおうがい者、子どもを中心に心身ともにストレスを抱えている現状があることから、一人ひとりの被害状況や年齢などに応じた身体的・精神的なケアが必要となっています。

(保健)

- 地域の保健活動や健康づくりを進めるため、健康増進法に基づき策定している「第2次健康あびら21」により、生活習慣病の予防に重点を置き、自己管理意識を高め、がん検診をはじめ各種健康診査の受診率の増加に取り組むとともに、各保健施設を拠点として地域に密着した保健活動、保健指導などを行っていますが、早期発見早期治療のためにも、各種健康診査の受診率の向上が課題となっています。

(予防、感染症予防など)

- 予防接種により発病や重症化を防ぐことは、健康被害や社会的・経済的影響を最小限にとどめることにつながることから、町内医療機関と連携・協力しながら法定のほか任意の予防接種に係る支援等を行っています。また、冬期に流行するインフルエンザ対策は、受験期の接種などニーズが高まりつつあるため、予防接種法に定める主に65歳以上の対象者への接種費用助成のほか、中学生までを対象として独自の助成を実施しています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域ぐるみによる健康寿命の延伸に向けた取組みの強化 【成長戦略①】

- ▶ 年齢に関係なく全町民が健康づくりに主体的に取り組めるよう、管理栄養士による栄養指導はもとより、ノルディックウォーキングや筋トレ教室などの運動教室により基礎体力向上を図りながら、いつまでも健康で生活し続けることができる取組みを展開していきます。また、体成成分測定装置「インボディ」事業の継続実施のほか、地場農産品による食育と運動を柱とした「(仮称) 健康寿命あびらプロジェクト」により、管理栄養士や運動指導員などと連携した取組みを進めながら、生活習慣病の予防や健康増進に対する意識醸成を図り、「健康あびら21」を推進していきます。
- ▶ 被災者のこころとからだの健康状態や生活習慣を把握し、必要に応じて関係機関等との連携を図りながら継続的なサポートを行っていきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇ 健康寿命延伸事業（再掲）
- ◇ [復] 災害時こころの健康相談事業

(2) 医療機関との連携による健康診査、各種検診、予防接種等の充実 【成長戦略②】

- ▶ 特定健康診査受診率向上による重症化予防や医療費抑制を目的として、がん検診等にあわせてピロリ菌検査をセットで実施するなど効率化を図りながら、個別訪問や電話などで受診勧奨を行い各種検診の受診率向上を目指す取組みを実施していきます。
- ▶ 妊娠期から小学生への歯磨き指導をはじめとし、高齢者まで誰もが健康な歯で食事ができるよう口腔衛生に対する意識付けをしながら、歯科口腔保健の推進に努めます。
- ▶ 妊娠期から乳幼児の栄養指導や検診事後指導などにより食育の関心を高めるとともに、電子母子手帳導入による検診や予防接種等の情報発信、さらには高校生までを独自で拡充対象とした医療費無償化や乳幼児健診などの情報を各種媒体により情報発信しながら子育て支援をより一層強化していきます。

また、高校生までを独自拡充対象としている医療費無償化については、他自治体の動向や財政負担を考慮しながら、初診料負担分の軽減とあわせた地域内消費への還元ができる仕組みづくりについて検討していきます。

- ▶ 保健指導や健康相談の拠点となる「ぬくもりセンター」や「保健センター」などの保健福祉施設の計画的な施設の改修・修繕及び環境整備に努めます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇各種健康診査の受診率向上に向けた取組み
- ◇子育て支援や定住施策の観点による独自拡充事業（子ども医療費無償化・インフルエンザ予防接種料の助成等）の周知と発信強化
- ◇ぬくもりセンターや保健センター等の改修・修繕事業 ◇電子母子手帳運用事業（再掲）

*メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態で、重複した場合は命にかかる病気を招くこともある。

*食育：食べ物の成り立ちや安全性、栄養、食文化など、食に関する基本的な知識や的確に選択できる能力を身に付け、健康的で心豊かな食生活を営める人を育てること。

基本施策2 (医療)

地域医療体制の確保

<施策の方向性>

町内医療体制の維持に向けた取組みの強化を図ります。また、東胆振定住自立圏の連携事業を促進し、広域による医療機能の充実を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 町内医療機関に対する支援策の強化 [差別化戦略①]
- (2) 「かかりつけ医」等の普及・定着の推進 [回避戦略①]
- (3) 救急・医療体制の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
町内医療機関の確保	病院: 1箇所 診療所: 2箇所 歯科診療所: 4箇所	現行数の維持	
町内医療機関における休日・夜間救急体制の確保	1箇所 (H30年度)	1箇所	

【現状と課題】

- 町立病院を持たない当町では、民間運営による病院1箇所、診療所2箇所、歯科診療所4箇所が地域医療を担っており、引き続き安心して暮らすためには、医師の確保対策などを通じて現在の医療体制を維持していかなければなりません。
- 休日・夜間における救急医療については、町内の医療機関へ町が独自に支援し、緊急時における医療体制の確保を図り、あわせて、苫小牧市内の休日当番医療機関などを町広報やホームページにて情報提供を行っています。
- 当町の第2次医療を担う広域救急医療体制は、東胆振1市4町を区域とする東胆振圏であり、医療情報のネットワーク化や体制の充実、診療情報の共有など、圏域全体として医療の質の向上に向け連携を図っています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 町内医療機関に対する支援策の強化 [差別化戦略①]

- ▶ 地域医療を担う民間医療機関の維持存続のため、かかりつけ医の確保のほか専門医の不足や医療機関の看護師不足などを解消する支援制度を継続して行うとともに、医療機関等との連携により、医療過疎の打開に向けて取り組んでいきます。

[主な取組み・事業]

- | |
|--|
| ◇医師確保等支援事業（かかりつけ医・専門医確保事業、新規看護師・歯科衛生士雇用助成事業） |
| ◇地域医療連携支援事業（眼科医） |

(2) 「かかりつけ医」等の普及・定着の推進 【回避戦略①】

- ▶ 安心して暮らすために必要な地域医療を進めていくにあたっては、地域に寄り添い身近で頼りになる「かかりつけ医」の普及・定着により最善の医療が継続されるよう、総合的な能力を有する医師の確保に努めます。

[主な取組み・事業]

- | |
|----------------------------|
| ◇医師確保等支援事業（かかりつけ医・専門医確保事業） |
|----------------------------|

(3) 救急・医療体制の充実に向けた広域連携の推進 【回避戦略②】

- ▶ 休日または夜間の1次医療体制を維持・確保していくため、町内医療機関に対し医師派遣や看護師の確保などへの独自支援を行いながら、急病患者に対し適切な救急医療を提供できるよう医療体制の維持・確保に努めます。
- ▶ 安全・安心に暮らすこと、そして移住・定住の観点から、第2次医療圏における高度救命救急医療（2次救急）や高度小児救急医療の体制など、苫小牧市の医療機関の協力が必要であることから、苫小牧医師会との連携を図りながら東胆振定住自立圏の連携事業として引き続きその体制が維持できるよう努めます。

[主な取組み・事業]

- | |
|---|
| ◇休日・夜間医療体制確保事業 |
| ◇広域救急医療対策事業（二次救急医療対策事業、小児救急医療支援事業、救急医療啓発普及事業など） |
| ◇東胆振定住自立圏の連携事業による広域医療体制の確保 |

<施策の方向性>

町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心した暮らしができる社会の実現に向け、町民、自治会・町内会等、各種団体、行政が一体となった支え合いと助け合いによる地域福祉の推進を目指します。

<施 策 項 目 >

(1) 地域福祉ネットワークの充実・強化 [成長戦略③]

(2) 新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進 [改善戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
地域見守りネットワークの構成団体数	65 団体 (H30 年度)	70 団体	
ボランティアセンター登録者数	448 人 (H30 年度)	468 人	
人材育成支援事業等によるボランティア資格取得者数	1 人 (H30 年度)	累計 40 人	

* 目標値の累計は R1～R4 の累計値

【現状と課題】

- 当町は、安平町地域福祉総合計画に基づき、元気な高齢者や地域を中心として見守り活動や福祉ボランティア活動、自主防災活動などの事業を展開しており、震災における経験を踏まえて、より一層の地域による支え合いや自助・共助・公助の役割の再認識を図り、町民、企業、団体等に対する普及活動を通して地域での支え合い活動や地域見守りネットワーク活動を浸透させていく必要があります。
- 震災を契機にボランティア活動や地域コミュニティの重要性が再認識されていますが、今後さらに高齢化が進む中、福祉行政を支えてきた方々の減少が予想されており、新たな公共の担い手育成やボランティア活動へ参加しやすくなる仕組みづくりなど持続可能なボランティア体制の構築をしていかなければなりません。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域福祉ネットワークの充実・強化 [成長戦略③]

- ▶ 地域での支え合いや助け合い、福祉サービスの向上や連携などを地域で実践するため、町をはじめ関係機関の役割などを掲げている安平町地域福祉総合計画を推進するとともに、「次期安平町地域福祉総合計画」を策定します。
- ▶ 町民同士が互いに助け、支え合いながら地域社会における福祉サービスを充実させていくため、福祉ボランティアポイントの創設などを通じボランティアのやりがいや生きがいを増幅させながら、相互扶助体制の構築に向け取り組んでいきます。なお、ボランティアポイントとあ

わせて、町が主催する健康づくり事業やコミュニティ事業等へ町民が参加した場合へのポイント付与と地域内消費を連動させた仕組みづくりを検討していきます。また、地域全体で支え合う「安平町地域見守りネットワーク」の拡大や、「災害時等要援護者登録制度」の普及に向け取り組むなど、持続的な地域での支え合い活動を推進していきます。

- ▶ 社会福祉協議会等との連携強化を図り、平時だけでなく災害時などにおけるボランティア人材・団体や民生委員・児童委員など地域福祉の担い手の育成と活動の支援等を行い、地域で見守り支える仕組みづくりを行います。

〔主な取組み・事業〕
◇次期安平町地域福祉総合計画の策定
◇地域内消費と連動させた福祉ボランティアポイントの創設
◇地域見守りネットワークの推進 ◇地域福祉を支える人材育成支援事業
◇地域支え合い活動推進事業

(2) 新しい公共の担い手との協働による福祉サービスの推進 [改善戦略①]

- ▶ 将来的にはより一層の高齢化が進行することから、「起業創業と移住プロジェクト」を活用し高齢者買い物支援、配食サービス、除雪支援など、地域福祉や高齢者を支えるためのサービスを提供できる地域産業やコミュニティ・ビジネスの設立支援の強化に取り組みながら、新しい公共の担い手の育成を進めるとともに、協働による福祉サービスの充実に取り組みます。
- ▶ 町内には、地域医療・高齢者福祉事業・しうがい者福祉事業を展開する民間法人が多く存在しており、今後も各種サービスが継続されるよう、引き続き一体的な連携及び支援を行いながら、地域福祉サービスの充実に取り組むとともに、福祉施設の計画的な改修、維持補修を行います。

〔主な取組み・事業〕
◇地域課題の解決に向けたコミュニティ・ビジネスの推進（再掲）
◇福祉施設の計画的な改修、維持補修

基本施策4 (しうがい者福祉)

共生社会の実現に向けたしうがい者福祉の推進

<施策の方向性>

全ての町民が不自由なく社会活動を営むことができるようノーマライゼーションの理念を尊重したしうがい者福祉を推進します。

<施 策 項 目 >

(1) しうがい者福祉サービスの推進 [成長戦略④]

(2) しうがい者の生活機能の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
しうがい者福祉サービスの利用者数	163人 (H30年度)	183人	
東胆振圏域における地域生活支援拠点の確保	1箇所 (H30年度)	1箇所	

【現状と課題】

- しうがいのある方が地域で安心して生活をするためには、しうがい者福祉サービスの充実が不可欠であり、保健・医療・教育・雇用・生活環境など多岐にわたります。それぞれのしうがいの状況や程度に合ったサービスを受ける必要があり、そのニーズは多様化しています。
- ノーマライゼーションの理念の下、しうがいの種別や程度にかかわらず、自分で住みたい場所を選び、必要な福祉サービスやその他の支援を受け、自立できる社会の実現やしうがいの種別間の格差是正やサービス水準の格差是正など地域特性を踏まえた利用者本位のサービスの充実が求められています。
- 近年では、しうがい者等の広域的な生活支援拠点の整備が進められているなど、ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築が進んでいます。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) しうがい者福祉サービスの推進 [成長戦略④]

- ▶ しうがいのある方それぞれの状況に応じ、就労や日中の活動、移動や移送サービスなどに関する適正であり十分なサービスの提供に努めています。
- ▶ 平成30年度に策定した「第5期しうがい福祉計画」及び「第1期しうがい児福祉計画」に基づき、利用者本位のしうがい者福祉サービスを提供するとともに、老朽化する障害者支援施設の建替え支援を行いながら、引き続き切れ目の無い一貫した支援の提供体制の充実を図っていきます。また、医療的なケアを必要とする子どもを含めたしうがい児及びその家族が地域において自立した生活を営むことができるよう支援体制の充実を進めていきます。

[主な取組み・事業]

- ◇しうがい者自立支援事業
- ◇障害者支援施設の建替え支援
- ◇子ども発達支援センター運営事業（再掲）
- ◇子ども発達支援等の専門職員の配置（再掲）

(2) しうがい者の生活機能の充実に向けた広域連携の推進 [回避戦略③]

- ▶ 平成28年に東胆振定住自立圏の連携事業として、共同設置された「東胆振圏域地域生活支援センター」において、しうがい者に関する諸課題に対応するとともに、今後も継続した事業運営により、町内はもとより東胆振圏域で生活するしうがい者の地域生活定着支援の拠点として効果的な事業が運営されるよう関係機関と連携しながら生活機能の強化とサービス充実に向けて取り組みます。

[主な取組み・事業]

- ◇東胆振定住自立圏の連携事業による「しうがい者等の地域生活支援拠点事業」の推進

基本施策5 (高齢者福祉)

シルバー世代が活躍できる社会の推進

<施策の方向性>

高齢者が活躍できる社会の実現に向け、豊富な知識や経験、技能等を持つ高齢者を積極的に活用します。また、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるまちを目指し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を促進します。

<施 策 項 目 >

- (1) 多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいづくりの推進 [成長戦略⑤]
- (2) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 [成長戦略⑥]
- (3) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実 [差別化戦略②]
- (4) 高齢社会に対応した介護サービス基盤整備の促進 [差別化戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
要支援・要介護認定率	18.9% (H30年度)	19.8%	
介護予防事業（1次予防）への参加者数 (参考値：足腰しゃんしゃん教室参加者数)	2,092人 (H30年度)	2,100人	
特別養護老人ホーム待機者数	54人 (H30年度)	47人	

【現状と課題】

- 全国的に少子高齢化が進む中、当町の高齢化率は全国平均を上回り高齢者世帯が増えていますが、1世帯当たりの人員は減少しており「ひとり暮らしの高齢者世帯」や「高齢夫婦のみの世帯」が増加し、あわせて認知症高齢者や介護を要する高齢者も増加しており、今後もこのような傾向が続くものと推測されます。
- このような状況の中、国では高齢者が住み慣れた地域で、必要なときに必要な支援を受けられる「地域包括ケアシステム」の構築を進めており、当町においても、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していくため、ケアシステムの構築を推進していくことが求められています。
- そのため、外出支援サービスや通院移送サービスなどの在宅高齢者等の支援や、高齢者の「いきがいづくり」や介護予防の充実が重要になります。
- 高齢者福祉施設については、近年、民設民営による「特別養護老人ホーム」が整備されましたが、今後は地域の声を聞き待機者の状況を勘案しながら施設整備について検討していきます。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 多様な社会活動を通じた高齢者の生きがいづくりの推進 [成長戦略⑤]

- ▶ 要介護状態の要因の一つである運動機能低下を予防するために、温水プールでの水中運動やノルディックウォーキング、足腰しゃんしゃん教室などの取組みを通して基礎体力づくりを進めるほか、サロン活動や子どもと高齢者の交流活動、老人クラブなどにより高齢者の生きがいづくりを推進していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇介護予防事業
- ◇高齢者大学や老人クラブなどの支援を通じた高齢者の生きがいづくりの強化

(2) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組みの推進 [成長戦略⑥]

- ▶ 高齢化が一層進み、ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯、さらには認知症高齢者が増加することから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。
- ▶ 介護職を対象に取組みを始めた専門職の資格取得を目指し進学する生徒の人材育成とUターン施策を連動させた奨学金制度については、積極的な活用を図ってもらうため継続的な制度周知を行っていきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇医療介護連携の充実
- ◇介護職の人材育成・確保・Uターン施策を連動させた奨学金制度の周知

(3) 住み慣れた地域で暮らすための支援の充実 [差別化戦略②]

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域コミュニティ活動を通じた介護予防事業への取組みや介護給付サービスの充実を図るとともに、高齢者住宅の計画的な維持管理と夜間管理や安全対策の充実など、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画に基づき、事業を進めています。

〔主な取組み・事業〕

- ◇在宅介護支援事業
- ◇介護サービスの給付事業
- ◇高齢者住宅の運営体制の強化及び施設の計画的な改修

(4) 高齢社会に対応した介護サービス基盤整備の促進 [差別化戦略③]

- ▶ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービスの基盤整備については町全体の施設サービスのバランスや地域ニーズを聞きながら検討していきます。
- ▶ 震災の影響により、福祉仮設住宅での生活を余儀なくされている特別養護老人ホームの移転改築に向けた支援を行います。

〔主な取組み・事業〕

- ◇ [復] 震災に伴う特別養護老人ホームの移転改築に関する支援

<施策の方向性>

誰もが生涯にわたり健康で安定した生活を送ることができるよう、介護保険制度や後期高齢者医療制度の適正な運用とともに、国民年金制度の啓発に努めます。また、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県となる国民健康保険は、健康寿命の延伸に向けた取組みを進めることにより、医療費の適正化を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 介護保険事業の適正な運用 [回避戦略④]
- (2) 国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の適正な運用 [回避戦略⑤]
- (3) 国民年金制度の啓発 [回避戦略⑥]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
国民健康保険事業 被保険者1人あたり療養諸費用額	312,219円 (H30年度)	405千円	
介護保険事業 被保険者1人あたり給付費費用額	260,243円 (H30年度)	327千円	
後期高齢者医療事業 被保険者1人あたり療養諸費用額	935,415円 (H30年度)	1,029千円	

【現状と課題】

- 高齢者が住み慣れた地域の中で、自立した生活を営みながら暮らし続ける社会の実現が求められていますが、団塊の世代が75歳を迎える2025年（令和7年）にはさらなる高齢化の進展が予想され、さらには認知症高齢者の増加も見込まれています。このような状況において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていかなければなりません。
- 国民健康保険制度については、平成30年4月から北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国民健康保険事業の運営における中心的な役割を担つており、引き続き北海道国民健康保険運営方針に基づき運営を進めていくこととなっています。
- 国民年金は将来的な年金受給の不安感や徴収率の低下などが社会的問題となっていますが、老後の生活を保障するだけでなく、本人や家族の生活を守る重要な役割があることから、年金制度の普及・啓発に努めることが必要です。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 介護保険事業の適正な運用 【回避戦略④】

- ▶ 介護保険事業の制度周知による理解を深め、保険料の収納率を高めながら、介護保険事業の適正な運用に努めます。

〔主な取組み・事業〕

◇介護保険事業

(2) 国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の適正な運用 【回避戦略⑤】

- ▶ 国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の制度周知による理解を深め、保険税・料の収納率を高めながら、国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業の適正な運用に努めます。
- ▶ 国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、平成30年度から北海道を中心とした市町村との一体的な運営へと移行し、引き続き北海道において策定した国民健康保険運営方針に基づいて適切な対応を図ります。

〔主な取組み・事業〕

◇国民健康保険事業 ◇後期高齢者医療事業

(3) 国民年金制度の啓発 【回避戦略⑥】

- ▶ 年金制度に対する不安感や無年金者・未納者を縮減するため、さらには国民年金を受給する権利を確保するため、国民年金制度の正しい理解を深める取組みを進めています。

〔主な取組み・事業〕

◇広報等を通じた国民年金制度の周知

政策分野Ⅴ

生活環境・生活基盤

基本施策1
(環境・景観保全)

豊かな自然環境・美しい景観の保全と活用

<施策の方向性>

当町が誇る豊かな自然環境や北海道らしい美しい景観、快適な居住環境を保全・活用し、町民が享受するこの恵みを次世代へ継承していきます。また、公害を防止し、健康で安全な生活環境の維持を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 自然環境の保全と活用に向けた取組みの推進 [成長戦略①]
- (2) 美しい景観の保全と活用に向けた取組みの推進 [成長戦略②]
- (3) 公害防止対策の推進 [差別化戦略①]
- (4) 計画的な斎場・墓地の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略①]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
温室効果ガスの総排出量	451万Kg (H30年度)	対H30年度比 6 %以上削減	

【現状と課題】

(自然環境・地域景観)

- 深刻化した地球温暖化の取組みは、国や自治体、企業だけの取組みではありません。家庭など日々の暮らしの中から排出される二酸化炭素の量も決して小さなものではないからです。「安平町環境基本条例」に基づき、町・事業者・町民の責務に基づき一人ひとりが取り組める身近に行える取組みや工夫から地球温暖化の防止に努めることが、安平町の豊かな自然環境と地域景観を後世に残すことにつながっていきます。
- そのためにも、「安平町環境基本条例」に掲げる基本理念の実現に向け、計画的に行動を進めていくための指針として「安平町環境行動計画」を策定し、町全体として取組みを進めていく必要があります。
- 安平町の美しい景観を将来的に維持していく上で、森林の整備と保全は大変重要な役割を果たします。森林の有する多面的機能を総合的かつ高度的に発揮させるため「安平町森林整備計画」に基づき取組みを進めていく必要があります。

(公害防止対策)

- 公害問題は、私達の将来の生存を脅かす大きな問題であることから、監視・巡回・指導を中心公害の未然防止に努めていくとともに、必要に応じて事業者側の責務として、公害防止協定の締結など環境基準を厳守する対策を講じていく必要があります。
- 一方、公害を発生させる可能性もあることを十分認識のうえ取組みを行う必要があります。

(墓地・斎場)

- 震災により、町内の墓地、墓石に甚大な被害をもたらしました。今後は共同墓の建設が必要になるとともに、適切な管理に努めていかなければなりません。
- 斎場については、震災により被災した施設の改修を行っていきますが、供用開始から相当年数が経過し劣化している施設であることから、適切な維持管理と抜本的な見直しが必要とされます。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 自然環境の保全と活用に向けた取組みの推進 【成長戦略①】

- ▶ 安平町環境基本条例の基本理念に基づき、行政及び事業者、町民の役割の啓蒙普及と実践を行うための行動指針となる「安平町環境行動計画」の策定を行います。
- ▶ 旧安平ダム建設予定地については、「あびらエネモの森づくり」などによる植林事業を通じた保全機能の強化を行ってきており、現在は安平町森林整備計画において、「水源かん養林」として位置づけていることから今後も森林保全に努めることとしています。
- ▶ 民間団体主体による森林整備、生物観察、自然体験教室など、環境・木育・遊育事業を地域との連携により積極的に進めています。

〔主な取組み・事業〕

- ◇安平町環境行動計画の策定と実践
- ◇民間企業と連携した環境教育事業（未来×エネルギープロジェクト）
- ◇民有林振興対策事業（再掲） ◇町有林管理事業（再掲）
- ◇森林山村多面機能発揮対策交付金事業 ◇森林機能発揮対策事業（再掲）

(2) 美しい景観の保全と活用に向けた取組みの推進 【成長戦略②】

- ▶ 町内には、希少生物が生息する豊かな自然、丘陵が織り成す北海道らしい牧歌的な風景、畠一面に咲き誇る菜の花畠など四季折々の美しい地域景観があり、町民の誇りであると同時に、その地域景観を目的に来訪される多くの方々がいることから、この美しい地域景観を将来の世代へ引き継いでいくための保全を推進します。
- ▶ 町内において再生可能エネルギー発電施設の導入が拡大する中で、周辺環境の悪化を懸念する声が多く寄せられたことから、制定した「安平町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン」を基に、適正な設備の導入及び管理を促し、町民の安全と安心を確保する取組みを推進していきます。
- ▶ 自然風景と調和がとれた景観が形成されている瑞穂ダムでは、住民主体によるイベントやみずほ館を活用した地域活性化事業に取り組んでいますが、震災により失われた自然の回復と従前より取り組まれている、瑞穂ダム及び周辺で行われている活動を含めて、観光資源としての可能性を活かした有効活用を検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇回遊・交流ステーション形成事業と連動した地域景観の保全と活用の取組み
- ◇瑞穂ダム及び周辺における有効活用策の検討 ◇町有地活性化事業

(3) 公害防止対策の推進 [差別化戦略①]

- ▶ 公害については、地域内だけではなく近隣地域にも影響を及ぼすものであることから、町民の健康と安心した生活環境を守るため、そして、当町が誇る豊かな自然環境を将来の世代へ引き継いでいくためにも、引き続き未然防止に向け企業独自で行っている臭気測定や水質検査と併せ、町独自で実施している水質検査を今後継続した中で、監視・指導等をさらに強化し、公害防止対策に取り組みます。

[主な取組み・事業]
◇公害の未然防止に向けた監視・指導等の強化 ◇公害防止協定の遵守状況の確認等 ◇環境関連各種検査業務（水質検査） ◇安平町環境行動計画の策定と実践（再掲）

(4) 計画的な斎場・墓地の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略①]

- ▶ 町内にある2ヶ所の斎場については、施設及び設備の計画的な改修・修繕・更新や将来の斎場施設のあり方について検討していきます。
- ▶ 震災に伴う共同墓の建設と墓地の適正な維持管理を進めています。

[主な取組み・事業]
◇斎場施設及び設備の計画的な改修、修繕 ◇[復]安平町共同墓建設事業及び墓地の適正な維持管理

<施策の方向性>

安平町環境基本条例に基づき、町民、事業者、行政がそれぞれの役割をもって、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会の実現を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) ごみの減量とリサイクル運動の推進 [成長戦略③]
- (2) 節電・省エネルギー対策の推進 [差別化戦略②]
- (3) 地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用の推進 [差別化戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
ごみの処理量（家庭系・事業系）	2,336t (H30年度)	2,248t	
公共施設の消費電力量 (電力需要期)	313万Kwh (H30年度)	対H30年度比 2%削減	
再生可能エネルギーの 活用事業数	3件 (H30年度)	累計2件	

*目標値の累計はR1～R4の累計値

【現状と課題】

- 一般廃棄物の処理は、安平・厚真行政事務組合を組織し、苫小牧市へ委託して処理する広域体制を構築していますが、引き続き広域内の最終処分埋立地の増設問題については協議が必要となります。
- 平成25年度から家庭ごみ処理の有料化を開始しましたが、家庭ごみや家電リサイクルの有料化等に伴い、ごみ分別の徹底や不法投棄を抑止するため、「さわやか環境マスター」等の協力を得ながら、適正な排出に向けた巡回・監視活動を引き続き行っています。
- 地球温暖化に伴う二酸化炭素の抑制意識の高まりのほか、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故により、省エネや節電、再生可能エネルギーに対する社会の関心が高まる中、町では、平成25年度に「安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン」を策定しましたが、策定当時との情勢変化などもあり、時代に合った計画の見直しが必要とされております。
- 再生可能エネルギーの産業分野では、町内で日本最大級のメガソーラー発電所や世界最大規模の蓄電施設が建設されるとともに、新たに大型発電所の事業計画が進められており、今後も次世代エネルギー技術を有効活用した環境に負荷のないやさしい町づくりを進めていく必要があります。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) ごみの減量とリサイクル運動の推進 [成長戦略③]

- ▶ 家庭ごみの有料化を導入していますが、ごみの減量化・再資源化・再利用には住民の理解が必要であることから、ごみ分別ルールなど継続した周知に努めるとともに、地域住民や関係機

関と連携した「さわやか環境マスター」等の継続、古着・古布及び小型家電の拠点回収によるリサイクルの推進、乳幼児などの子育て世代等を対象とした有料ごみ袋の負担軽減策に取り組みます。

- ▶ 関係市町と連携しながら、一般廃棄物処理施設の適切な維持管理を行うほか、将来的な課題として抱えている新たな広域的ごみ処理施設の対応について、関係市町や関係機関との協議により検討していきます。

[主な取組み・事業]
◇安平・厚真行政事務組合の運営 ◇有料ゴミ袋子育て世帯負担軽減措置事業
◇さわやか環境マスターによる巡回・指導等 ◇ごみ減量化のための3Rの推進

(2) 節電・省エネルギー対策の推進 [差別化戦略②]

- ▶ 水銀汚染防止法で定める「特定水銀使用製品」の規制により公共施設のLED化や低燃費車の公用車導入のほか、公共施設等の省エネルギー対策と実践行動を推進していきます。
- ▶ 民間企業と連携した「未来×エネルギープロジェクト」をはじめ、地域内での省エネルギー啓蒙活動を行っていきます。

[主な取組み・事業]
◇公共施設のLED化事業
◇民間企業と連携した環境教育事業（未来×エネルギープロジェクト）（再掲）

(3) 地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用の推進 [差別化戦略③]

- ▶ 長い日照時間と少雪など恵まれた気象条件により、近年、町内には再生可能エネルギー産業分野における事業進出や事業展開が行われていることから、このチャンスを企業活動だけに留めず、町内各種産業への利活用に向けた研究や、町民等に対する情報提供・普及促進を図っていきます。
- ▶ 「安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン」に基づき、地域におけるエネルギーの安定供給、温室効果ガス排出削減、地域のエネルギー資源の活用や次世代エネルギー技術の有効活用など、自然と人が共存できる循環型社会を目指すための調査・研究を進めるとともに、現状にあった計画の見直しを行います

[主な取組み・事業]
◇「安平町地域新エネルギー・省エネルギー導入プラン」の見直し
◇水素エネルギーなど次世代エネルギーの活用調査・研究

* メガソーラー発電所：出力1メガワット（1000キロワット）以上の大規模な太陽光発電所

<施策の方向性>

良好な環境の整備・保全と、快適で暮らしやすいまちづくりを進めるため、地域の特性に応じた計画的な土地利用の推進を目指します。また、社会情勢の変化によって多様化する土地利用に対応するため、都市計画マスタープランの改訂時に都市計画区域及び用途地域の見直しを検討します。

<施策項目>

- (1) 計画的な土地利用の検討 [回避戦略②]
- (2) 都市計画区域及び用途地域の見直しの検討 [回避戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備考
グリーンツーリズム関連施設数（再掲）	11施設 (H30年度)	累計2施設	

* 目標値の累計はR1～R4の累計値

【現状と課題】

- 安平町の土地利用については、過去より自然環境に負荷の少ない土地利用の推進を目指しており、第1次安平町総合計画基本構想において、その基本的な方向性を示してきました。
第2次安平町総合計画基本構想における「土地利用の方針」は、都市計画法に基づく「安平町都市計画マスタープラン」と連動するものですが、苫小牧圏都市計画区域見直しを参考としつつ、2023年度の改訂時に向けて見直しを行う必要があります。
- 都市計画区域が設定されている早来地区は、これまで区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の設定と用途地域の指定により無秩序な開発を抑制し計画的な市街化を図っていますが、社会情勢や地域特性にあった持続可能なコンパクトなまちづくりが求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 計画的な土地利用の検討 [回避戦略②]

- ▶ 当町の土地利用については、安平町総合計画基本構想に基づく「森林・農地・住宅地・商業地・工業地」の5つの土地利用区分の方向性と、安平町都市計画マスタープランに基づいて推進していることから、苫小牧圏都市計画区域見直し後に次期安平町都市計画マスタープランの策定を行うとともに、安平町の地域特性や安平町が担う役割に応じ計画的な土地利用について検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇計画的な土地利用 ◇次期都市計画マスタープランの策定

(2) 都市計画区域及び用途地域の見直しの検討 【回避戦略③】

- ▶ 国や北海道の上位計画等に基づき、都市計画の推進に努めています。都市計画の方向性としては用途地域を基本としつつ、未利用地の活用を総合的なまちづくりの観点から柔軟な対応により推進するとともに、地区計画などさまざまな土地利用制度の重層的な活用による地区レベルでの対応を図ります。
- ▶ 定住化や地域活性化など地域振興に対応するため現行制度である地区計画等の積極的な活用を図るとともに、近年、交流人口、関係人口拡大の取組みの一つとしてグリーンツーリズム事業の展開を目指しており、策定した「あびらグリーンツーリズム推進計画」に基づき積極的な取組みを進めています。

[主な取組み・事業]
◇ 土地利用制度の重層的な活用
◇ 「あびらグリーンツーリズム推進計画」に基づく事業推進

基本施策4 (生活インフラ)

住民生活を支えるインフラ整備の推進

<施策の方向性>

住民生活の利便性の向上に向けて、住民生活を支える道路網、公園・緑地、情報通信基盤など、生活インフラの計画的な整備を目指すとともに、これらの改修、長寿命化対策等を推進します。

<施 策 項 目 >

- (1) 子ども・子育て世代の視点を意識した公園・緑地整備等の推進 [改善戦略①]
- (2) 多様なニーズに対応した情報通信基盤整備の推進 [改善戦略②]
- (3) 計画的な道路網等の整備・修繕・長寿命化と協働による道路美化活動の推進 [回避戦略④]
- (4) 計画的な上下水道の整備・改修・長寿命化の推進 [回避戦略⑤]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
あびらネット利用件数 (個人・事業所)	101件 (H30年度)	109件	
町道舗装率	62.9% (H30年度)	62.9%	
橋梁長寿命化修繕率	9.1% (H30年度)	13.6%	
水道普及率	87.8% (H30年度)	89.6%	
下水道普及率・水洗化率	①75.2% ②88.3% (H30年度)	現状維持	①下水道普及率 ②下水道水洗化率

【現状と課題】

(公園・緑地)

- 当町には、日本最古の保健保安林内に位置する「鹿公園」や、多様なスポーツ施設などを集約した「ときわ公園」のほか、身近な遊び場としての宅地・団地内公園が整備され、住民の憩いの場となっていますが、震災で多くの施設が被災したことから、一日も早い復旧を進めるとともに、子ども・子育て世代を意識した公園づくりが求められています。

(情報通信基盤)

- 情報通信技術の普及、情報化社会の進展に伴い、インターネットなど情報通信環境の整備は、日常生活のほか経済・産業活動など様々な分野において欠かせないサービスであり、今後も更に拡大していくことが予想されます。
- 当町のブロードバンドサービスについては、これまでに電気通信事業者により整備が進められてきましたが、A D S Lについては2023年以降にサービスが終了となり、今後は現在進められている光回線サービスが拡大していくものと思われます。また、情報過疎地域のカバーリングや次世代モバイル通信「5G」による成長の後押しも予想され、安平町における情報格差解消に向けた情報通信基盤の整備が求められています。

(道路網)

- 当町を縦貫する国道234号については、苫小牧、岩見沢、日高、十勝圏を結ぶ重要な路線であり、特に遠浅市街地についてはこれまでに多くの交通事故が発生しており、平成27年度から平成30年度にかけ歩道を含めた道路改修や主要交差点部分の右折レーン設置などによる交通安全対策事業が行われました。町内には現在も危険箇所が存在するため、引き続き国に対して交通安全対策事業の要望を続けていく必要があります。
- 北海道が管理する道道については、豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線への歩道設置などを関係機関へ引き続き要望をしています。
- 町民生活道路である町道については、計画的に整備を進めてきましたが、震災の影響もあり災害復旧を優先としつつも、未整備となっている路線もあることから、引き続き財源を確保しながら計画的に整備を行っていく必要があるとともに、これまでに整備した道路や橋梁の経年劣化による修繕や長寿命化などにも継続して取り組んでいく必要があります。

(上下水道)

- 水道事業については、安全で安定した水道水の供給体制の確立に向けて、平成29年4月に簡易水道事業等を統合し上水道事業へ移行していますが、今後は上水道事業として継続させるため、効率的な維持管理と水道料金の見直しが必要となります。
- 今回の震災を経て、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、災害復旧事業を優先としつつも、追分地区と早来地区を結ぶ緊急連絡管の新設事業を始めました。
- 下水道事業については、清潔で快適な生活の維持と環境保全を図るため、安平町全地区において供用開始となっています。今後は災害復旧事業を優先としつつも、老朽化対策など引き続き、事業の推進を図る必要があります。
- 公共下水道計画区域外については、適切な生活排水処理と環境保全を図るため、合併処理浄化槽の設置費の助成を行っています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 子ども・子育て世代の視点を意識した公園・緑地整備等の推進 [改善戦略①]

- ▶ イベント広場やキャンプ場を有する鹿公園及びときわ公園は、町民だけではなく札幌圏や近郊都市からの来訪者も多いことから、魅力的な環境整備や計画的な設備更新を行うとともに、キャンプ場については、アウトドア関連企業との包括的な連携や指定管理者制度の導入について検討するなど、施設の活用強化と集客力向上に向けた取組みを目指します。
- ▶ 道の駅あびらD51ステーションの開業に伴う来訪者の長時間滞在に向け、道の駅に隣接して、冬期の集客機能を備えた「柏が丘公園（ポッポらんど）」を整備します。
- ▶ 身近な遊び場となっている宅地・団地内公園については、計画的な維持補修と「遊具パトロール」など協働による公園の維持運営及び長寿命化に努めていくほか、憩いの場として高齢者等も利用しやすく、子ども・子育て世代の視点を意識した公園づくりについて、地域住民等とともに検討していきます。
- ▶ 鹿公園やときわ公園のほか、これまでに整備した富岡みずばしょう園などを保全しながら、適切な緑地保全の推進、管理に努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇鹿公園・ときわ公園整備事業 ◇柏が丘公園（ポップoland）整備事業（再掲）
◇キャンプ場施設の活用強化と集客力向上に向けた取組み展開（民間企業との連携や指定管理者制度の導入検討など）
◇公園遊具修繕事業 ◇子ども・子育て世代に選ばれるワークショップの開催

(2) 多様なニーズに対応した情報通信基盤整備の推進 [改善戦略②]

- ▶ 町で運営しているあびらネットについては、今後も引き続き利用者の確保と安定的なサービス運営を行うとともに、今後のあり方について検討を行っていきます。情報通信サービスは、日常生活・経済・産業活動など様々な分野において欠かせないものになっていることから、地域的な情報格差を無くすため、未普及地域においても電気通信事業者による光回線サービスの整備に向けた働きかけを行うなど、より一層の情報通信基盤の整備に取り組みます。
- ▶ 災害時や回遊交流の事業展開による来訪者など、誰もがいつでも必要な情報を取得できるよう、Wi-Fi設備の設置基準や公共・民間施設への設置普及の必要性など検討しながら、必要に応じて防災・観光拠点施設等へのWi-Fi環境の整備を進めていきます。

〔主な取組み・事業〕
◇あびらネット運用事業 ◇電気通信事業者による光回線の整備推進
◇公共施設Wi-Fi整備の設置基準等の検討

(3) 計画的な道路網等の整備・修繕・長寿命化と協働による道路美化活動の推進 [回避戦略④]

- ▶ 国道234号については、町内に未だ危険箇所が存在することから、継続的な交通安全対策事業の整備促進を、道道については、継続して豊川遠浅停車場線の整備や舞鶴追分線の歩道整備などを関係機関へ要望していきます。
- ▶ 町道の整備については、財政状況を勘案しながら、町道整備計画に基づき計画的な整備に努めるとともに、老朽化が進む道路施設について、平成29年度に道路施設修繕計画を策定したことにより、今後主要道路等については計画的に修繕を進めていきます。
- ▶ 子どもたちの登下校時の安全確保に向けて、国・北海道・町のほか警察や小中学校など関係機関で構成する安平町通学路安全推進会議において策定された「安平町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関による危険箇所等の合同点検の実施とともに、通学路の安全確保に向けた対策と充実を図っていきます。
- ▶ 老朽化が進んでいる橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な架け替え・修繕を行います。
- ▶ 快適な道路環境を維持するため、適切な維持補修を行うとともに、町が保有する除雪機械と民間委託による除雪機械の確保や除雪運行システムの導入等によりきめ細かな除雪体制を整え、降雪積雪期の安全な道路環境を守ります。
- ▶ 町内には丘陵が織り成す北海道らしい牧歌的な風景があり、それを求めて来訪される方々も

多くいることから、地域住民と連携した道路美化活動を推進していきます。

[主な取組み・事業]

- ◇町道整備事業 ◇道路施設修繕計画に基づく修繕事業
- ◇橋梁長寿命化修繕計画事業 ◇町道除雪事業 ◇除雪運行管理システムの導入
- ◇追分地区通学路安全対策事業

(4) 計画的な上下水道の整備・改修・長寿命化の推進 [回避戦略⑤]

- ▶ 水道事業については、旧追分地区飲食用水道施設の老朽化対策を道営農地整備事業により計画的に進めるとともに、水道水を安定して供給するための将来像を示した「安平町水道ビジョン」に基づき、水道事業に取り組んでいきます。
- ▶ 町内の水道施設を効率的に運用するため、そして、災害時の大規模断水や漏水事故の発生リスクの軽減のため、追分地区と早来地区の配水管を接続する緊急連絡等新設事業を進めながら、町内に残る水道未普及地域の解消を図るとともに、今後は老朽化している設備機器や導送配水管等の改修更新など、水道事業の安定運営に努めています。
- ▶ 平成29年度の簡易水道事業等の統合による上水道事業への移行にあわせた料金の統一を行いました。今後は上水道事業として経営させるため、効率的な維持管理に努めています。
- ▶ 清潔で快適な生活の確保と移住定住を促進するため、公共下水道事業等の計画的な実施に努めるとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進む下水道施設・設備の整備改修を行っていきます。
また、公共下水道事業の公会計への移行に向けて、進めています。
- ▶ 供用開始されている区域については、貸付金制度や水洗化に向けた助成制度の周知を行いながら水洗化率を高めていくとともに、公共下水道計画区域外における合併処理浄化槽の設置費の助成を行いながら、適切な生活排水処理と環境保全を図っていきます。

[主な取組み・事業]

- ◇水道施設改修事業 ◇緊急連絡管新設事業 ◇公共下水道整備事業
- ◇下水道ストックマネジメント支援制度 ◇下水道施設機器等維持修繕事業

* 5 G : 移動通信システムの通信速度や通信規格のことであり、第5世代移動通信システムの略称

基本施策5 (住環境整備)

多様なニーズに対応した住環境の整備

<施策の方向性>

各世代の多様なニーズに対応した空き家・中古住宅の利活用など住環境の整備や住宅分譲地の確保を目指します。また、公営住宅等については、長期的な視点に立った適正戸数の確保と既存ストックの改善、長寿命化を計画的に進めます。

<施 策 項 目 >

- (1) 空き家・町有地等の利活用による多様な住居ニーズへの対応 [成長戦略④]
- (2) 民間資金等を活用した新たな分譲宅地の開発の検討 [差別化戦略④]
- (3) 計画的な公営住宅等の整備・改修・長寿命化等の推進 [回避戦略⑥]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
町分譲宅地の販売率・販売区画数	95.0% (H30年度)	98.0% 累計16区画	
新規住宅建設数	34戸 (H30年度)	累計80戸	
空き家（中古物件等）の活用件数	2件 (H30年度)	累計20件	

* 目標値の累計はR1～R4の累計値

【現状と課題】

- 町が分譲する住宅地については、アイリスタウン、ラ・ラ・タウン・おいわけ、若草団地があり、定住化施策を展開しながら分譲販売を進めており、平成30年度末で95%を超える販売率となっていることから分譲地の早期完売と新たな団地造成を検討する必要があります。
- 震災により人口減少が加速したこともあり、近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代従業員等への移住ニーズの把握と、多様なニーズに対応できる新たな施策の検討が必要になります。
- 震災により、更に今後増加が懸念される空き家の対策については、防災・衛生・景観など地域住民の生活環境の保全と、空き家等の利活用による定住対策の観点から、現在取組みを進めている空き家調査とデータベース化を踏まえて、安平町空き家等対策計画に基づき必要な支援策を講じていく必要があります。
- 町内の賃貸住宅については、移住定住対策による民間賃貸住宅の建設助成事業のほか、安平町公営住宅等長寿命化計画に基づいた公営住宅等の建て替えや既存公営住宅等の改修などにより住環境を確保してきましたが、今後は震災により様々な住宅ニーズに対応出来るような支援策も検討していくかなければなりません。

【施策項目に対応した主な取組み】

- (1) 空き家・町有地等の利活用による多様な住居ニーズへの対応 [成長戦略④]

- ▶ 生活環境の保全と定住対策等の観点により策定した「安平町空き家等対策計画」に基づき、活

用できる空き家（中古住宅）については、移住・定住を促すための住宅リフォーム助成制度や空き家活用の支援制度の創設、不動産情報提供事業の体制整備により、町内空き家の活用施策を展開していきます。

- ▶ 町有施設の解体跡地の売却や市街地の民間空き地の活用により、公営住宅等や民間アパート入居者の住み替えと住宅建設を促進していきます。
- ▶ 定住・移住促進の観点から、分譲地のほか町内での住宅を建設する世帯への奨励助成等を行っている定住促進事業の見直しを行います。

〔主な取組み・事業〕

- ◇空家等対策支援制度の創設による展開
- ◇移住・定住対策の視点による空き家（中古住宅）の利活用策の展開
 - ・住宅リフォーム助成制度の拡充や見直し
 - ・町ホームページ等を活用した不動産情報提供による空き家（中古住宅）の流動化の取組み
- ◇町有地の売却等による住宅建設の促進
- ◇定住促進事業の推進と見直し（住宅建設奨励助成金等の見直し）

（2）民間資金等を活用した新たな分譲宅地の開発の検討 【差別化戦略④】

- ▶ 既存分譲地の販売促進に向けて取り組むとともに、近郊都市から町内企業への通勤者が多く昼夜間人口比率が高いという当町の特殊性を活かし、近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代等をターゲットとした分譲宅地の開発について検討していきます。
- ▶ 分譲宅地の開発にあたっては、コンパクトなまちづくりを目指し、通学や買物、病院などに近い場所を選定し、町有地を中心とした小規模分譲宅地としての整備とともに、開発にあたって民間資金等を活用した新たな手法を検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇分譲宅地の販売促進に向けた取組み（特別分譲キャンペーンの実施等）
- ◇町内企業へ通勤する従業員の住み替え支援策の検討
- ◇民間活力による分譲宅地の開発に向けた検討

（3）計画的な公営住宅等の整備・改修・長寿命化等の推進 【回避戦略⑥】

- ▶ 安平町住宅総合計画及び安平町公営住宅等長寿命化計画の改訂により、公営住宅等の長寿命化、良質な住宅確保に向けて、今後も計画的に取り組むとともに、被災者の恒久的な住まいを確保するため、公的住宅（地域優良賃貸住宅）の整備を行います。
- ▶ 子育て世代を誘引するためには住まいの確保が求められることから、分譲宅地や民有地、賃貸住宅などの情報発信のほか、空き家等を活用した子育て世代の住まい確保に向けた取組みについて、様々な角度から検討していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇安平町住宅総合計画及び安平町公営住宅等長寿命化計画の改訂
- ◇【復】地域優良賃貸住宅建設事業 ◇公営住宅等の適切な維持管理
- ◇空き家等を活用した子育て世代の住まい確保の検討（再掲）

<施策の方向性>

子育て・教育分野の施策と連動した移住・定住促進対策を強化し、町内企業へ通勤する町外者に選ばれるまちを目指します。また、首都圏を中心に地方回帰の流れが高まりをみせていることから、こうした希望者に的を絞ったU I Jターン戦略を展開します。

<施 策 項 目 >

- (1) 仕事情報の提供との連動によるU I Jターンの促進 [成長戦略⑤]
- (2) 町内企業に通勤する子育て世代を対象とした移住促進の強化 [成長戦略⑥]
- (3) 多様なニーズに即した移住・定住促進制度の充実 [成長戦略⑦]
- (4) 広域連携による移住・定住人口拡大に向けた取組みの推進 [回避戦略⑦]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
子育て世帯の転入数	3世帯7人 (H30年度)	累計24世帯64人 (6世帯16人/年)	
町外に居住する町内企業従業員の移住・定住数(再掲)	— (H30年度)	累計40人	

*目標値の累計はR1～R4の累計値

【現状と課題】

- 当町では、これまで、町の魅力を伝えるための移住定住イベントへの参加や効果的な各種支援策など、積極的に施策を推進してきました。
- 幼小中高の連携をはじめ、魅力的な子育て・教育環境の充実を目指し、町内に2つの公私連携幼保連携型認定こども園を整備してきましたが、震災により早来中学校は仮設校舎での学校生活を余儀無くされています。
子育て世代の移住定住先の選択要件として、子育て環境、そして、教育環境の魅力化が求められていることから、ハード・ソフト両面による環境整備を図りながら、若年層や子育て世代の人口流出抑止と近郊都市から通勤する子育て世代をターゲットとした移住定住策を進めることが急務となっています。
- また、社会減少の主要因である進学や就職を機とした若者の道外等への転出超過が顕著であることから、これに対して歯止めをかけるとともに、「いつかはふるさとに帰りたい」と考えるU I Jターン希望者に対して国の制度を活用した移住施策にも取り組んでいく必要があります。
- これまで北海道は労働力が豊富といわれてきましたが、近年では外国人労働者に依存している傾向にあることから、外国人労働者の移住定住対策が新たな課題として挙げられます。
- 町の魅力や特色を道内・道外へ伝えるためには、安平町だけの取組みでは限界があることから、平成30年に設立した「東京あびら会」との連携による広域的な取組みへの広がりが重要であり会の会員拡大に取り組みながら、移住やU I Jターンへつなげていく必要があります。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 仕事情報の提供との連動によるU I Jターンの促進 【成長戦略⑤】

- ▶ 進学や就職を契機に当町から道外等へ転出・就職している若者の転出超過が顕著であります
が、非正規労働等による経済不安や「いつかはふるさとに帰りたい」と考えるU I Jターン希望者もいることから、都会での経験を活かして帰ってくるという循環を醸成する「ふるさと教育・学社融合事業」を推進しながら、町内の雇用情報や居住情報の提供、新規採用や就職等で町外から町内企業に就業する若者と雇用企業の双方に対する連動施策の創設などにより、U I Jターンの促進を図ります。
- ▶ 地域課題を解決するためのコミュニティ・ビジネスや、町内に不足する業種等のビジネスモデルの提案など、起業・創業に向けた情報を発信しながら、U I Jターンにつなげる取組みを推進していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇若者雇用促進助成事業の創設（再掲）
- ◇専門職の資格取得を目指し進学する生徒に特化した人材育成とUターン施策を連動させた取組みの推進（再掲）
- ◇起業・創業に向けた仕事情報の発信によるU I Jターンの促進
- ◇外国人労働者の移住定住制度の仕組みづくりの検討
- ◇U I Jターン新規就業支援事業における首都圏在住者の移住促進（再掲）

(2) 町内企業に通勤する子育て世代を対象とした移住促進の強化 【成長戦略⑥】

- ▶ 近郊都市から町内企業への通勤者が多く昼夜間人口比率が高いことや町内に2つある公私連携幼保連携型認定こども園による子育て環境、さらには早来中学校の再建による小学校・中学校の一体型の学校整備による教育環境の充実という当町の特殊性と強みを活かし、近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代や若者を主なターゲットとして、各部署との連携による各種支援策の創設や拡充、不動産情報の提供や今後増加が見込まれる空き家（中古住宅）、震災に伴う公費解体後の空き地の活用など、職住近接を意識した移住関連事業の積極的な強化に取り組みます。
- ▶ ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指している早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備をはじめ、遊育事業や学びサポート事業等による子育て教育分野に関する先駆的な地方創生事業など、子育て教育環境に係るハード面・ソフト面の更なる魅力化と環境整備を図りながら、子育て世代だけではなく、これから結婚し親となる方々が「安平町で子どもを育てたい」と思ってもらえる移住定住を進めています。

〔主な取組み・事業〕

- ◇定住促進事業の推進と見直し（住宅建設奨励助成金等の見直し）（再掲）
- ◇長期優良住宅建設助成事業
- ◇空家等対策支援制度の創設による展開（再掲）
- ◇移住・定住対策の視点による空き家（中古住宅）の利活用策の展開（再掲）
 - ・住宅リフォーム助成制度の拡充や見直し
 - ・町ホームページ等を活用した不動産情報提供による空き家（中古住宅）の流動化の取組み

◇若者雇用促進助成事業の創設（再掲）
◇【復】住宅建設と連動させた公費解体跡地の流動化対策
◇子育て世代を対象としたライフプランセミナー開催
◇小学校・中学校の一体型学校整備をはじめとした子育て・教育環境の魅力化による移住定住の促進

（3）多様なニーズに即した移住・定住促進制度の充実 【成長戦略⑦】

- ▶ 空港や港から至近にあるという立地条件や、丘陵が織り成す北海道らしい牧歌的な風景等に魅力を感じ道外、近隣等から当町へ移住を検討される方々もいることから、まずは当町の気候や良さを自ら体験してもらうためのおためし暮らし事業のほか、既移住者が主体となった情報発信や移住希望者へのアドバイス・ワンストップの相談体制づくり、さらには移住者同士の交流など、移住検討者が必要とする多様なニーズに応えるため、移住してきた方に選んで良かったと思ってもらえる移住・定住促進策に取り組みます。

〔主な取組み・事業〕
◇おためし暮らし事業
◇移住者との連携や各種広告媒体等を活用した移住定住促進に向けた情報発信
◇移住者間交流会の促進

（4）広域連携による移住・定住人口拡大に向けた取組みの推進 【回避戦略⑦】

- ▶ 地方創生の取組みへの機運が高まる中、当町では近隣町との連携による人口構成比率の改善に向けて若年層を主なターゲットとした「仕事」と「住まい」の両面に対応した取組みや、周辺自治体と連携した道内外への効果的な魅力発信などを継続して行うとともに、地方から大都市への人口流出のダム機能となるよう、東胆振定住自立圏の連携事業として、移住人口・定住人口拡大に向けた広域連携の取組みを積極的に推進します。

〔主な取組み・事業〕
◇東胆振定住自立圏や地方創生の連携事業による移住・定住促進に向けた取組み

<施策の方向性>

高齢者など真に公共交通を必要とする住民のニーズに合った利便性・効率性の高い地域公共交通ネットワークを目指します。また、現存する鉄道網や路線バスの維持・存続に向け、町民利用の促進を図ります。

<施 策 項 目 >

- (1) 地域公共交通の利便性・効率性の向上による交通弱者対策の推進 [回避戦略⑧]
- (2) 交通機関の維持存続に向けた利用促進 [回避戦略⑨]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
デマンドバス登録者数	734人 (H30年度)	818人	
デマンドバス・循環バス年間利用者数	7,274人 (H30年度)	8,360人	
町内JR駅における1日あたり乗降客数	656人 (H30年度)	対H30年度比 5%増	JR 北海道実施乗車人員調査 (11月調査日の平均)

【現状と課題】

- 当町の公共交通には、鉄道・路線バス・ハイヤーなど民間事業者による交通機関のほか、平成25年度から安平町商工会が事業主体となって運行するデマンドバスがあります。また、平成29年5月には、持続可能な公共交通の構築を目指して安平町地域公共交通網形成計画を策定し、地域公共交通全体の役割分担と連携を進めて共存を図りつつ、利便性の向上と利用促進に努めています。
- 当町を走る鉄道については室蘭線と石勝線がありますが、平成28年11月にJR北海道が公表した「JR単独では維持困難な線区」の一つに室蘭線が位置づけられました。特に室蘭線は年々利用者が減少しており、大変厳しい状況下にはありますが、住民生活に密着した欠かせない「私たちの鉄道」という意識の顯示と高揚を図るとともに、北海道や道内沿線自治体などと連携しながら路線を維持・確保するための利用促進策などが必要となります。
- バス交通については、厚真から早来地区を経由して千歳・苫小牧方面とをつなぐ民間による地域間幹線バス路線のほか、安平町内を運行してきたバス交通を再編し平成31年4月から運行を開始した町営による「循環バス」があります。また、路線バスとハイヤーの間の位置づけとなるデマンドバスの運行については、令和元年8月から近未来型無人走行運転社会を見据えたサービス、「M O N E Tバス予約」(スマホ予約アプリ)を導入し、予約利便性の向上により利用者の拡大などに努めています。
- ハイヤーについては、安平町地域公共交通網形成計画において公共交通の一つとして位置づけ、公共交通全体の連携と共に意識しながら施策展開してきましたが、平成31年3月に早来

地区のハイヤー会社が廃業し公共交通網に大きな穴が空いている状況にあり、これを代替又は補完する仕組みづくりが喫緊の課題となっています。また、営業を維持している追分地区のハイヤー会社においても経営の厳しさが年々増している状況です。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 地域公共交通の利便性・効率性の向上による交通弱者対策の推進 【回避戦略⑧】

- ▶ 安平町地域公共交通網形成計画に基づき、鉄道・路線バス・デマンドバス・ハイヤーの利用促進を含めた町全体の地域公共交通体系の最適化を推進し、子どもや高齢者に必要となる町民の足の確保とともに、回遊交流を意識した来訪者利用などの観点を踏まえて、地域公共交通全体の利便性・効率性の向上を図ります。

〔主な取組み・事業〕

- ◇地域公共交通対策事業（地域公共交通体系の最適化、共通回数乗車券の発行による公共交通の活性化）
- ◇循環バス運行事業

(2) 交通機関の維持存続に向けた利用促進 【回避戦略⑨】

- ▶ 「JR単独では維持困難な線区」に位置づけられた室蘭線は、通勤・通学や通院、買い物など多くの町民が利用し、住民生活に重要な役割を果たしており、鉄道の歴史とともに歩み、鉄路を幹線として形成されたこの町に重大な影響を及ぼすことから、今後も北海道や道内沿線自治体などと連携しながら、鉄道路線の維持存続を最優先として適切に対応していきます。
- ▶ 鉄道をはじめ各公共交通機関の維持存続のためには、利用者の確保が必要であることから、各交通機関の役割分担と連携の改善による機能向上や総合時刻表及び乗り方ガイドの配布による公共交通の組合せ利用の啓発を図るとともに、ノーマイカーデーの取組みをはじめとした生活とまちづくりに欠かせない交通機関であるという意識の顯示と高揚を図り、利用促進策を進めながら、鉄道や路線バス、さらにはハイヤー事業の維持に取り組みます。
- ▶ バス交通については、東胆振定住自立圏の連携事業として、構成町の交通機関と苫小牧市内のバス路線の乗り継ぎ改善など、各種輸送機関の相互連携による圏域全体の地域公共交通の確保に努めます。
- ▶ デマンドバス及びハイヤーについては、老人クラブなどを通じた利用啓発や運賃助成事業及び運転免許証自主返納者支援事業の周知を行い、他の交通機関を含めた活性化を図るとともに、追分工場で先行導入した「MONETバス予約」（スマホ予約アプリ）を活用した取組みを早来工場にも拡大しながら、早来地区のハイヤー会社廃業の穴を代替又は部分補完する仕組みづくりに取り組みます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇JR室蘭線の利用促進等事業 ◇JR石勝線代替運行事業 ◇地方バス路線維持事業
- ◇デマンドバス運行事業 ◇MONETサービスの活用
- ◇地域公共交通対策事業（利用促進策の取組み） ◇地域公共交通助成事業
- ◇運転免許証自主返納者支援事業 ◇JR北海道に対する緊急的かつ臨時の支援事業

<施策の方向性>

消防救急体制の充実、地震と水害に主眼を置いた防災・減災対策の強化、交通安全対策、消費生活対策など町民の生命財産を守る施策を展開します。また、地域住民が自主的に行う防災、防犯、交通安全の活動を支援し、自助・共助・公助による町民の安全・安心な生活の確保を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 自助、共助、公助の連携による地域防災対策・体制の推進 [成長戦略⑧]
- (2) 地域ぐるみによる地域防犯・交通安全・消費生活対策の推進 [成長戦略⑨]
- (3) 地域特性に対応した計画的な治山治水対策の推進 [差別化戦略⑤]
- (4) 高齢社会に対応した消防・救急体制と装備の充実 [改善戦略③]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
自主防災組織の設立数	21団体 (H30年度)	25団体	
災害による死傷者数	死 者：0人 重傷者：7人 軽傷者：10人	累計0人	
犯罪発生件数（年間）	30 件 (H30 年度)	26 件	
交通事故死者数	1人 (H30 年度)	累計0人	

* 目標値の累計は R1～R4 の累計値

【現状と課題】

(地域防災)

- 当町では、平成21年度策定の「安平町地域防災計画」に基づき、各種災害時における体制整備に努めるとともに、町内外の関係機関や各種団体、さらには民間事業者等と連携した各種災害時応援協定などの締結を進めてきました。また、災害時や緊急時に対応した情報伝達手段の多重化が求められており、これまでに防災行政無線やエリア放送の整備を進めたところですが、社会的課題とICTを取り巻く環境変化に応じた伝達手段の在り方を検討するとともに、自主防災組織の設立促進を進めながら、防災意識の高揚と防災体制の強化が必要となります。

(地域防犯・交通安全・消費生活)

- 当町の交通安全対策については、「安平町交通安全計画」に基づき、地域、家庭、学校、企業などと連携した交通安全運動や、交通安全対策に取り組んでいます。しかしながら、未だに町内で交通事故が発生するため、両子ども園、各小学校、老人クラブで交通安全教室を開催するなど、より一層の交通安全対策と交通安全意識の啓発を図ることが必要です。
- 犯罪の未然防止と犯罪が起こりにくいまちづくりのためには、町民や地域の自主防犯意識を高めていくことが重要であることから、防犯協会をはじめ P T A や自治会・町内会等と連携・

協力した自主防犯活動や、イベント開催時などにおける見回り・巡回を実施しています。また、近年は、高齢者に対する悪徳商法や電話による詐欺事件など、犯罪の多様化・巧妙化が進んでいることから、防犯協会や関係機関などと連携しながら消費者被害等の防止に向けた啓蒙活動を行っています。

(治山治水)

- 北海道が「2級河川安平川河川整備計画」を策定したことから、安平川、遠浅川、ニタッポ川、支安平川の4河川については河川計画に基づいた治水対策の早期完成に向けた要望と土砂災害防止対策についても関係機関へ要望しています。
- 町が管理する普通河川及び準用河川については、市街地を縦貫する河川もあり、老朽化に伴う護岸改修などが必要であり、町民の安全・安心な生活環境の整備として、河川改修や治水対策に努める必要があります。
- 北海道の土砂災害警戒区域に指定された地域では、土砂災害防止対策事業の着手となつたことから、整備促進を要望しています。

(消防・救急)

- 当町の消防・救急体制は、厚真町・むかわ町の3町で構成する胆振東部消防組合により運営され、消防支署及び出張所と4地区の消防団があります。
- 昭和50年代に建設された追分出張所の耐震化の実施とともに、複雑多様化する現代社会に対応できるよう、消防・救急体制の向上を図るため、消防職員や団員の資質向上、資器材や車両等の計画的な更新など、消防力の一層の強化と充実が求められています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 自助、共助、公助の連携による地域防災対策・体制の推進 [成長戦略⑧]

- ▶ 北海道胆振東部地震の教訓から、地域コミュニティを主体とした自主防災組織の設立促進や災害時等要援護者登録制度など、町民と行政の協働による防災体制の確立を更に進めるほか、地域や町民等を対象とした防災訓練の実施、災害時情報を伝えるためのエリア放送未受信地域の解消、防災倉庫の建設や計画的な災害時物資の備蓄等により、防災体制の強化を図ります。
- ▶ 災害時に地域住民が避難する地区集会所など避難所の表示や周知を行うとともに、拠点となる避難所等の計画的な改修・長寿命化により避難所としての機能を確保していきます。

〔主な取組み・事業〕

- | | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| ◇自主防災組織の設立支援 | ◇エリア放送網の受信対策 | ◇防災行政無線管理事業 |
| ◇[復]防災倉庫建設事業 | ◇防災体制整備事業 | ◇安平町総合防災マップ作製事業 |

(2) 地域ぐるみによる地域防犯・交通安全・消費生活対策の推進 [成長戦略⑨]

- ▶ 学校やPTA、自治会・町内会等の協力による街頭指導や交通安全教室等の開催、交通安全だよりの発行など、安平町交通安全推進委員会をはじめとした関係機関との連携による交通安全啓発運動を推進するとともに、町内危険地区の交通安全対策事業の要望のほか、横断歩道や信号機、カーブミラー、交差点付近の注意看板設置などの各種交通安全施設の設置及び要望を

行いながら、交通安全対策を推進します。

- ▶ 子どもたちの登下校時の安全確保に向けて、国・北海道・町のほか警察や小中学校など関係機関で構成する安平町通学路安全推進会議において策定された「安平町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関による危険箇所等の合同点検の実施とともに、通学路の安全確保に向けた対策と充実を図っていきます。
- ▶ 防犯灯・街路灯などのLED化がほぼ終了し、今後は適切な維持に努めるとともに、警察や防犯協会、自治会・町内会等、学校、PTAなどの関係機関や地域との連携により実施している「子どもサポート隊」や「青色回転灯パトロール活動」など、地域における自主的な防犯活動と防犯意識の高揚に努めます。
- ▶ 高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、高齢者を狙った消費者被害や詐欺事件が日本全国で発生していることから、未然防止に向けた啓発活動や安全・安心に暮らせるよう自治会・町内会等の地域と連携した声かけ運動などの取組みを推進します。

〔主な取組み・事業〕
◇各小中学校での交通安全教室等の開催 ◇交通安全指導員の育成 ◇子どもサポート隊活動 ◇青色回転灯パトロール活動 ◇追分地区通学路安全対策事業（再掲）

（3）地域特性に対応した計画的な治山治水対策の推進 [差別化戦略⑤]

- ▶ 安全・安心な生活環境の整備に向け、「2級河川安平川河川整備計画」に基づいた4河川事業の早期着手と早期完成、指定区域の土砂災害対策事業の整備促進について、引き続き関係機関へ要望していきます。
- ▶ 既設護岸の損傷・劣化が進行し、治水機能の低下が懸念されている早来市街地を流域とするトキサラマップ川など、町が管理する普通河川については、普通河川整備計画を策定しながら、安全・安心な生活環境の整備に向け、普通河川の治水対策及び河川改修に努めています。

〔主な取組み・事業〕
◇普通河川等の維持管理、治山治水対策

（4）高齢社会に対応した消防・救急体制と装備の充実 [改善戦略③]

- ▶ 消防職員及び団員の資質と技術向上のための訓練大会等の参加、そして安全な活動体制を構築するため、追分出張所の耐震化や非常用電源対策を行います。
- ▶ 消防車両・資器材・消防水利等の計画的な整備を行うとともに、救急救命士のほか、若年層や女性の消防団員の確保を図ります。
- ▶ 住民の防火意識の高揚を図るとともに、AED（自動体外式除細動器）の使い方など、救急・救命に関する知識と技術を習得できる機会の提供に努めます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇追分出張所の耐震化・非常用電源対策 ◇消防車両・資器材の整備
- ◇救急救命講習会の開催 ◇消防操法訓練大会等の参加支援

基本施策1
(情報発信)

情報共有と知名度向上につながる発信力の強化

<施策の方向性>

町民との情報の共有化が協働のまちづくりの推進において不可欠であることから、町民への積極的な情報提供を推進します。また、当町の知名度向上に向け、当町の魅力を町外者に対して戦略的にPRし、情報交流人口、交流人口の拡大を経て、最終的な目標である移住・定住人口の拡大へとつなげていきます。

<施策項目>

- (1) 多様な広報媒体を活用した町民との情報共有の推進 [改善戦略①]
- (2) シティプロモーション戦略に基づく情報発信の強化 [改善戦略②]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備考
あびらチャンネルの視聴割合	46.5% (H28年度)	60%	
町外向け動画の制作本数	年間28本 (H30年度)	年間15本	
町外向け動画の再生回数	394百回 (H30年度)	対H30年度比 150%増	
町公式ホームページ閲覧数(回)	14,629百回 (H30年度)	対H30年度比 150%増	
フェイスブック「いいね」の数	2,115 (H30年度)	3,500	

【現状と課題】

- 安平町まちづくり基本条例の理念にのっとり、協働のまちづくりを推進していくためには、町民への積極的な情報提供と情報共有が求められています。
- 当町では、町民との情報共有の観点から、広報紙やホームページ、データ放送、SNSなどの多種多様な媒体と情報伝達手段を活用した広報の充実に努めていますが、特に震災以降、紙面による広報と併せて、災害情報などを緊急的に情報発信する機会などもあり、ホームページ等を活用した電子媒体による広報の重要性は高まっています。また、インターネット環境の無い方も含め、必要な情報を必要な相手に的確に発信していくことが求められていることから、情報発信の在り方について再検討していく必要があります。
- 町民だけではなく町外の方が当町への関心を高め、愛着や誇りを持ってもらうために戦略的かつ効果的に情報発信するシティプロモーションを推進していく必要があります。また、知名度向上を通して、多くの方から選ばれるまちとして、交流人口や関係人口、さらには定住人口の拡大へと結びつける取組みが必要です。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 多様な広報媒体を活用した町民との情報共有の推進 [改善戦略①]

- ▶ 協働のまちづくりを進めるために重要となる町民への情報提供と情報共有にあたっては、既存広報媒体の活用と全町に整備した「あびらチャンネル」のさらなる普及を進めるとともに、近年急速に普及しているスマートフォンの利活用に向けて、各種SNSを活用した情報発信や高齢者向けのスマートフォン教室等の開催により、多様な媒体を活用した情報発信を進めていきます。
- ▶ 災害時などにおける緊急的な情報伝達のために、庁内情報発信体制の確立を図るほか、民間企業との連携による情報発信力の強化を図りながら、町民が必要な情報を早期に取得できるよう努めます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇ 広報、ホームページ、あびらチャンネル、SNS（フェイスブック、LINE@）など多様な媒体を活用した情報の提供と共有
- ◇ 民間企業等との連携による情報発信力の強化
- ◇ 高齢者向けスマートフォン教室、勉強会等の開催

(2) シティプロモーション戦略に基づく情報発信の強化 [改善戦略②]

- ▶ 当町の知名度向上及び地域イメージの確立、地域ブランドの創出・育成に戦略的に取り組むためには、交流人口や関係人口、移住定住人口の増加を図り、町民の安平町に対する愛着と誇りの醸成や魅力の再認識を行いながら将来にわたって持続的に発展させていくことが必要であることから、全町に整備するあびらチャンネルの制作動画や町のイベント情報、子育て支援策をはじめとした町の魅力を対外的にPRするなどの戦略的なシティプロモーションを展開していきます。
- ▶ 町のホームページの運用にあたっては、ホームページへの情報掲載と更新のルール化、ホームページアクセス数の分析やあびらチャンネルの運営方法の検討などを行う「（仮称）情報発信向上委員会」の設置により、効果的な発信を行っていくとともに、「子育て」「教育」「観光」「雇用」をはじめとした政策間連携、さらには全府的に広聴・広報能力の向上を図り、全府一体となった情報発信体制を強化していきます。
- ▶ 当町では平成30年に設立した東京あびら会やふるさと納税をはじめ、令和元年度にスタートした町民のチャレンジを応援するクラウドファンディング事業などにより日本全国の方とのつながりが生まれています。今後も交流人口や関係人口、定住人口の拡大を目指し、観光・移住・起業・創業など横断的に町の魅力を発信していきます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇ （仮称）情報発信向上委員会の設置
- ◇ シティプロモーション戦略の策定 ◇ ホームページ、SNSの活用
- ◇ ホームページアクセス数の分析などによる効果的な情報発信
- ◇ 町外向け動画コンテンツやプロモーション映像の制作と発信
- ◇ 東京あびら会等を通じたふるさと納税寄附者等との交流事業の取組み展開（再掲）

<施策の方向性>

多様化する町民ニーズや変化する行政課題に柔軟に対応できる横断的な組織運営を進めるとともに、町民参画手続きの適切な運用など、開かれた組織づくりを推進します。また、人材育成基本方針に基づき、自ら率先して地域課題の解決に取り組める『町民とともに「チームあびら』を実現する人間性豊かなプロ職員』の育成を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 協働のまちづくりの実現とサービス向上を目指した組織体制の強化【成長戦略①】
- (2) 町民参画手続きの適切な運用【差別化戦略①】
- (3) 人口減少時代に対応した実践型職員の育成【改善戦略③】
- (4) 地域サポート制度の充実【回避戦略①】

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
町民参画の実施件数	8件 (H30年度)	15件	町民参画実施状況公表資料
町職員による地域サポート制度の職員数 (再掲)	15人 (H30年度)	18人	

【現状と課題】

(組織体制)

- 合併後の組織機構については、安平町職員定員適正化計画に基づきながら中長期的な視点に立ち、職員定数の適正な管理や人員配置、グループ制の導入、課の統廃合、庁舎を含む公共施設集約・再配置などの機構改革を行ってきました。
- 地域行政サービスのあり方や組織体制に関する検討を引き続き行いつゝながら、多様化する町民ニーズや社会情勢により変わる行政課題に対応できる横断的な組織体制の構築が求められていますが、行政職員だけではなく、民間企業等と連携しながらノウハウ・知見等を取り入れ、住民サービスの向上を図っていく必要があります。

(町民参画)

- 当町における町民参画は、安平町まちづくり条例及び安平町町民参画推進条例に基づき、パブリック・コメントやワークショップ、各種審議会など様々な町民参画機会を設け、開かれた町政を推進し、町政運営における公平性の確保・透明性の向上を図っていますが、町民参画に関するルール等の適切な運用やこれまでの実践を踏まえた運用改善により、引き続き町民との協働のまちづくりを推進する必要があります。

(職員の育成)

- 安平町人材育成基本方針に基づき、職務意識や能力の向上、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりなどを通じて、町政の担い手となる人材の確保・育成に取り組んでい

ますが、職員が期待される役割を果たしながら、仕事にやりがいを持って職務を遂行するためには、誰もが活躍できる職場環境づくりを進める必要があります。

- 地方公務員法の改正に伴う会計年度任用職員制度に適切に対応するため、臨時・非常勤職員の任用に関する条件を整理し、職の性質にあった任用を進めていく必要があります。また、保健・福祉・土木・建築のほかICT分野など、多くの分野で有資格者や専門性の高い職務に適切に対応できる人材の必要性が高まっているため、人材の確保・育成に努めていく必要があります。
- 当町における人事評価制度は、能力評価と業績評価による人事評価を導入し、職員の資質向上やモチベーションの向上を図っていますが、多様化する住民ニーズや地域活動の担い手が不足する当町において、地域活動への積極的な参加など住民にとって身近な存在であることが求められていることから、人事評価制度のあり方を検討していく必要があります。

(地域サポート制度)

- 震災により多くの方が仮設住宅等へ移り住むなど転居や転出を余儀なくされており、自治会・町内会等の既存コミュニティの地域活力の低下が危惧されています。また、震災以前からも運営に支障をきたす地域が存在していたことから、町職員が地域と行政をつなぎパイプ役となる地域サポート制度を実施しています。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 協働のまちづくりの実現とサービス向上を目指した組織体制の強化【成長戦略①】

- ▶ 少子高齢化や地方分権の進展、国の法改正・制度改正など、町政を取り巻く環境が変化する中で、安平町人材育成基本方針に基づき、町における業務の魅力を積極的にPRすることで人材の確保につなげるなど職員採用方法見直しのほか、事務の簡素化・効率化や職員の業務改善スキルの向上などにより、ワーク・ライフ・バランスの実現、さらには令和2年度から始まる会計年度任用職員制度の運用を含めた組織体制等について検討していきます。
- ▶ 地方分権社会及び地方創生の取組みが求められる中、町民ニーズの多様化や社会情勢により変化する行政課題に対応できる横断的な組織体制を構築するとともに、総務省の地域おこし企業人交流プログラムを活用した民間企業等の社員や派遣職員の導入により、様々なノウハウや知見を取り入れることで地域独自の魅力や価値の向上、行政サービスの向上を図ります。

〔主な取組み・事業〕

- ◇町民との協働のまちづくりを推進するための組織体制の検討
- ◇会計年度任用職員制度の導入・運用
- ◇地域おこし企業人交流プログラムの活用（再掲）

(2) 町民参画手続きの適切な運用【差別化戦略①】

- ▶ 協働のまちづくりを推進していくため、適正・適切な町民参画手続きを実施していくだけではなく、積極的な情報発信や複数ある町民参画の方法を組合せて実施するなどの創意工夫を図り、町民参画意識を醸成しながら、町民自らが考え方行動する町民自治の実現に向け、町民参画推進条例の適切な運用を行っていきます。

- ▶ その取組みの一つとして、各種委員会・審議会等の会議資料や会議録を町ホームページ等で常設公開するなど、審議の経過や結果を容易に入手できる策を講じ町民との情報共有を図りながら、まちづくりへの関心を高めるとともに、町政運営への町民参画を促していきます。

〔主な取組み・事業〕
◇パブリック・コメント、町民説明会、アンケート調査、ワークショップ、モニター制度などの積極的な町民参画の推進
◇各種委員会・審議会等の会議資料及び会議録等の常設公開の取組み

(3) 人口減少時代に対応した実践型職員の育成 [改善戦略③]

- ▶ 社会情勢の変化や様々な行政課題の解決に対応する将来のまちづくりに必要となる職員の確保を目的に、現在行っている職員採用方法の見直しや採用試験における一定数の受験者数確保の取組みなど、戦略的な採用システムの構築について検討していきます。
- ▶ 時代の変化を見据えながら、人口減少時代に適かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、職員が能力を発揮できる組織づくりを行うため、若手職員の自主的な政策研究・企画立案能力の向上に向けた支援など、職員の意識改革と将来の行政を担う人材の育成を図ります。また、少年団活動や自治会・町内会活動など、担い手が不足する地域活動への積極的な参加により協働のまちづくりを実践する地域に根ざした職員の意識改革に取り組みます。

〔主な取組み・事業〕
◇職員の採用方法の見直しとシステム構築の検討
◇安平町人材育成基本方針による職員の人材育成 ◇人事評価制度の見直し及び推進
◇職員研修事業

(4) 地域サポート制度の充実 [回避戦略①]

- ▶ 地域コミュニティを担う自治会・町内会等においては、震災による人口減少及び担い手不足など、将来的な地域コミュニティの維持・存続が喫緊の課題であることから、震災の経験を活かした町民主体のまちづくりを目指すとともに、協働のまちづくりを実践する地域に根ざした役場職員の育成を目指すためにも、地域コミュニティ活動を支える職員の増員など「地域サポート制度」の充実に努めます。

〔主な取組み・事業〕
◇地域サポート制度の取組み推進（再掲）

* ワーク・ライフ・バランス：仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のことを示します。

* 会計年度任用職員制度：地方公務員法の改正により、現行の臨時職員及び非常勤職員（一般職）の適正な任用及び勤務条件を確保するための制度です。

<施策の方向性>

不断の行政評価・行財政改革や情報システムの活用により、効率的な行政運営と質の高い行政サービスの両立を目指します。また、限られた財源の重点的・効果的な配分など将来を見据えた安定的な財政運営を継続するとともに、定住自立構想など広域行政の推進を目指します。

<施 策 項 目 >

- (1) 効率性と安全性を重視した行政システム強靭化対策の推進 [差別化戦略②]
- (2) 将来に向けた計画的な定員管理 [改善戦略④]
- (3) 行政評価・行財政改革の推進 [回避戦略②]
- (4) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進 [回避戦略③]
- (5) 定住自立構想を中心とした広域行政の推進 [回避戦略④]

【成果指標】

指標項目	現状値	目標値 (R4年度)	備 考
実質公債費比率	11.3% (H28-H30)	11.0% (R2-R4)	直近3か年の平均値
公共施設の延床面積	13.8万m ² (H30年度)	現状維持	

【現状と課題】

(行政システム)

- スマートフォンの普及やA I（人口知能）といった最新技術をはじめとして、住民サービスにおけるI C T（情報通信技術）の新たな展開など、国や北海道の動向に着目しながら情報化社会に対応した万全なセキュリティ対策が求められています。

(定員管理)

- 「安平町職員定員適正化計画」に基づき、中長期的な視点で組織の機構改革とともに、職員定数の適正管理を行っていますが、職員の知識や能力を最大限に活かすことのできる職務への人事配置と計画的な職員の採用・育成などを通じて効率的な行政運営に努めていく必要があります。
- また、令和2年度からは、会計年度任用職員制度が導入され、地方行政の重要な担い手である臨時・非常勤職員の適正な任用が求められるなど、社会情勢の変化による多様な住民ニーズや行政課題に対応できる職員体制の整備が求められています。

(行政評価、行財政改革)

- 当町では、これまで健全な財政運営を行うため、安平町総合計画と連動した財政推計・財政計画を策定し、これに基づき計画的な財政運営に努めてきました。
- 震災以降、緊急的かつ優先的に取り組まなければならない災害復旧及び復興関連事業を進めると、これに伴う特別交付税の増額交付はあるものの、合併自治体としての普通交付税優遇措

置の終了や人口減少による普通交付税の減少など、依然として当町の財政状況は厳しさを増すことが想定されるため、これまで以上に健全な財政運営を行っていく必要があります。

このような中、まちづくりの将来像実現や震災前よりも魅力的なまちづくりを目指していくためには、限られた予算・財源の中で選択と集中による各事業の見直しや進捗管理と評価によって事業成果を意識した財政運営を進めていかなければなりません。

- 民間事業者が持つノウハウや技術の有効活用、並びに、質の高い住民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、従来業務の民間委託など官民連携による町政運営を検討・見直ししていく必要があります。

(公共施設等の計画的な管理)

- 安平町公共施設等総合管理計画における基本方針等を踏まえ、インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理などを進めていますが、当町には築30年以上の公共施設や震災により使用できなくなった施設などが点在しています。老朽化が進んでいる施設の適切な維持管理とあわせて、持続可能で効果的・効率的な行政財政運営を進めるため、施設の機能や劣化の状況、震災による建物被害状況のほか、有効活用の視点など総合的に考慮する中で、経費の縮減、財政負担の平準化、民間活力の活用などの視点も含めて、今後の施設の在り方を整理していく必要があります。

(広域行政)

- 人口減少や少子高齢化が進む中で、地方から大都市への人口の流出を食い止め、圏域の市町が連携・協力しながら、互いに役割分担を行い、生活機能の確保や地域住民の利便性向上など、圏域全体の活性化を図ることを目的に、東胆振1市4町による定住自立圏を形成しています。震災発生時には、東胆振定住自立圏において被害の少ない市町が、被災地へ応援職員の派遣を行うなど、圏域としての連携・連帯感が生まれています。また、ごみ処理、し尿処理、消防などについては、一部事務組合による広域共同事務による効率化を進めてきました。

【施策項目に対応した主な取組み】

(1) 効率性と安全性を重視した行政システム強靱化対策の推進 [差別化戦略②]

- ▶ 震災時における住宅被害状況や深刻化する空き家情報の整理など、各種情報を統合型G I Sにより地図情報として整理し、効率的な行政運営や住民サービスの向上を図っていますが、引き続き必要に応じたシステムの追加更新を行ってきます。
- ▶ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、引き続きセキュリティ強靱化対策を図りながら、マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上や事務の効率化について検討してきます。

[主な取組み・事業]

- ◇マイナンバー制度等に伴うセキュリティ強靱化対策及び住民サービスの効率化
- ◇統合型 G I S 運用事業
- ◇戸籍システム用機器更改事業

(2) 将来に向けた計画的な定員管理 【改善戦略④】

- ▶ 時代に合った職員研修の実施により職員の知識・資質の向上を図り、満足度の高い住民サービスを提供できるよう、「安平町職員定員適正化計画」に基づきながら取組みを進めるとともに、次期職員定員適正化計画の改訂を行います。

また、令和2年度から始まる会計年度任用職員制度の導入・運用により、臨時・非常勤職員の適正な任用を行いながら、安平町全体の職員定数の適正管理と職員の能力を最大限に活かすことのできる人事配置と計画的な職員の採用・育成を行います。

〔主な取組み・事業〕

- ◇安平町職員定員適正化計画の改訂
- ◇会計年度任用職員制度の導入・運用（再掲）

(3) 行政評価・行財政改革の推進 【回避戦略②】

- ▶ 国・北海道等による補助金等の活用のほか、安定的な税収基盤の整備や収納対策の強化、ふるさと納税等による財源の確保を図るとともに、達成すべき成果目標を明確にした上で、政策・施策・事務事業のPDCAサイクルによる行政評価と見直しを行いながら、選択と集中による健全な財政運営と行政改革を推進していきます。
- ▶ これまで同様に安平町総合計画と連動した財政推計・財政計画の策定や見直し、また、町税をはじめとした自主財源を確保しながら、計画的な財政運営に努めるとともに、投資事業など予算概要を分かりやすく町民へ提供し、情報の共有を図っていきます。
- ▶ 民間事業者等との役割分担の下、質の高い住民サービスの提供や費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間にゆだねることが妥当なものについては、指定管理者制度などにより民間活力の活用を図るなど、サービス提供主体の見直しを進めます。また、次期安平町行政改革プランの策定を行っていきます。
- ▶ 地方創生による新たな資金の流れを生み出すための制度である企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）により官民のパートナーシップを築きながら、地域課題の解決を図るための資金獲得に向けて、制度の活用・検討を進めます。

〔主な取組み・事業〕

- ◇PDCAサイクルの確立と行政評価の推進 ◇安平町財政推計・中期財政計画の策定、見直し
- ◇財政状況の公表 ◇次期安平町行政改革プランの策定
- ◇民間活力の活用（指定管理者制度、外部委託など）
- ◇ [復] 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の活用・検討

(4) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進 【回避戦略③】

- ▶ 平成29年3月に策定した「安平町公共施設等総合管理計画」に基づき、町の財政状況を踏まえて中長期的な視野で整備、更新、統廃合のほか、長寿命化等に取り組むとともに、震災による情勢変化などを踏まえた計画的な管理を行っていきます。

- ▶ 町有施設の解体跡地の売却のほか、民間活力の積極的な活用による遊休施設の売却手法の仕組みづくりなどを進めます。

[主な取組み・事業]
◇安平町公共施設等総合管理計画の推進
◇普通財産の活用・処分に向けた仕組みづくり

(5) 定住自立圏構想を中心とした広域行政の推進 【回避戦略④】

- ▶ 都市圏を含めて全国的な人口減少、少子高齢化が見込まれる中、地方において安心して暮らし、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた生活機能の確保をしていくため、東胆振定住自立圏の枠組みの中で町民・団体を巻き込みながら連携・協力をし広域行政の取組みを推進していきます。
- ▶ 地方創生の推進に向けた「地域間連携」による施策が求められていることから、北海道町村会と東京23区との連携プロジェクトへの参加をはじめ、他自治体との連携など、広域的な視点による取組みを検討していきます。

[主な取組み・事業]
◇東胆振定住自立圏共生ビジョンに基づく施策の推進
◇地方創生の推進に向けた地域間連携の推進
◇「北海道新幹線×nittan 戦略会議」や「東胆振ブランド推進協議会」等をはじめとした各広域組織による施策の推進

* 実質公債費比率：比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上となった場合には一部の地方債の発行が制限されます。

* P D C Aサイクル：計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）をサイクルとして表わしたもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方を示しています。

安平町復興まちづくり計画

第1章 安平町復興まちづくり計画の概要

1. 計画策定の趣旨

平成30年9月6日、午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震は、道内各地に甚大な被害をもたらし、尊い命が失われるとともに多くの方が負傷し、また、大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、北海道全域での停電（ブラックアウト）によるライフラインの寸断や産業被害の拡大など、暮らしや経済活動に広範かつ多大な影響を与えました。

安平町においては震度6強を記録する大地震となり、多くの町民が被災しました。幸いにも死者はいなかったものの、重傷者等の人的被害や9割以上の住宅が損壊するほか、公共施設や地域経済が甚大な被害を受け、今もなお多くの被災者が応急仮設住宅等での不便な生活を余儀なくされています。

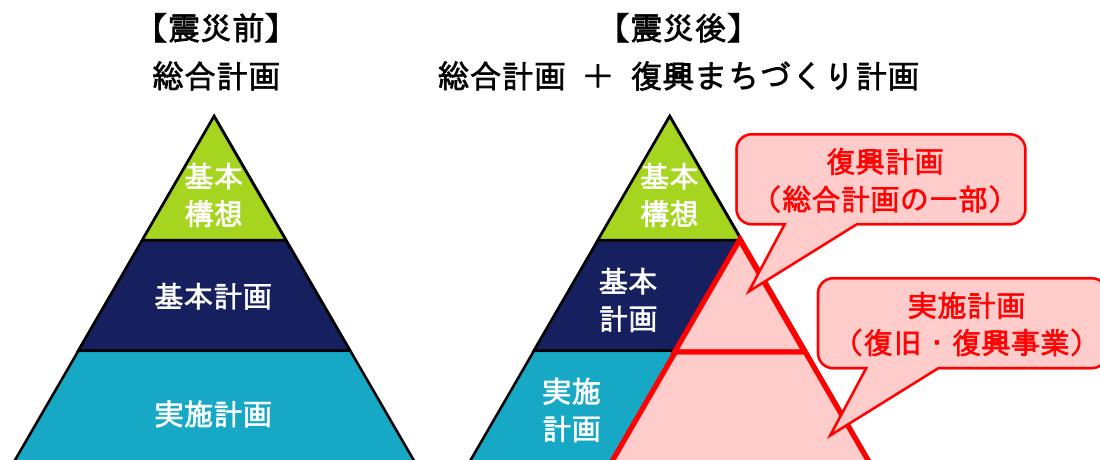
復興まちづくり計画は、激甚災害という今まで経験したことのない難局を安平町が一丸となって乗り越え、町民の生活再建に向けて、復旧^{※1}から復興^{※2}へと将来を見据えた取組みを進めるため、今後のまちづくりの基本的な考え方と主要な取組みを示すものです。

※1 復旧：震災の前の元の状態に戻すこと ※2 復興：震災の前よりプラスの状態をつくり出すこと

2. 計画の位置づけ

復興まちづくり計画は、安平町の復興を目指し、今後のまちづくりの基本的な計画として策定するものであり、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための指針として策定した『第2次安平町総合計画（平成29年3月策定）』と一体的に推進することが不可欠であることから、第2次安平町総合計画 中期基本計画の一部として位置づけます。

計画の位置づけイメージ



基本構想：長期的な指針として、将来像を示すもの

基本計画：中期的な指針として、施策や事業の方向性を示すもの

実施計画：主要事業の具体的な内容（予算編成の指針）

3. 計画の対象地域

対象地域は「安平町全域」とします。

4. 計画期間

復興まちづくり計画の期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

ただし、復興に向けては、長期的な視点を持って取り組むべき課題も多いため、令和5年度以降については、『第2次安平町総合計画 後期基本計画（令和5年度～令和8年度）』の中で復興後のまちづくりに関する内容を盛り込み継続して取り組んでいくこととします。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画			中期基本計画			後期基本計画		
復興計画		復興まちづくり計画	—————			↑		

復旧期	→							
復興期		→						
復興発展期				→				

【復旧期】 全ての町民が生活再建の見通しを立てられるよう、生活基盤や社会基盤の復旧などを目指す期間

【復興期】 復旧された生活基盤や社会基盤をもとに、本格的な復興を目指す期間

【復興発展期】 安平町が魅力と活力ある町として生まれ変わり、発展していく期間とし、次期総合計画である「第3次安平町総合計画」へと引き継ぐもの

第2章 北海道胆振東部地震の状況

1. 地震の概況

平成30年9月6日、午前3時7分に、胆振地方中東部を震源とするマグニチュード(M)6.7の地震が発生し、安平町で震度6強を観測したほか、厚真町で震度7、むかわ町で震度6強を観測しました。

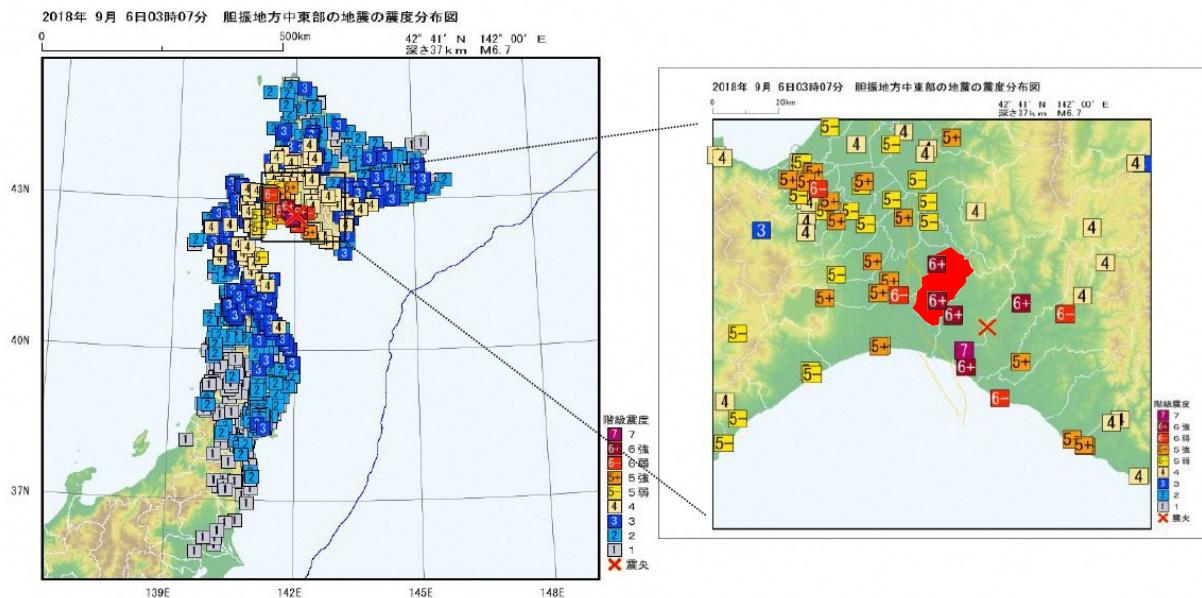


図 震度分布図（最大震度7を観測した9月6日、午前3時7分の地震の震度分布）

[参照元] 北海道胆振東部地震災害検証委員会資料

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/saigaikenshouH30.htm>

【地震の概況】

- 発生日時 平成30年9月6日午前3時7分
- 震源地 胆振地方中東部（北緯42.7度東経142.0度）
- 震源の深さ 37km
- 地震の規模 マグニチュード6.7
- 安平町の震度 震度6強
- 余震の状況

平成30年9月6日～11月11日まで震度1以上の地震回数

震度6強：1回、震度4：8回、震度3：29回、震度2：70回、震度1：137回

余震合計245回（気象庁ホームページより）

平成31年2月21日 震度5強を観測

2. 被害の状況

(1) 人的被害の状況

安平町における人的被害は、死亡者：0名、重傷者：7名、軽傷者：10名となっています。

(2) 建物被害の状況

安平町では、全住家の約94%にあたる2,940棟が被害を受けており、また、倉庫・物置・空き家等の非住家についても約78%にあたる3,076棟が被害を受けています。

表 安平町内の建物被害の状況 (R1.9.30 時点)

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	無被害	合計
住家	93	56	310	2,481	186	3,126
非住家	343	62	493	2,178	871	3,947
合計	436	118	803	4,659	1,057	7,073

被害を受けた住家を地区別に見ると、住家が集中しているJRの4駅周辺の市街地において被害を受けた戸数が多くなっています。

一方で、郊外部においては住家戸数・密度が低いため、市街地と比べて戸数としては多くはありませんが、住家が高い割合で被害を受けており、地区単位での被害は市街地よりも郊外部の方が深刻な状況であったと考えられます。

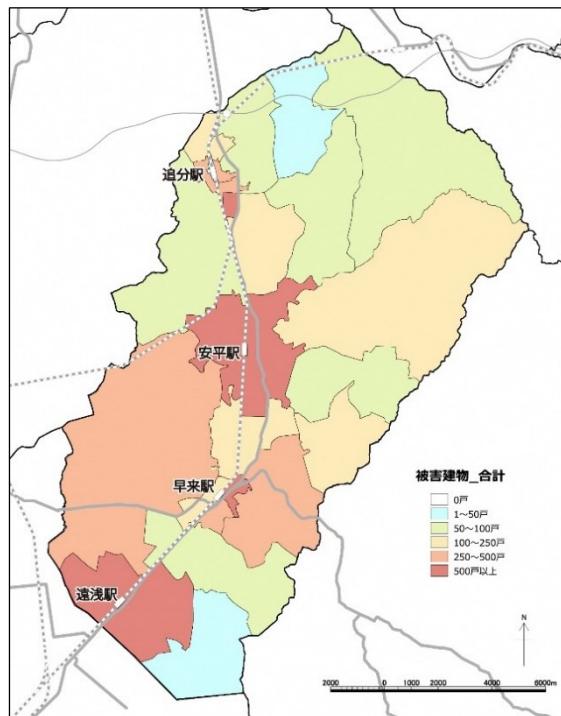


図 地区別・被害住家の棟数

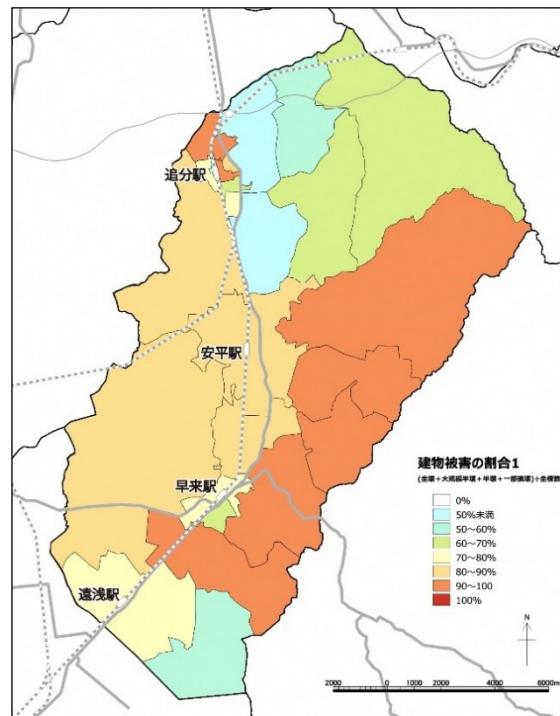


図 地区別・被害住家の割合

なお、これらの建物被害の状況は、新潟大学、富山大学の協力を受け、内閣府のガイドラインに基づき町内の全棟全戸に対して建物被害認定調査を実施し、把握しています。

(3) インフラ被害の状況

【道路】

右図に示す区間が被害を受け、通行止め、あるいは片側交互通行が現在も継続している箇所が残っています。国道234号をはじめとする緊急輸送道路の被害はほぼありませんでしたが、主に道道、町道を中心に被害を受けています。

【上水道】

被害を受けた箇所は市街地部にあります。このうち本管が損傷した影響により、全世帯で断水が生じました。

断水時は、国土交通省、自衛隊、応援市町などからの給水車の配置により対応しました。

断水は、復旧工事により23日後の9月29日に町内全域で解消されました。

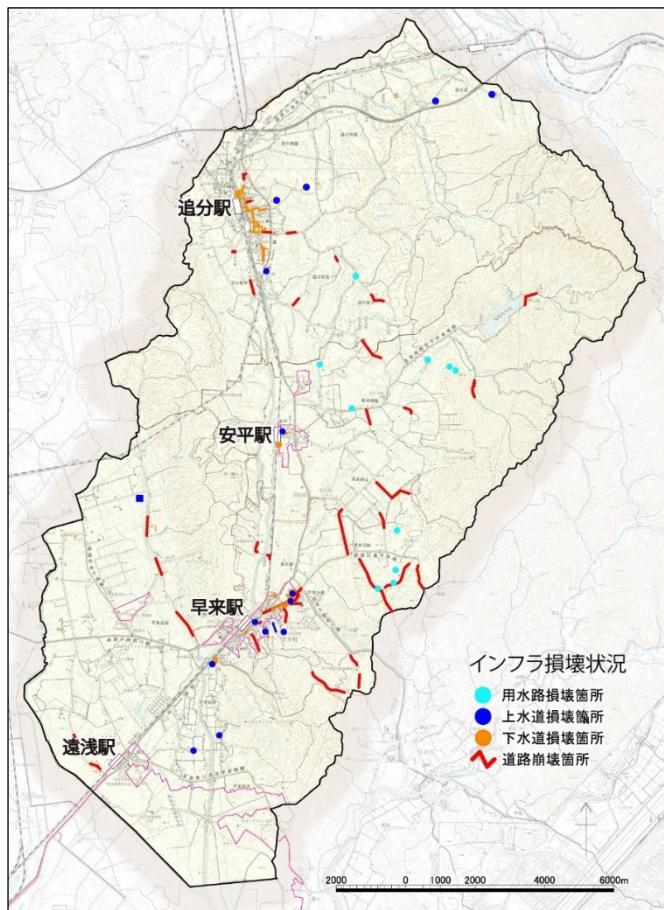


図 インフラ被害の状況

市街地の管路施設及び早来・安平浄化センターが被害を受け、主に管路施設でたるみが生じたことにより流下機能の低下が発生しました。

【電気】

道内全域での停電（ブラックアウト）や断線・電柱倒壊により町内全世帯で電気が使用不能になり、発電機を使用して避難所に電力を供給するなどの対応を行いました。全町で完全復旧したのは12日後の9月18日となりました。

(4) 土砂災害の状況

今回の地震において土砂が大きく崩壊した箇所及び崩壊が多かった地質の分布を重ねると右図の通りとなります。

町内においても崩壊箇所及び崩壊の可能性が高い地質のエリアは見られるものの、市街地の大半は崩壊の可能性が高い地質のエリアからは外れています。

今回の地震では市街地でも家屋の被害は数多くありましたが、市街地においては地盤そのものが崩壊する危険性は比較的低いものと考えられます。（国道 234 号以西にも崩壊の可能性が高い地質が広がるエリアがありますが、当該エリアでは崩壊はありませんでした。崩壊の危険性は地質だけではなく急傾斜の有無なども関連するため、崩壊の可能性の高い地質が崩壊する箇所ではないということがうかがわれます。）

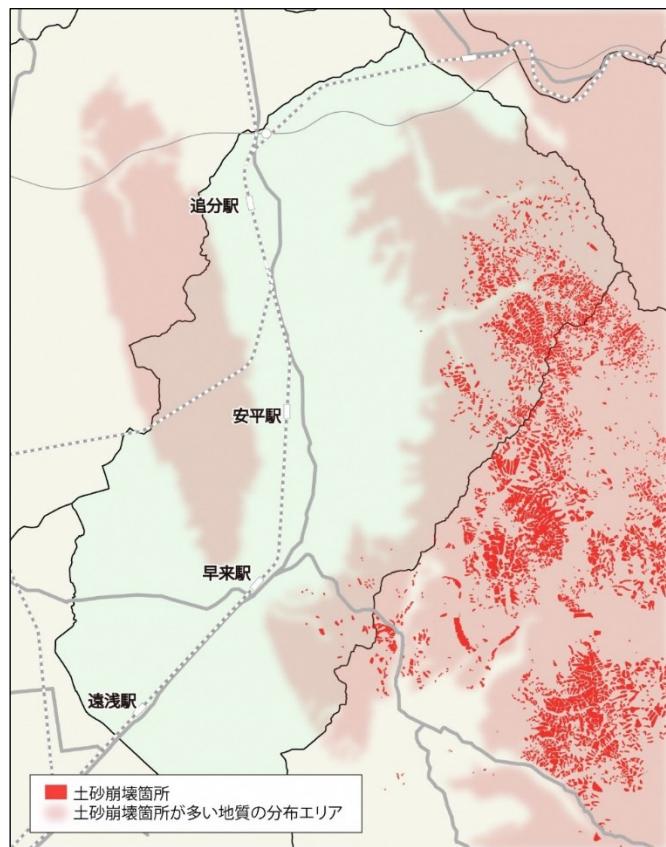


図 災害での土砂崩壊地点と地層分布

(5) 公共施設等の被害状況

学校教育施設では、追分小学校、早来中学校が被災し、校舎の使用ができない状況となりました。追分小学校については 3 学期（平成 31 年 1 月）から使用できるようになったものの、早来中学校については 3 学期から新たに整備した仮設校舎での授業となり、現在も仮設校舎での学校生活を余儀なくされています。

また、公園や公民館、じん芥処分場など多くの公共施設が被害を受けているほか、町内では墓石の倒壊等も多く、全体の約 63% の墓石が被害を受けている状況です。

3. 震災への対応

(1) 発災当時の動き

地震の発生を受け、町役場では以下のとおり、体制整備を行いました。

- 3:07 地震発生
- 3:15 総合庁舎開庁
- 3:25 庁舎内確認及び電話対応・記録班設置（職員登庁・住民対応電話）
- 3:33 職員メール配信による職員の安否確認・職員招集
- 3:40 災害対策本部設置（第3非常配備：全職員）
- 情報収集並びに職員による町内全域パトロール

(2) 避難所での対応

避難所は指定避難所9箇所、自主避難所4箇所の計13箇所を開設しました。

避難所では、9月6日の発災当日に7か所（うち自主避難所1）で516名を収容（22:00時点）し、最大避難者数は翌日の9月7日に7か所（うち自主避難所2）で718名を収容（22:00時点）しました。

最終的には、平成30年11月30日に全ての避難所が閉鎖となりました。

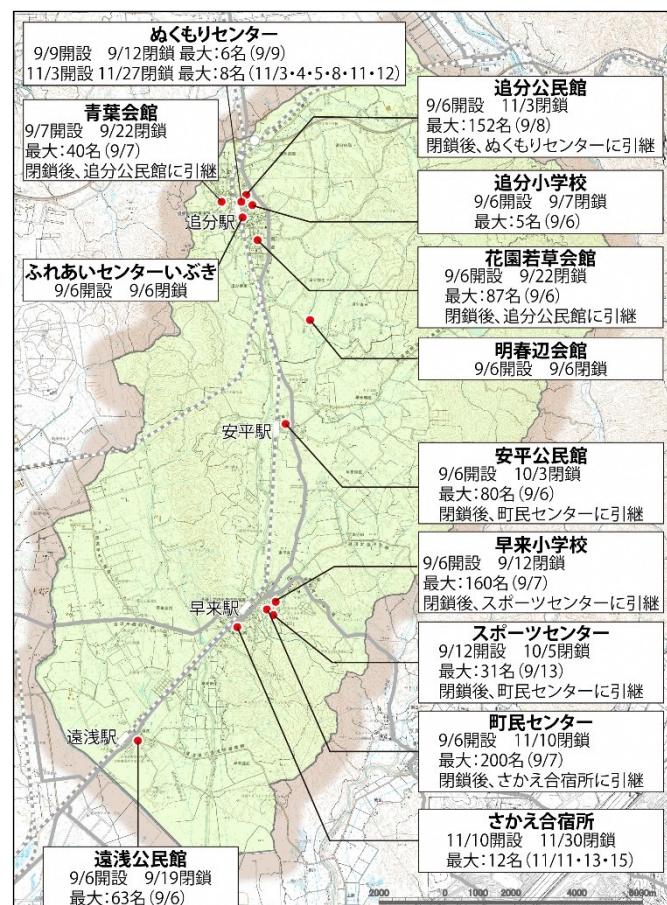


図 避難所の対応状況

表 避難所数（自主避難所含む）・避難者数の推移（各日22:00時点）

	9/6 (発災日)	9/7 (2日目)	9/8 (3日目)	9/12 (1週間)	9/19 (2週間)	9月末	10月末	11月末
避難所数	7	7	7	7	6	4	2	閉鎖
避難者数	516	718	540	316	228	134	45	0

(3) 避難指示の状況

発災当時の避難勧告・指示については、危険（土砂崩れ）予見の段階でしたが、地震の震度や余震の状況、降雨状況等を総合的に判断し、直ちに避難指示を発出した地区もありました。

現在も避難指示が継続されている地区もあり、今後、隣接している斜面の対策工事等により安全性確保の確認後、総合的に判断して避難指示を解除する方針です。

表 避難指示・避難勧告の状況

	最大 (H30. 9. 11 時点)		現在 (R1. 10. 18 時点)	
	対象世帯	対象人数	対象世帯	対象人数
避難指示	81	149	12	29
避難勧告	43	114	—	—
合計	124	263	12	29

(4) 応急仮設住宅等の状況

住宅を被災した世帯、避難指示が出されている世帯など震災によって自宅に戻ることができない世帯に対して、災害救助法による応急救助として、北海道が応急仮設住宅や福祉仮設住宅を整備するとともに、民間賃貸住宅の借り上げによりみなし仮設住宅を用意したほか、町においても公営住宅の空き室への一時使用を認めるなどにより対応を行いました。

また、民間企業等の協力により、農家を中心にトレーラーハウスやモバイルハウスを個人の敷地内に設置するなど、応急仮設住宅等へ居住された世帯は最大で 171 世帯、301 人となっており、その後、住み替えが行われてきていますが、現在も 159 世帯、276 人が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている状況です。

表 応急仮設住宅等の状況

	最大		現在 (R1. 10. 10 時点)	
	世帯数	人数	世帯数	人数
応急仮設住宅	29	62	25	52
トレーラーハウス	7	19	7	18
モバイルハウス	8	21	8	21
みなし仮設住宅	44	86	40	77
公営住宅（一時使用）	47	77	43	72
福祉仮設住宅	36	36	36	36
合計	171	301	159	276

(5) 応援派遣職員等の状況

発災後、1市4町（苫小牧市、白老町、厚真町、むかわ町）との応援協定や、北海道との応援協定、災害救助法による対口支援※（岩手県、新潟県）により、多くの職員を派遣いたしましたほか、国や自衛隊などからも派遣いただき、避難所運営や被災家屋調査、災害復旧の技術支援などにご協力いただきました。

また、延べ約5,000人にのぼる多くのボランティアの方々にも全国各地から駆けつけていただき、住民ニーズに対応した多岐にわたる活動をしていただきました。ボランティアの活動については、安平町社会福祉協議会と学校法人リズム学園が共同で安平町災害ボランティアセンターを設置し、被災者のニーズ把握やボランティア活動の調整などを行ってきており、現在も継続して活動を行っています。

※ 対口支援……………大規模災害発生時に、総務省が被災市区町村ごとに都道府県または指定都市を原則と
(たいこうしえん) して1対1で割り当て、担当する支援団体から応援職員を派遣する仕組み

(6) これまでの主な被災者支援策

安平町では発災後からこれまで主に以下のような支援策を実施してきたほか、災害救助法に基づく支援や、北海道やボランティア団体等による様々な支援策が実施されています。

表 安平町が実施した主な被災者支援策

【義援金関係】

- 災証明区分に基づいて義援金を配分（義援金配分委員会にて決定）

【住宅関係】

- 公営住宅等使用料の減免
- 移住促進住宅使用料の減免
- 教員住宅使用料の減免
- 既存住宅耐震診断等費用補助金交付制度
- 一部損壊住家修理金制度
- 北海道胆振東部地震により被災した建物の滅失申請

【生活関係】

- 町税の減免（個人町民税・国民健康保険税・固定資産税）
- 水道料金・下水道使用料の減免
- ぬくもりの湯入浴支援（無料開放・無料回数券交付）
- 安平町外の斎場使用における斎場使用料の差額助成
- あびらネットサービス利用料減免

【子育て・医療・福祉関係】

- 子ども園利用者負担額（保育料）の減免
- 国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金減免
- 医療施設等災害復旧費補助事業
- 安平町高齢者生活共同施設「ぽっぽ苑」の使用料減免
- 安平町単身高齢者生活共同施設「はーと苑」の使用料減免

【商業関係】

- 商工事業者等に対する災害見舞金
- 仮設店舗の設置（早来地区3店舗）

【その他】

- 自治会等災害支援金支給制度
- 平成30年北海道胆振東部地震により被災した安平町指定文化財補助金

※ すでに終了した支援策もあります

第3章 町民の意向把握

1. 計画策定に向けた意向把握の考え方

計画の策定に向けては、『安平町町民参画推進条例（平成26年12月施行）』に基づき、町民参画の機会として、町民意向調査や関係団体へのヒアリングとともに、町民まちづくり懇談会や計画策定審議会である安平町未来創生委員会を開催し、いただいた意見等を計画に反映させています。

安平町民参画推進条例（平成26年12月施行）

（町民参画の基本原則）

第3条 町民参画は、町民が自ら町政に参画する権利と機会を保障し、町民と町が協働のまちづくりを進めることを基本原則とする。

2. 意向把握の概要

（1）町民意向調査

復興まちづくり計画の策定にあたり、町外へ避難している世帯も含めた全世帯に対して、被災時の避難行動や復興のまちづくりに関する意向等の調査を実施しました。

① 調査の概要

調査期間………令和元年5月17日～令和元年6月30日

調査対象………安平町全世帯及び町外避難世帯

配布数………4,095世帯

回答数………1,642世帯（回収率40.1%）

② 結果概要

（安平町への居住意向）

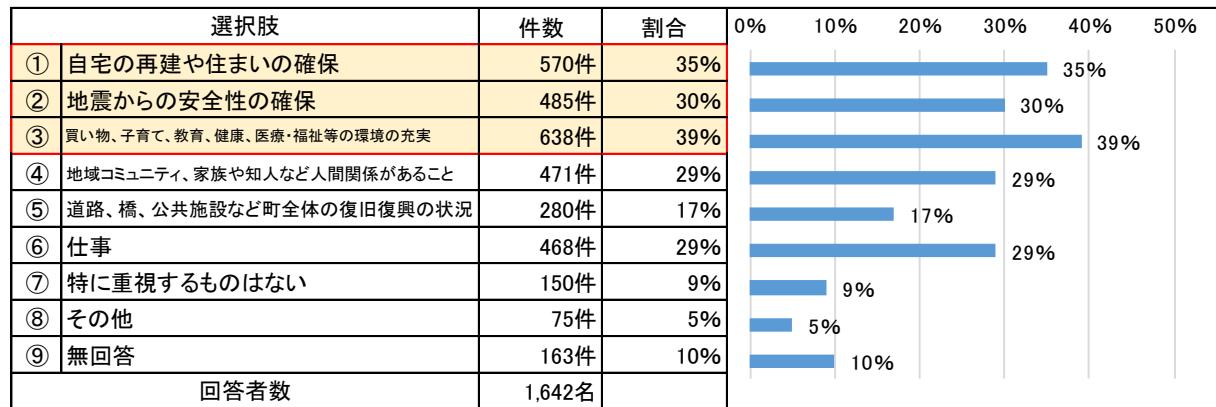
安平町への居住意向では、約7割の方が「住み続けたい」と回答している一方、約2割の方が移転を検討しており、定住に向けた取組みの検討が急務になっています。

□ 今後の安平町への居住意向（複数回答）



定住に向けては、「買い物、子育て、教育、健康、医療、福祉等の環境の充実」、「自宅の再建や住まいの確保」、「地震からの安全性の確保」を重視する意見が多くなっています。

□ 安平町に住み続けるか・移転するか・戻るかを判断するうえで重視すること（複数回答）

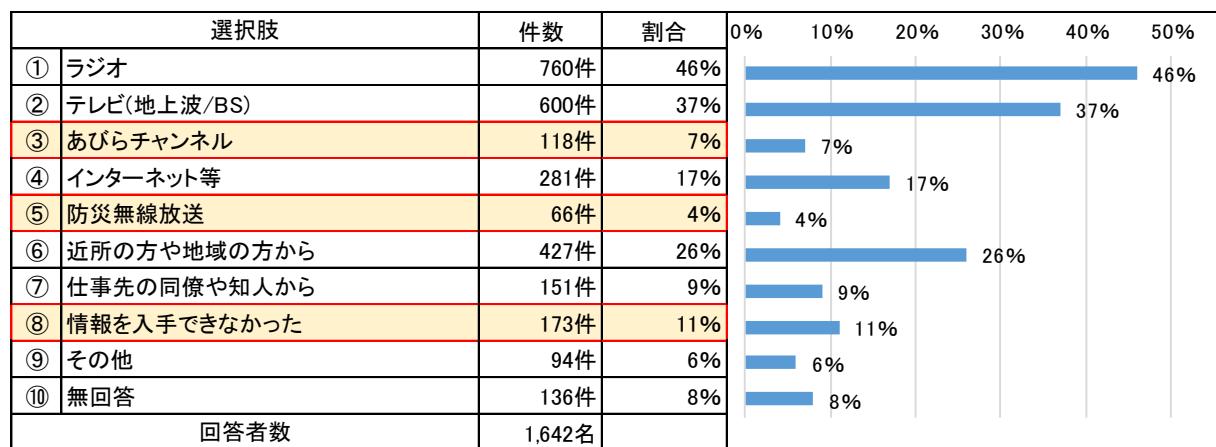


(情報源・避難行動・避難生活)

「ラジオ」や「テレビ」からの情報に次いで、「近所の方や地域の方から」情報を得た方も約26%と多くなっています。

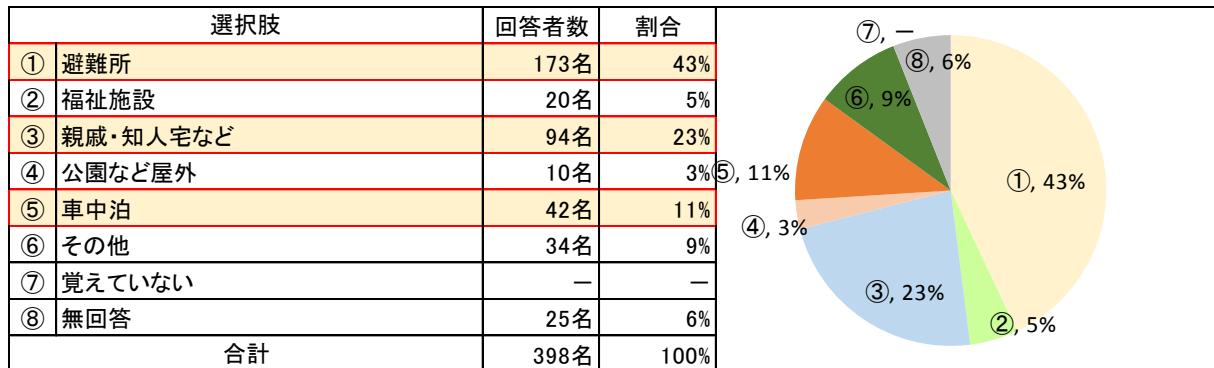
一方で、「あびらチャンネル」や「防災無線放送」から情報を得たと回答した方は少なく、また、約1割の方が、発災直後に地震や避難に関する「情報を入手できなかった」と回答しています。

□ 震災直後の地震や避難に関する情報源（複数回答）



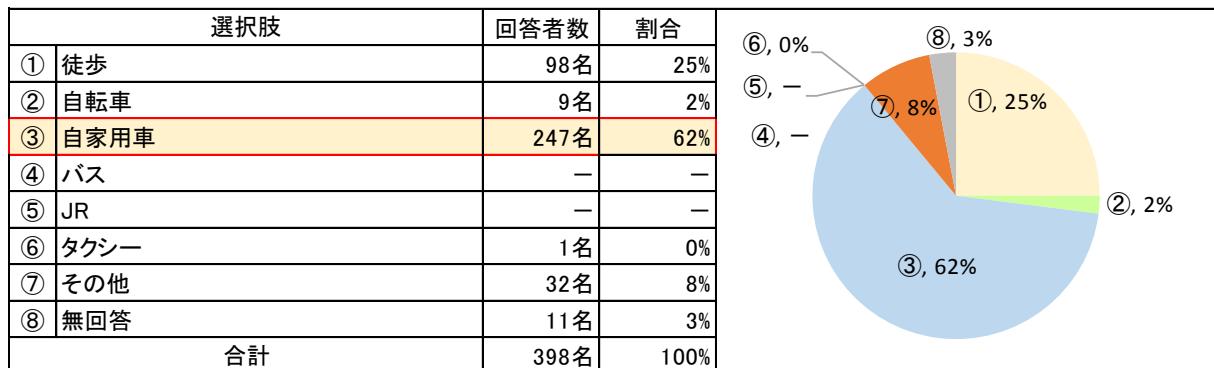
避難した方が最初に避難した場所は、約43%が「避難所」と一番多くなっていますが、「親戚・知人宅など」に避難した方も約23%となっています。また、約1割の方が「車中泊」と回答しています。

□ 最初に避難した場所



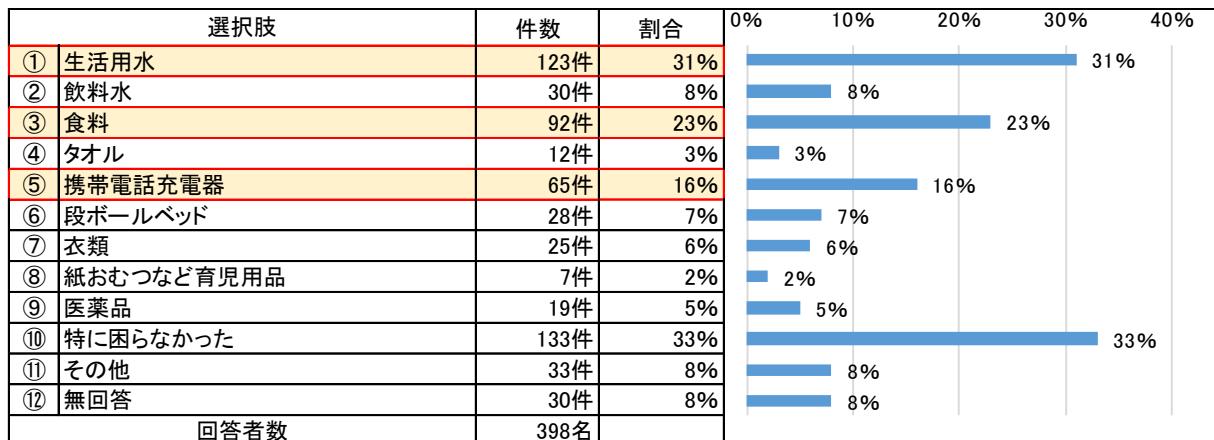
避難した場所までの移動は、約62%が「自家用車」と回答しており、避難所へも自家用車で避難している状況です（避難所へ避難したと回答した方のうち、自家用車と回答した方は59%）。

□ 避難した場所までの移動手段



避難所では、「生活用水」や「食料」、「携帯電話充電器」が不足していたと回答した方が多かった一方、特に困らなかったと回答した方が約33%となっています。

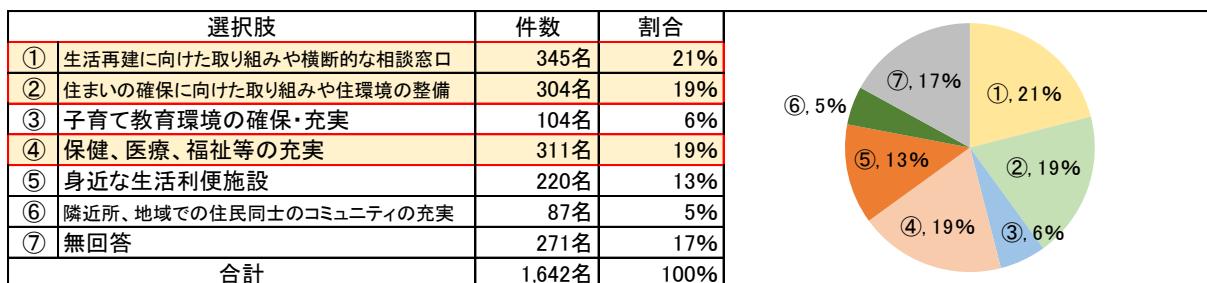
□ 避難した場所で足りなくて困ったこと（複数回答）



(復興まちづくりに向けた意識・意向)

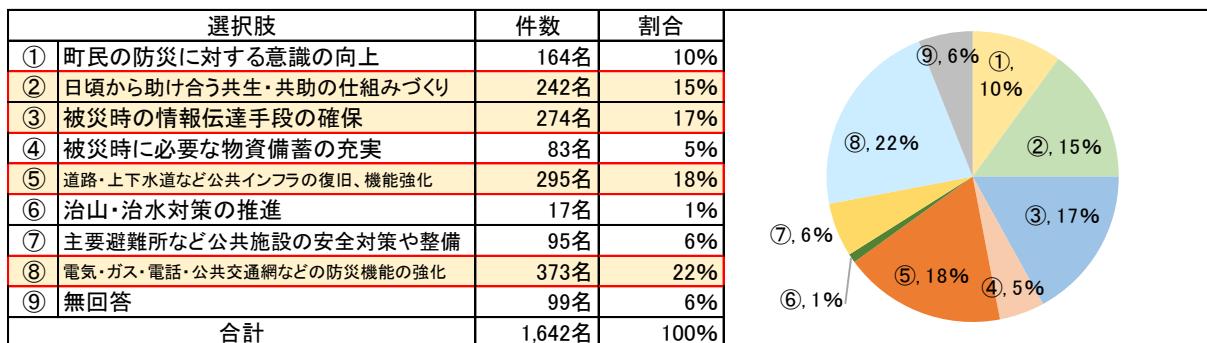
住まい・暮らしに関しては、「①生活再建への取組みや横断的な相談窓口」、「②住まいの確保に向けた取組みや住環境の整備」、「④保健、医療、福祉等の充実」に高い関心が寄せられています。

□ 住まい・暮らしに関して1番に関心があること（複数回答）



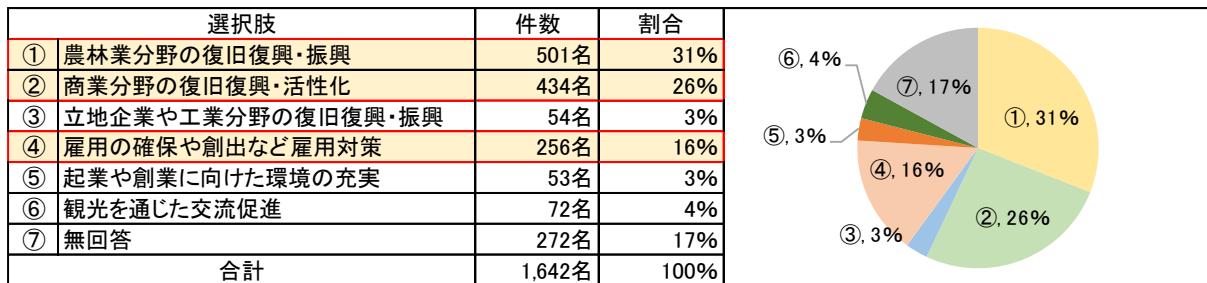
災害に強いまちづくりに関しては、「⑧電気・ガス・電話・公共交通網などの防災機能の強化」、「⑤道路・上下水道など公共インフラの復旧、機能強化」、「③被災時の情報伝達手段の確保」、「②日ごろから助け合う共生・共助の仕組みづくり」に高い関心が寄せられています。

□ 災害に強いまちづくりに関して1番に関心があること（複数回答）



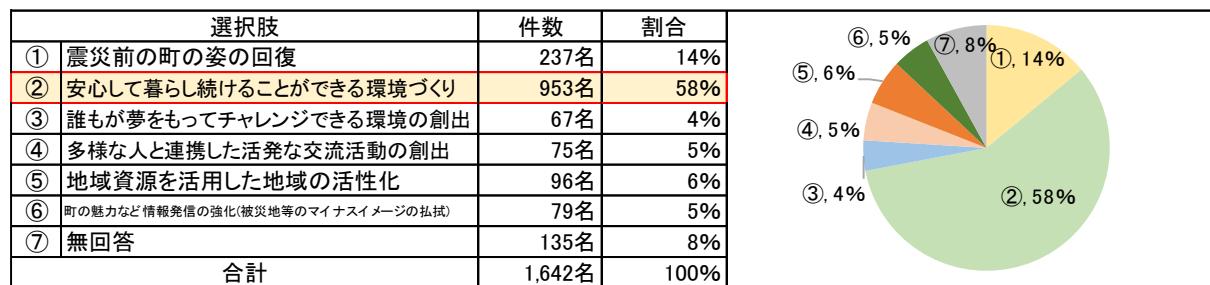
産業・経済の再生に関しては、「①農林業分野の復旧復興・振興」、「②商業分野の復旧復興・活性化」、「④雇用の確保や創出など雇用対策」に高い関心が寄せられています。

□ 災害に強いまちづくりに関して1番に関心があること（複数回答）



未来への継承に関しては、「②安心して暮らし続けることができる環境づくり」が約58%と半数以上の方が回答し、非常に高い関心が寄せられています。

□ 災害に強いまちづくりに関して1番に関心があること（複数回答）



(2) 町民まちづくり懇談会

町民と行政の協働による計画づくりを目的として、町内 4 地区（追分・安平・早来・遠浅）で懇談会を開催し、住民の声を把握しました。

① 開催概要

開催年月日	主な内容	参加者
令和元年 6 月 17 日～21 日	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町震災復興基本方針について・ 意向調査結果概要	4 地区：57 名
令和元年 8 月 5 日～8 日	<ul style="list-style-type: none">・ 安平町復興まちづくり計画（骨子）について・ 復興関連事業・住み替え支援策について	4 地区：46 名

② 主な意見

項目	主な意見
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none">○ 震災で転居した方が、戻ってこられるよう住環境の整備を進めてほしい。○ 新築住宅の建設が現実的ではない方もいるため、町民が安心して暮らしていける住まいの支援をお願いしたい。
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none">○ 震災直後、聞き取れなかつたので防災無線の改善をお願いしたい。○ 町独自での防災アプリ等を整備してもらいたい。併せて、高齢者も多いため、多様な情報伝達手段も検討してもらいたい。○ 現状では、あびらチャンネルは災害時の情報伝達手段として機能していないため、有効なツールとなるよう運営方針等を検討してもらいたい。
被災情報の伝達	<ul style="list-style-type: none">○ 被災状況が町内で情報を共有できていないので、広報等を通じて、被害状況や復旧工事の進捗状況、地域の声などを発信してもらいたい。
工事の実施状況	<ul style="list-style-type: none">○ 道路の損傷が激しい箇所が多いので、早期に道路改修工事をお願いしたい。
大型車両の通行・振動対策	<ul style="list-style-type: none">○ 大型車両の通行が増え、通学路の安全性が危惧されるため、早期の情報提供や迂回路の設定など対策をお願いしたい。○ 大型車両が仮設住宅や住宅街を通行すると振動が発生するため、通行規制を設けるなど対策をお願いしたい。
避難所の強化	<ul style="list-style-type: none">○ 避難所の床がコンクリートのため冷たいことから、冬の災害も想定した改善をお願いしたい。
空き地の土地利用	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅解体後の空き地にソーラーパネルを設置すると景観の悪化や住宅への反射が懸念されることから、町で空き地の土地利用について規制を設けてもらいたい。
教育環境の再建	<ul style="list-style-type: none">○ 早来中学校の早期の再建をお願いしたい。
買い物・交通環境の改善	<ul style="list-style-type: none">○ 循環バスのダイヤ等を見直してもらいたい。○ 買い物事情が年々悪化していることから、魅力あるまちとなるためにも、改善をお願いしたい。

(3) 安平町未来創生委員会

復興まちづくり計画は中期基本計画の一部として位置づけることから、計画策定審議会である安平町未来創生委員会において、意見をいただきました。

① 開催概要

	開催年月日	主な内容
平成 30 年度 第 2 回	平成 31 年 2 月 27 日	・ 安平町震災復興基本方針について
令和元年度 第 1 回	令和元年 6 月 14 日	・ 意向調査結果概要
令和元年度 第 2 回	令和元年 8 月 5 日	・ 安平町復興まちづくり計画（骨子）について ・ 復興関連事業・住み替え支援策について

② 主な意見

	主な意見
平成 30 年度 第 2 回	<ul style="list-style-type: none">○ 災害後の対応や自分達の置かれた状況等に不安を抱える人が多いため、意見の吸い上げ方が非常に難しいと思う。時間を掛けながら丁寧に実施していただきたい。○ 4つの基本方針については、町内だけでは完結が難しいことから町外の方々にも関わってもらう取組みや計画にしていかないといけないと感じる。○ ボランティアが集い、コミュニティが形成されていったところに、安平町への移住・定住にも可能性を感じる。○ 復興まちづくり計画にも空き家の利活用方針を盛り込むことも必要であると感じる。○ 情報発信について内容、スピード、(発信する)人材面の全てにおいて強化していく必要があると感じる。
令和元年度 第 1 回	<ul style="list-style-type: none">○ 町外からの分譲地や宅地の購入に関する相談を、具体的な移住・定住に結び付けてもらいたい。○ 高齢者の免許返納支援に向け、既存の公共交通や新たに導入する MONET などのデマンド交通を充実させるなど、不便の生じない対応をお願いしたい。○ 復興まちづくりは、現状復旧のイメージが先行するが、未来を先取りした内容を検討してもらいたい。1つの対策で経済効果や防災機能が向上し、地域コミュニティの強化も図られる複合的な対策を講じてもらいたい。
令和元年度 第 2 回	<ul style="list-style-type: none">○ 入居中のみなし仮設住宅（戸建て）を購入する場合も、中古住宅として家賃助成・購入助成・リフォーム助成対象とするよう検討願いたい。○ 町外転居者などへの住環境の支援策として、安平町 4 地区全てに公営住宅を整備してもらいたい。○ 町民アンケートの回答者やまちづくり懇談会の参加者は高齢者が多いので、今後の安平町を担う若年層の参加を促すような取り組みが必要である。○ 震災発生時、近所の状況が把握できていない事例が多数見受けられた。自主防災組織の強化を図るには、平時から近隣住民のつながりを密にするなどを対策が必要である。○ 町民アンケートであげられたチャンネルを情報源とした回答は非常に低かったので、災害時の情報伝達手段としての機能も含め、改善が必要である。

(4) 関係者ヒアリング

復興に向けた取組みを進めるにあたって、町内で活動する経済団体やボランティア団体から「これまでの活動経過」や「今後展開したい活動」など、そして、復興アドバイザーから専門的な見地から意見をいただきました。

	主な意見
経済団体 (商工関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○商工業は後継者の確保が課題。震災により、後継者不足がさらに加速することが懸念。 ○建物・設備被害に対する商工業者への支援が不足。 ○道の駅の開設を契機に、町全体への回遊・交流促進方策の検討が必要。 ○解体後の空き地にトレーラーハウスを設置するなど土地の有効活用が必要。新たに安平町で生計を立てていく方へ利用を促進。 ○町内での消費拡大方策の検討が必要。
経済団体 (農業関係)	<ul style="list-style-type: none"> ○ほ場や牛舎、用排水路などが被災。 ○酪農経営では停電・断水が課題。停電により2~3日は搾乳しても廃棄。營農飲雜用水の確保も課題。 ○ほ場は基盤整備事業、被災農家は国の経営体育成整備事業、発電機は農畜産業振興機構の事業を活用。 ○生産者・JA・町が一体となり農業人フェアに参加し、新規就農確保対策を推進。
復興 ボランティア センター	<ul style="list-style-type: none"> ○住民のこころのケアに向けた活動や町内の「繋がり」の構築が必要。 ○平時から行政、社会福祉協議会、ボランティアセンターなどの横連携の強化が必要。 ○観光協会と連携して「あびら復興加速実行委員会」を設立。被災地として認識された安平町を観光地に変える活動を開始。 ○町全体をプロモーションできれば良いと考えており、地域商社などで戦略的なプロモーションができればスムーズに進むのではないかと思う。
災害 ボランティア センター	<ul style="list-style-type: none"> ○地域を強くすることが復興につながる。住民との連携やつながりの強化が課題。 ○既存の支援施策以外の支援に向けた柔軟な対応が課題。 ○災害発生時の初動の迅速化・各機関の役割の明確化、情報伝達や安否確認の統一化・マニュアル化が必要。 ○厳寒期の対応策の検討、ボランティア確保方策の検討
復興 アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ○復興度・生活再建度の度合いとされる「住まい」、「まち」、「心と体のストレス」、「そなえ」、「くらしむき」、「行政との関わり」の7要素を満たす施策が必要。 ○復旧・復興に向け被災3町で協力した取り組みを進めることが重要。 ○震災前の姿をバーチャル化したり、アーカイブサイトを開設したりするなど、震災を風化させない取組みが必要。

第4章 復興テーマ・基本方針

1. 復興テーマ

～あびら ^{りょく}力を結集した未来へつながる復興を目指して～

まちの将来像「育てたい　暮らしたい　帰りたい　みんなで未来へ駆けるまち」を基本とし、町民・地域・民間・行政、そして、安平町に関わる全ての方々の力を結集するとともに、町内にある地域資源を最大限に活用しながら、安心して暮らし続けることができる環境づくりと震災前よりも元気で魅力的な町となるよう、未来へつながる復興と新しい安平町を創造していきます。

2. 基本方針

復興テーマを踏まえ、以下に示す4つの基本方針に基づき復興の取組みを推進します。

基本方針1 住まいと暮らしの再建

被災者が安心して快適に暮らせる住環境を一日も早く実現するために、住宅再建への支援や公的住宅等の整備を進めるとともに、生活再建と安全・安心な生活環境づくりを進めるため、被災者の暮らしに必要な生活機能や教育環境、保健・医療・福祉の横断的な連携による体制の確保・充実に向けた取組みを進めます。

基本方針2 災害に強いまち・ひとづくり

今回の震災を踏まえ、住民の命を守る災害に強いまちづくりや、防災を担うひとづくりに向けて、想定外を想定内とする防災意識の向上に向けたソフト面の充実と、防災上必要なインフラ整備等を進めます。

基本方針3 産業・経済の復興

今回の地震で甚大な被害を受けた農業、商業、工業等の各産業が、早期に復旧し、雇用を維持するとともに、地域の活力を取り戻すための取組みを進めます。

基本方針4 未来へつながる復興

復興は、単に安平町を元の姿に戻すだけではなく、町民が夢をもって暮らし続けることができるとともに、誰もが住んでみたいと思える、未来へつながる復興に向け、地域資源を最大限に活かした、新しい安平町を創造していきます。

第5章 復興に向けた取組み

1. 取組みの体系

4つの基本方針に基づいて、以下の体系で取組みを位置づけます。

あびら力を結集した未来へつながる復興を目指して

基本方針1 住まいと暮らしの再建

- ① 被災者の住まいの確保
- ② 被災者の生活再建支援
- ③ 保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・こころのケア等）
- ④ 子育て教育環境の確保・充実

基本方針2 災害に強いまち・ひとづくり

- ① 地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上
- ② 防災・危機管理体制の強化と再構築
- ③ 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化
- ④ 災害対応の基盤づくり

基本方針3 産業・経済の復興

- ① 農林業の復興
- ② 商業の復興
- ③ 立地企業等の復興
- ④ 観光の振興

基本方針4 未来へつながる復興

- ① 安心して暮らすことができる環境づくり
- ② 未来につながる新たな交流と担い手育成
- ③ 町の魅力発信の強化（プロモーション）

2. 主な取組み

※ 安平町に寄せられた支援金を財源とした取組みも含まれています。
(事業名等に支援金と表記)

基本方針 1 住まいと暮らしの再建

- ① 被災者の住まいの確保
- ② 被災者の生活再建支援
- ③ 保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・こころのケア等）
- ④ 子育て教育環境の確保・充実

中期基本計画関連分野

V 生活環境・生活基盤

① 被災者の住まいの確保

被災者が可能な限り住み慣れた住まいでの、1日も早く元の生活ができるよう住宅の修理などに対する支援を行うとともに、応急仮設住宅等に入居している被災者の方々が早期に恒久的な住まいを確保するため、丁寧にニーズを確認しながら住宅の新築や購入への支援、公的住宅等の整備を進めます。

【主な取組み】

○ 被災者の住み替え支援

応急仮設住宅等に入居している方々の円滑かつ早期の住み替えを支援するため、住宅の新築・購入や修理、賃貸住宅の家賃、引越しなどについて助成します。

また、現在も避難指示が継続されている地域については、隣接している斜面の対策工事を行い、早期の避難指示の解除を目指します。

＜事業等＞ 被災者住み替え支援事業（住宅の新築・購入・修理、引越し等への支援）

公営住宅等の家賃減免

大規模盛土造成地滑動崩落防止工事

トレーラーハウス等の活用に向けた検討

○ 公的住宅等の整備及び民間賃貸住宅の建設誘導

被災者の恒久的な住まいを確保するため、公的住宅（地域優良賃貸住宅※）の整備を推進するとともに、必要に応じて民間賃貸住宅の建設を誘導する取組みも検討します。

また、応急仮設住宅等に入居している方でペットを飼育している世帯について、住宅確保や住み替え策について検討していきます。

＜事業等＞ 地域優良賃貸住宅建設事業

民間賃貸共同住宅建設等支援事業の検討

※ 地域優良賃貸住宅… 地域における居住の安定に特に配慮を要する方に対して、賃貸住宅の供給を促進するため、地方公共団体等が住宅整備などを行う制度。今回は主に被災者の住まいの確保に向けて整備。

○ 住宅の応急修理及び被災家屋の解体支援

住宅の応急的な修理については、これまで災害救助法にもとづく応急修理制度で対応してきているほか、住宅リフォームへの助成などを実施しており、引き続き、必要に応じて対応していきます。

また、被災した家屋については、解体撤去支援事業などで対応しており、早期の解体・撤去に取り組みます。

＜事業等＞ 安平町住宅リフォーム助成事業

支援金 一部損壊住家修理金制度

損壊家屋等解体撤去支援事業

② 被災者の生活再建支援

中期基本計画関連分野

IV 健康・福祉 V 生活環境・生活基盤

これまで行ってきている被災者生活再建支援金や義援金等の支給、被災者への訪問・相談対応などを引き続き実施するとともに、被災者の生活再建へのきめ細かなサポートを行い、1日も早く日常の生活を取り戻すことを目指します。

【主な取組み】

○ 被災者生活再建支援金・義援金の円滑な支給

被災者生活再建支援法に基づき支給される被災者生活再建支援金や、全国から北海道や安平町に寄せられた義援金について、引き続き円滑な支給に努めます。

○ 応急仮設住宅等の入居者への情報提供・サポート

被災者の生活再建に向けて、保健師等の重点的かつ積極的な訪問による相談対応や、町外避難者への広報紙の送付など、情報提供や相談対応などのきめ細かなサポートを行います。

＜事業等＞ 保健師等による健康相談・訪問事業

○ 井戸や浄化槽などの生活インフラの復旧支援

地震により被害を受けた井戸や浄化槽の速やかな復旧を進めるため、実施した修理に對して支援を行います。

＜事業等＞ **支援金** 給水区域外の飲料用に使用していた井戸修理見舞金支給制度

支援金 下水道未普及区域の浄化槽修理見舞金支給制度

○ 被災墓地等の復旧に向けた支援

大規模な被害を受けた町内の墓地について、速やかな復旧を進めるため、墓石の修理や墓じまいをした所有者に対する支援を行うとともに、追分地区・早来地区に共同墓を整備します。

また、被害を受けた斎場の早期の復旧に取り組みます。

＜事業等＞ **支援金** 地震被災の墓石修理見舞金支給制度

斎場・墓地災害復旧事業

安平町共同墓建設事業

○ じん芥処理場の早期復旧

大規模な被害を受けたじん芥処理場について、安平・厚真行政事務組合と連携して、早期の復旧に取り組みます。

＜事業等＞ 町道・河川災害復旧工事

水道配水管等災害復旧工事

○ 被災家屋や被災住宅用地における負担軽減措置

今回の地震により所有する住宅に著しい被害を受けた家屋（半壊以上）の固定資産税の軽減措置や、被災により滅失した住宅用地の固定資産税の軽減措置（住宅用地特例の延長）を行いながら、被災者の負担軽減を図ります。

＜事業等＞ 被災家屋の固定資産税の軽減措置

被災住宅用地の固定資産税軽減措置

③ 保健・医療・福祉の充実

（被災者の健康・こころのケア等）

中期基本計画関連分野
IV 健康・福祉

今回の地震で被害を受けた保健・医療・福祉に係る関係施設の早期復旧を目指すとともに、町民が心身の健康を保ち、安心して生活できるよう、こころのケアや地域での見守りネットワークの推進など、きめ細かな支援に取り組みます。

【主な取組み】

○ 被災者のこころのケアと健康相談の強化

応急仮設住宅の談話室やがん検診時にリラクゼーションルームを開設するとともに、こころの健康づくりに関するアンケートを実施し、臨床心理士やボランティア等と連携しながら被災者のこころのケアに取り組みます。

また、応急仮設住宅等で慣れない生活を送っている町民や、地震によるストレス・心労などを抱える町民の健康管理など、保健師等による重点的かつ積極的な訪問活動や健康相談を実施するなど、関係機関等と連携を図りながら継続的なサポートを行います。

＜事業等＞ 災害時こころの健康相談事業

【基本方針 ②から再掲】保健師等による健康相談・訪問事業

○ 地域見守りネットワークの推進などによる地域福祉の充実・強化

地域住民の支え合いによる地域福祉の推進に向けて、見守り体制の整備や声かけ運動の推進、高齢者やしおうがい者等への「災害時等要援護者登録制度」の普及など、地域の見守りネットワークを強化し、持続的な地域の支え合い活動の取組みを推進します。

＜事業等＞ 地域の支え合い事業

「災害時等要援護者登録制度」の普及

○ 医療体制・支援の充実・強化

公的医療機関を持たない当町にとって民間医療機関の維持・存続は非常に重要であることから、被災した民間医療施設の復旧支援を行うとともに、引き続き町内医療機関に対する支援事業を行っていきます。

＜事業等＞ 医療施設等災害復旧費補助事業

地域医療連携支援事業

医師確保等支援事業

○ 特別養護老人ホームの移転改築に関する支援

現在、福祉仮設住宅での生活を余儀なくされている特別養護老人ホーム「追分陽光苑」の移転改築に向けた支援を行います。

＜事業等＞ 町有地（普通財産）の無償貸付

入札に関する事務委任

④ 子育て教育環境の確保・充実



安心して子育てができる環境確保と、学校教育施設・社会教育施設・社会体育施設等の早期復旧を目指すとともに、児童・生徒のこころのケアに取り組みます。

また、仮設校舎での学校生活を余儀無くされている早来中学校の再建については、早来小学校との一体型による学校建設を目指します。

【主な取組み】

○ 児童・生徒のこころのケア

児童・生徒が1日も早く安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーなどによるこころのケアを丁寧に実施していきます。

＜事業等＞ スクールカウンセラーなどによるカウンセリング

○ 早来中学校の再建など学校教育施設の復旧

被災により使用できなくなった早来中学校について、仮設校舎からの早期の再建に向けて、老朽化が著しい早来小学校との一体型による整備を推進します。

なお、学校建設にあたっては、避難所としての活用も視野に入れて防災機能を強化するとともに、ICTを活用した学ぶ意欲と創造力を高める学習環境の創出や地域に開かれた学校づくりを目指し、若年層や子育て世代の関心を高めることで人口確保対策にも寄与する安平町の未来へつながる復興のシンボルとして進めています。

また、老朽化が著しい町内の中学校の改修を推進します。

＜事業等＞ 早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備

　　学校施設改修事業

　　学校施設維持補修事業

○ 社会体育施設の復旧・改修

被災した野球場などの社会体育施設について、早期の復旧・改修に取り組みます。

＜事業等＞ ときわ球場災害復旧事業

　　野球場整備事業（柏が丘球場）

○ 公民館等の社会教育施設の改修・機能強化

震災時に避難所としても利用された公民館などの社会教育施設について、安全性の確保とともに、計画的な改修などによる機能強化を図ります。

＜事業等＞ 追分公民館災害復旧工事

　　遠浅・安平各公民館改修事業

○ 子育て環境の確保・充実

安心して子育てができる環境を確保するため、平成31年4月に設置した「安平町子育て世代包括支援センター」と「安平町子ども家庭総合支援拠点」において、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、安心して妊娠期から子育て期までを過ごせるよう切れ目のない支援を行います。

また、子どもの参画や幼児の自主性を促し、遊びながら学ぶ「遊育事業」を、町内活動団体など、地域の人々が関わり合いながら推進するとともに、児童生徒の学習意欲を高め人生の選択肢や可能性を広げる「学びサポート事業」の取組みを推進していきます。

＜事業等＞ 子育て世代包括支援センターによる相談対応

　　遊育推進事業

　　学びサポート事業

基本方針1 住まいと暮らしの再建 ロードマップ

取組み		R1	R2	R3	R4	R5～
①被災者の住まいの確保	被災者の住み替え支援					
	公的住宅等の整備及び民間賃貸住宅の建設誘導					
	住宅の応急修理及び被災家屋の解体支援					
②被災者の生活再建支援	被災者生活再建支援金・義援金の円滑な支給					
	応急仮設住宅等の入居者への情報提供・サポート					
	井戸や浄化槽などの生活インフラの復旧支援					
	被災墓地等の復旧に向けた支援					
	じん芥処理場の早期復旧					
③保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・こころのケア等）	被災者のこころのケアと健康相談の強化					
	地域見守りネットワークの推進などによる地域福祉の充実・強化					
	医療体制・支援の充実・強化					
	特別養護老人ホームの移転改築に関する支援					
④子育て教育環境の確保・充実	児童・生徒のこころのケア					
	早来中学校の再建など学校教育施設の復旧					
	社会体育施設の復旧・改修					
	公民館等の社会教育施設の改修・機能強化					
	子育て環境の確保・充実					

基本方針2 災害に強いまち・ひとづくり

- ① 地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上
- ② 防災・危機管理体制の強化と再構築
- ③ 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化
- ④ 災害対応の基盤づくり

① 地域コミュニティの維持強化・ 地域防災力の向上

中期基本計画関連分野

II 人づくり・コミュニティ IV 健康・福祉
V 生活環境・生活基盤 VI 行財政運営

震災時の避難所運営などを通じて、地域住民の共助が非常に重要と再認識したことから、町内におけるコミュニティの維持と地域社会の結びつきがさらに強まるようコミュニティの充実を図ります。

また、これまで以上に町民と行政との協働による防災体制の確立を図るとともに、防災意識の醸成と知識の向上、自主防災組織の育成・強化を図ります。

【主な取組み】

○ 地域コミュニティの維持・地域活動の推進への支援

地域コミュニティの維持・再生に向けて、自治会館等の早期の復旧や自治会・町内会等における発災後の活動に対して支援します。

また、地域と行政とをつなぐ「地域サポート制度」を充実させるなど町民と行政との協働による防災体制の確立を図るとともに、自治会・町内会等やNPO団体などのコミュニティ団体・ボランティア団体等が実施する復興事業に対して支援します。

<事業等> 地域サポート制度の取組み推進
まちづくり事業支援交付金
コミュニティ復興支援事業

○ 地域の見守り体制の充実・強化

地域住民の支え合いによる地域福祉の推進に向けて、見守り体制の整備や声かけ運動の推進など、地域の見守り体制の充実・強化に向けた取組みに対して支援します。

<事業等> 【基本方針1 ③から再掲】地域の支え合い事業

○ 自主防災組織の充実・強化などによる防災意識の醸成

災害時に地域と町が連携した対応を行うため、現在、21団体で設立されている自主防災組織について、町内全域における設立を促進するとともに、組織の充実・強化を図ります。

また、町内全域での防災訓練をはじめ、地域における自主防災組織や関係機関と連携した防災キャンプを実施するなど、防災教育の推進や防災意識の醸成を図ります。

<事業等> 自主防災組織設立への働きかけ
町内全域での防災訓練
小学生向け防災キャンプ

○ 災害時に備えた高齢者・しうがい者等への支援体制の充実・強化

自治会・町内会、社会福祉協議会や民生委員との連携により、高齢者やしうがい者といった災害時に支援を必要とする方々を把握するとともに、町内で4箇所指定している福祉避難所（追分公民館・安平公民館・早来町民センター・遠浅公民館）の運営方法等について、関係者による情報共有を図ります。

また、高齢者施設やしうがい者施設での情報伝達や避難方法など、施設利用者の安全確保や災害時の対応について再確認するとともに、防災訓練への助言を行うなど施設・地域・行政が連携を図れるよう支援を行います。

＜事業等＞ 災害時等要援護者登録制度

避難行動要支援者名簿の作成

高齢者施設やしうがい者施設での防災訓練への支援

② 防災・危機管理体制の強化と再構築

中期基本計画関連分野
V 生活環境・生活基盤 VI 行財政運営

今回の地震に伴う防災・危機管理体制について検証を行い、町民を災害から守るために備えと発災時の初動体制、多様な情報伝達手段の活用マニュアル化、各種企業との災害協定の強化など、防災・危機管理体制の強化と再構築を進めます。

また、被災自治体として、自治会・町内会等やボランティア、町職員などの経験と知見を継承するとともに、他自治体への普及に努めます。

【主な取組み】

○ 災害時における情報伝達手段の充実・強化

災害時に災害や避難等に関する情報をいち早く町民へ伝えるため、エリア放送「あびらチャンネル」によるデータ放送やエリアメール（緊急通報メール）、町ホームページ、防災行政無線など複数の手段による情報伝達の充実・強化を図るとともに、これら情報伝達手段の活用のマニュアル化を進めます。

＜事業等＞ 防災情報告知ネットワーク設備整備事業

地域情報通信基盤整備事業

○ 発災時の初動体制、避難所運営やボランティアの受入れ体制のマニュアル化

今回の震災を教訓として、発災時の庁内初動体制や行動マニュアルの確認と見直しを行うとともに、避難所運営やボランティア・DMAT（災害派遣医療チーム）等の支援受入れ体制のマニュアル化を安平町社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら進めていきます。

＜事業等＞ 初動体制や行動マニュアルの見直し

○ 震災を踏まえた地域防災計画・ハザードマップの見直し

今回の震災における検証を踏まえ、『安平町地域防災計画』を見直すとともに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域、避難場所や主要経路等が判読できる総合型のハザードマップへの改訂を行い、避難所の位置などについて改めて町民への周知を図ります。

＜事業等＞ 『安平町地域防災計画』の見直し

安平町総合防災マップ作製事業

○ 災害時に備えた各種企業等との連携強化や専門知識を有する職員の強化

災害時の速やかな対応を行うため、町内外の各種団体・ボランティア団体・民間企業との協定の締結を推進するなど、各種企業等との連携強化を図ります。

また、町内の防災力向上に向けた施策の実施や、庁内の防災対応力の向上に向けて専門知識を有する総合危機管理士等を引き続き職員として配置します。

＜事業等＞ 各種企業等との災害時の協定締結の推進

地域防災力向上に向けた総合危機管理士の配置

○ 震災の経験・知見の継承

被災自治体として、自治会・町内会等やボランティア、町や社会福祉協議会の職員などの震災における経験と知見を継承するとともに、視察の受入れ及び道内外での講演会やセミナー等で事例を発表するなど、他自治体等への情報発信に努めます。

＜事業等＞ 視察の受入れによる情報発信

講演会・セミナー等での事例発表

③ 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化

中期基本計画関連分野
Ⅲ 経済・産業 V 生活環境・生活基盤

発災時の重要な連絡軸である道路や、生活に欠かすことのできない上下水道などの公共インフラの復旧と機能強化に取り組みます。

また、被災に伴い利用を休止している施設もあることから、各種公共施設の早期の復旧・再開、防災上の機能強化を目指すとともに、被災により解体しなければならない施設も多くあることから、効率的かつ計画的な土地利用となるよう、公共施設の集約と再配置について検討を行います。

【主な取組み】

○ 公共インフラの早期復旧・機能強化

今回の地震で甚大な被害を受けた道路・橋梁、河川、上下水道等の公共インフラの早期の復旧と機能強化に取り組みます。

また、国や道が管理する公共インフラや、電気・ガス・電話等のライフラインについては、早期の復旧や機能強化が実現するよう必要に応じて関係機関等へ要望を行います。

＜事業等＞ 町道・橋梁・河川災害復旧工事

水道・下水道災害復旧工事

公共土木施設災害復旧事業

○ 公共施設の早期復旧・機能強化

今回の地震で甚大な被害を受けた公園や公営住宅等の公共施設の早期復旧と機能強化に取り組むとともに、震災により事業を休止していた公園整備を再開します。

＜事業等＞ ときわ公園災害復旧工事

- 鹿公園災害復旧工事
- 柏が丘公園整備事業
- キャンプ場の環境整備業務
- 公営住宅等外構復旧事業
- 役場庁舎災害復旧工事

○ 公共インフラや公共施設の長寿命化・強靭化に向けた取組み推進

住民生活を支える公共インフラや公共施設について、震災からの復旧とともに長寿命化や強靭化に向けた計画的な修繕等を推進するとともに、災害時においても安定的にエネルギー供給ができるよう公共施設への「水素エネルギー」の活用について検討していきます。

＜事業等＞ 橋梁長寿命化修繕事業

- 『下水道ストックマネジメント計画』に基づく整備改修
- 『安平町公営住宅等長寿命化計画』の見直し
- 『安平町水道ビジョン』、『安平町水道事業耐震化計画』に基づく整備改修
- 公共施設への水素エネルギー導入検討

○ 公共施設の計画的な解体と跡地利用の検討

被災した公共施設等について、計画的な解体を進めるとともに、公共施設の集約化など有効な跡地利用について検討します。

また、震災に伴う復興関連事業等を円滑に推進するとともに、必要に応じて地域の特色に合わせた都市計画の見直しを行い、コンパクトなまちづくりを目指します。

＜事業等＞ 被災した公共施設の解体

- 公営住宅等解体事業
- 都市計画公園の移設等

中期基本計画関連分野
II 人づくり・コミュニティ V 生活環境・生活基盤

④ 災害対応の基盤づくり

「町民を災害から守る・災害に強いまちづくり」の実現に向けて、防災施設の整備や機能強化のほか、情報通信体制や非常用電源等の確保に向けた対策などを行い、災害に対応した基盤づくりを進めていきます。

【主な取組み】

○ 災害時の活動拠点となる防災支援施設の整備

被災した早来町民センターと早来研修センターを集約し、災害時の避難所、ボランティアや自衛隊等の災害時における支援機関の活動拠点としての施設整備を行います。

平時には、防災訓練や防災キャンプなど、町民の防災意識の醸成に向けた取組みの拠点として活用するとともに、体育館施設などとしての利用も可能な拠点づくりを進めます。なお、整備に向けては町民意見を丁寧かつ慎重に聞きながら、基本的な整備方針を示していきます。

＜事業等＞ 防災支援施設（防災コミュニティ施設）整備事業

○ 防災倉庫の整備及び備蓄体制の強化

町内に点在している備蓄倉庫を集約し、防災備蓄品の機能的な保管や災害時の支援物資の円滑な受け入れを行うための防災倉庫を整備します。

また、今回の震災を踏まえた備蓄物資の見直しなど、備蓄体制の強化を図ります。

＜事業等＞ 防災倉庫建設事業

防災体制整備事業

○ 災害時に備えた避難所の機能強化

震災時に避難所としても利用された公民館について、非常用電源の対策や施設の改修などによる機能強化を図ります。

＜事業等＞ 避難所非常用電源対策事業（追分公民館）

【基本方針 1 ④から再掲】遠浅・安平各公民館改修事業

○ 災害に強い情報通信体制の確保

町のホームページやエリア放送「あびらチャンネル」など災害時の情報伝達や、福祉関係などの避難者情報にも必要なシステムを有する役場総合庁舎のサーバー室が被害を受けたことから、復旧及び補強工事による機能強化を図ります。

また、り災証明書の発行などで活用した「被災者再建支援システム」を引き続き運用し、円滑な復旧・復興に活用していきます。

さらに、市街地以外の地域においても電気通信事業者による光回線サービスの整備に向けた働きかけを行うなど、より一層の情報通信基盤の整備に取り組みます。

＜事業等＞ 総合庁舎サーバー室補強工事

災害救助法事務システム経費

【基本方針 2 ②から再掲】地域情報通信基盤整備事業

○ 災害に強い住宅整備の促進

災害に強い住宅の整備を促進するため、住宅の耐震診断や耐震設計、耐震改修工事に対して助成を行います。

＜事業等＞ 既存住宅耐震改修補助事業

【基本方針 1 ①から再掲】安平町住宅リフォーム助成事業

○ 消防庁舎等の施設の機能強化

追分出張所消防庁舎の耐震化や非常用電源の設置を推進するとともに、安平支署及び追分出張所において災害時の資機材等を保管する倉庫の整備などの計画的な整備を進めます。

＜事業等＞ 追分出張所耐震化事業

追分出張所非常用電源整備事業

追分出張所防災資機材庫建設事業

安平支署資機材倉庫建設事業

追分出張所災害時対応備品整備

○ 災害時の非常用電源の確保

災害時には、避難所のほか医療・福祉や産業などにおいて、非常用電源の確保が求められることから、企業等との災害時における応援協定の締結に向けた取組み等を推進します。

＜事業等＞ 【基本方針 2 ②から再掲】各種企業等との災害時の協定締結の推進

基本方針2 災害に強いまち・ひとづくり ロードマップ

取組み	R1	R2	R3	R4	R5～
①地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上	地域コミュニティの維持・地域活動の推進への支援				
	地域の見守り体制の充実・強化				
	自主防災組織の充実・強化などによる防災意識の醸成				
	災害時に備えた高齢者・しうがい者等への支援体制の充実・強化				
②防災・危機管理体制の強化と再構築	災害時における情報伝達手段の充実・強化				
	発災時の初動体制、避難所運営やボランティアの受け入れ体制のマニュアル化				
	震災を踏まえた地域防災計画・ハザードマップの見直し				
	災害時に備えた各種企業等との連携強化や専門知識を有する職員の強化				
	震災の経験・知見の継承				
③公共インフラや公共施設の復旧・機能強化	公共インフラの早期復旧・機能強化				
	公共施設の早期復旧・機能強化				
	公共インフラや公共施設の長寿命化・強靱化に向けた取組み推進				
	公共施設の計画的な解体と跡地利用の検討				
④災害対応の基盤づくり	災害時の活動拠点となる防災支援施設の整備				
	防災倉庫の整備及び備蓄体制の強化				
	災害時に備えた避難所の機能強化				
	災害に強い情報通信体制の確保				
	災害に強い住宅整備の促進				
	消防庁舎等の施設の機能強化				
	災害時の非常用電源の確保				

基本方針3 産業・経済の復興

- ① 農林業の復興
- ② 商業の復興
- ③ 立地企業等の復興
- ④ 観光の振興

中期基本計画関連分野

III 経済・産業

① 農林業の復興

被災した農地・森林や農業用施設等の早期復旧を実現し、営農継続を支援するとともに、担い手の確保・育成を進め、農林業の復興を図ります。

【主な取組み】

○ 被災した農地・森林の早期復旧

今回の地震で甚大な被害を受けた農地や森林について、国等の関係機関とも連携しながら、早期の復旧に取り組みます。

また、大きな被害を受けた森林や林道について「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」などの場を活用しながら、関係者間での連携を密にし、必要な対策を講じていきます。

＜事業等＞ 農地災害復旧事業
治山事業（山林）

○ 被災した農業施設の復旧・機能強化への支援

関係機関と連携し、今回の地震で甚大な被害を受けた農業施設の復旧や新設に向けて支援を行います。

＜事業等＞ 強い農業づくり事業（産地競争力の強化）
農業施設災害復旧事業（用水路）

○ 農家の安定的な経営への支援及び担い手の確保・育成

震災による離農を防ぐため、国等と連携しながら農家の営農継続を支援するとともに、新規就農等の担い手の確保と育成を強化します。

＜事業等＞ 被災農業者向け経営体育成支援事業
新規就農対策事業
農業次世代人材投資事業

② 商業の復興

被災した事業者の早期事業再建を支援するとともに、震災の影響による地域経済の回復をめざした取組みや、プレミアム付商品券の発行などによる商店街への誘導などにより、商業の復興を図ります。

また、被災による店舗等の解体で生じた空き地や、空き家・空き店舗の活用などによる商店街の空洞化対策に取り組むとともに、被害の大きかった早来地区商店街では、仮設店舗及びまち・あいステーションラピア周辺を活用した賑わい創出などについて、商工会とともに検討していきます。

【主な取組み】

○ 被災した事業者の事業再開支援

中小企業基盤整備機構と連携し、今回の地震で被害を受けた店舗等の早期の復旧、事業の再開に向けて支援します。

＜事業等＞ 仮設店舗の整備

商工会員等災害助成金

○ 商業の復興支援

震災による影響を受けた町内の商店街等について、国等の補助メニューを活用できるよう情報提供しながら商業の復興を支援します。

また、震災の影響からの地域経済の回復を目指すため、商店街ポイントの創設やプレミアム付商品券発行事業など町民の地域内消費を促す取組みをより拡充させるよう商工会とともに検討していきます。

＜事業等＞ 被災地域販路開拓支援事業

安平町消費拡大地域活性化事業（プレミアム付き商品券）

商店街ポイントの創設に向けた検討

商店街買遊（回遊）事業（商品券配布）【商工会事業】

○ 新規創業支援などによる賑わいの創出

新規の創業への支援や、被災による店舗等の解体で生じた空き地や、空き家・空き店舗の活用を促し、商店街の空洞化対策に取り組みます。

また、商店街の活性化に向けて、空き店舗や仮設住宅として使用したトレーラーハウス等のチャレンジショップやシェアオフィスとしての活用について、商工会とともに検討していきます。

＜事業名＞ 創業者等支援事業

創業塾支援事業

トレーラーハウス等の活用に向けた検討

③ 立地企業等の復興

中期基本計画関連分野
II 人づくり・コミュニティ III 経済・産業

被災した町内の工業団地等の復旧や災害に強い企業づくりに向けた取組みを進め、地域産業の成長を目指すとともに、震災からの復興に向けた企業進出の相談もあることから、地域雇用力の確保に向けて安平町の地域特性を踏まえた戦略的な企業誘致に取り組みます。

【主な取組み】

○ 被災した工業団地の早期復旧

今回の地震で被害を受けた町内の工業団地の専用水道等について、早期の復旧に取り組みます。

＜事業等＞ 臨空工業団地専用水道施設補修工事

○ 災害に強い企業づくりに向けた取組みの支援

災害や不測の事態に強い企業づくりや、企業の競争力アップに向けて、町内の企業における事業継続計画（BCP）の策定支援や情報提供に取り組みます。

＜事業等＞ 事業継続計画（BCP）の策定支援と情報提供

○ 震災からの復興に向けた企業誘致の推進

震災後も引き続き町内に住み続けることができるため、また、移住・定住を促進するため、雇用確保に向けて、震災時に支援をいただいた企業等とのつながりを大切にしながら、企業誘致に取り組みます。

＜事業等＞ 企業誘致 PR 事業（企業誘致推進事業経費）

企業立地促進に向けた検討

④ 観光の振興

震災後に開業した道の駅あびら D51 ステーションを、復興に向けたシンボル・拠点と位置づけ、特産品や農産品など地域資源を活用した魅力ある観光の振興と交流人口や関係人口の拡大を図ります。

また、震災によるマイナスイメージの払拭と地域経済の活性化に向けて、商工会や（一社）あびら観光協会、（一社）安平町復興ボランティアセンターをはじめ各種団体等が実施する町内外での様々な復興イベントの開催を支援しながら、観光の振興を図ります。

【主な取組み】

○ 道の駅あびら D51 ステーションを核とした観光の振興・交流人口や関係人口の拡大

復興のシンボルである道の駅あびら D51 ステーションを核に、地域資源のひとつである「鉄道」に着目した取組みの展開や、日本遺産に認定された「炭鉄港」の関係市町との広域観光による観光振興を図り、外国人観光客も含めた交流人口や関係人口の拡大を目指します。

＜事業等＞ 道の駅プロモーション戦略事業

追分ゲートウェイ整備プロジェクト

鉄道資料館整備事業（道の駅関係）

【基本方針 2 ③から再掲】柏が丘公園整備事業

○ 回遊・交流事業による町内全域への波及促進

これまで取り組んできた回遊・交流事業等の継続・発展などに取り組み、道の駅あびら D51 ステーションから町内の観光資源や拠点をつないで、町内全域に回遊させる仕組みを構築し、道の駅による経済効果の波及を目指します。

＜事業等＞ 回遊・交流ステーション形成事業

【基本方針 3 ②から再掲】安平町消費拡大地域活性化事業

（プレミアム付き商品券）

【基本方針 3 ②から再掲】商店街買遊（回遊）事業

（商品券配布）【商工会事業】

基本方針3 産業・経済の復興 ロードマップ

取組み		R1	R2	R3	R4	R5～
①農林業の復興	被災した農地・森林の早期復旧					
	被災した農業施設の復旧・機能強化への支援		■■■■■			
	農家の安定的な経営への支援及び担い手の確保・育成			■■■■■		
②商業の復興	被災した事業者の事業再開支援		■■■■■			
	商業の復興支援		■■■■■			
	新規創業支援などによる賑わいの創出		■■■■■			
③立地企業等の復興	被災した工業団地の早期復旧		■■■■■			
	災害に強い企業づくりに向けた取組みの支援		■■■■■			
	震災からの復興に向けた企業誘致の推進		■■■■■			
④観光の振興	道の駅あびら D51ステーションを核とした観光の振興・交流人口や関係人口の拡大		■■■■■			
	回遊・交流事業による町内全域への波及促進		■■■■■			

基本方針4 未来へつながる復興

- ① 安心して暮らすことができる環境づくり
- ② 未来へつながる新たな交流と担い手育成
- ③ 町の魅力発信の強化（プロモーション）

① 安心して暮らすことができる 環境づくり

中期基本計画関連分野

- | | |
|-----------|----------------|
| I 子育て・教育 | II 人づくり・コミュニティ |
| III 経済・産業 | V 生活環境・生活基盤 |
| VI 行財政運営 | |

日常の町民のつながりが災害時の共助や安心して暮らすことができる環境づくりにもつながることから、復興のまちづくりに適した新しい地域自治の枠組みを検討し、自治運営機能の強化など、持続可能な地域コミュニティの形成を目指します。

また、これまで進めてきた『第2次安平町総合計画』の将来像「育てたい　暮らしたい　帰りたい　みんなで未来へ駆けるまち」、『安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略』に掲げる「子育て世代に選ばれるまち・生涯住み続けることができるまち」の実現に向け、今回の震災の経験を十分に活かし、安心して暮らすことができる環境づくりの創出を進めます。

【主な取組み】

○ 町民のまちづくり活動の促進による地域コミュニティの活性化

災害時の共助を支える地域コミュニティの活性化に向けて、地域と行政とをつなぐ「地域サポート制度」を充実させ、地域課題の共有と解決に向けた取組みを展開する地区別計画を策定するとともに、協働による実践に取り組みます。

また、コミュニティ団体やボランティア団体等が行うまちづくりを推進する取組みを支援するとともに、自治の主役である町民や地域団体自らが復興に向けて挑戦する取組みやプロジェクトを応援するため、活動資金を確保するためのクラウドファンディングの活用などを促す取組みを推進します。

<事業等> 【基本方針2 ①から再掲】地域サポート制度の取組み推進

地域課題の解決に向けた地区別計画の策定と実践

【基本方針2 ①から再掲】コミュニティ復興支援事業

【基本方針2 ①から再掲】まちづくり事業支援交付金事業

あびら版町民チャレンジ応援事業（クラウドファンディング事業）

○ 魅力的な子育て・教育環境づくりの推進

「子育て・教育」の分野は、『第2次安平町総合計画』の検討時に「最も優れたまちの強み」を持ち、優先すべき政策分野として位置づけられています。

被災により使用できなくなった早来中学校の校舎再建を進めるとともに、(公財)日本ユニセフ協会が提唱する「こどもにやさしいまちづくり」の実現に向けた取組みや、世界を視野に入れたグローバル社会に羽ばたくための教育環境の充実など、「育てたい暮らしたい 帰りたい」と感じられる、また、「世界に一番近いまち」と感じられる子育て・教育の環境づくりを推進します。

＜事業等＞ 【基本方針1 ④から再掲】

早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備

日本版 CFC モデル検証事業

【基本方針1 ④から再掲】遊育推進事業

【基本方針1 ④から再掲】学びサポート事業

○ 子育て・教育分野と連動した移住・定住策の推進

震災によりやむを得ず町外に避難されている方が速やかに町内に戻ることができるための取組みを推進するとともに、町内に立地する企業等とも連携しながら、近郊都市から町内企業へ通勤する子育て世代や若者を主なターゲットとしながら移住・定住の取組みを推進します。

特に、被災した早来中学校の再建に向けた早来小学校との一体型による学校の整備をはじめ、当町が進める子育て教育環境の魅力化により、若年層や子育て世代の関心を高め、移住定住を推進していきます。

＜事業等＞ 【基本方針1 ①から再掲】被災者住み替え支援事業

定住促進事業（定住促進条例関係）

定住促進事業（セットメニュー）

移住支援金支給事業

移住定住特設サイト運用事業

分譲地特別販売キャンペーン事業

○ 空き地・空き家の流動化や良質な住宅整備による魅力ある住環境形成の促進

安心して住み続けたいと感じることができる住環境の形成を目指し、良質な住宅の整備の促進に向けた取組みを推進します。

また、被災による建物の解体等で生じた空き地の流動化の促進に向けた取組みや、『安平町空家等対策計画（平成30年4月策定）』を踏まえた使用可能な空き家等の利活用に向けた取組みを推進します。

＜事業等＞ 住宅建設と連動させた公費解体跡地の流動化対策

空家住宅購入費助成事業

空家住宅賃貸リフォーム助成事業（所有者助成）

空家住宅賃貸リフォーム助成事業（借主助成）

空家活用家賃助成事業

【基本方針1 ①から再掲】安平町住宅リフォーム助成事業

長期優良住宅建設助成金

○ 町民の円滑な移動を支える公共交通の確保

町民の移動を支える公共交通については、震災によりハイヤー会社が廃業するなどの影響があったものの、安平町デマンドバスで、自動運転車両の実用化に向けた取組みの一環として、スマホアプリでデマンドバスの予約ができる「MONETバス予約」のシステムを導入するなど、新たな取組みも始まっています。

引き続き、円滑な移動を確保するため『安平町地域公共交通網形成計画』に基づいた取組みを推進し、地域公共交通全体の利便性・効率性の向上を図ります。

＜事業等＞ デマンドバス交通運行事業

MONET サービス事業

循環バス運行事業

地域公共交通対策事業

安平町地域公共交通利用者助成事業

JR 室蘭線の利用促進等事業

② 未来へつながる
新たな交流と担い手育成



震災を通じて、全国各地から安平町へ駆けつけてくれた数多くのボランティアや各種団体、新たな人材との交流や連携により、賑わいづくりや魅力的な取組みの展開による地域活性化を図るとともに、未来の担い手育成につなげていきます。

また、復興後の発展に向けて協力いただける企業との連携により、地方創生と未来に向かう復興の取組みを推進していきます。

【主な取組み】

○ 災害時のボランティア等との連携による取組みの推進

震災時には全国各地から延べ約 5,000 人にのぼるボランティアに駆けつけていただくとともに、そのボランティアの方々を核として新たに「(一社) 安平町復興ボランティアセンター」が町内に設立され、(一社) あびら観光協会との連携による「あびら復興加速実行委員会」が立ち上げられるなど、様々な取組みが展開されています。

こうしたボランティアの方々と町内の関係者との連携による取組みを通じて、今後もそれらのボランティア等とのつながりを大切にし、地域の活性化に向けて連携した取組みを推進します。

また、これらの活動などを発展させ、「新しい公共」の担い手となるまちづくり会社や、その体制を支える中間支援組織など、将来のまちづくりを支える仕組みづくりに向けた検討を行います。

<事業等> 災害ボランティアとの連携による取組み

(一社) 安平町復興ボランティアセンターとの連携による取組み

登録ボランティアと町内の関係者の連携による取組み

中間支援組織やまちづくり会社などの仕組みづくりに向けた検討

○ 「地域おこし企業人」や「地域おこし協力隊」など幅広い人材との連携

震災後に協定を締結した「地域おこし企業人交流プログラム」や、復興支援や遊育・学び、クラウドファンディング推進など様々な役割を持つ「地域おこし協力隊」など、町外からの人材やその方々の持つノウハウや知見などを活かし、地域の活性化に向けて取組みを推進します。

また、首都圏における安平町出身者や立地企業など安平町に縁のある方々で構成する「東京あびら会」と連携した情報発信や首都圏との交流も促進します。

<事業等> 地域おこし企業人交流プログラム

地域おこし協力隊活用事業

東京あびら会と連携した情報発信等による交流人口や関係人口の拡大

○ 復興後の発展に向けた企業等との連携強化

町内に立地する企業と連携したセミナーの実施などのほか、東京あびら会をはじめとする今回の震災時に支援をいただいた企業等とのつながりを大切にし、災害時のみならず今後の復興に向けて、それらの企業等との連携強化や新たなパートナーシップの構築に向けた取組みを推進します。

＜事業等＞ 安平町企業版ふるさと納税制度等の活用

【基本方針 2 ②から再掲】各種企業等との災害時の協定締結の推進

【基本方針 3 ③から再掲】企業誘致 PR 事業（企業誘致推進事業経費）

③ 町の魅力発信の強化（プロモーション）

中期基本計画関連分野
VI 行財政運営

激甚災害というこれまでに経験したことのない状況を後世に伝えていくとともに、安平町の復旧復興から発展する姿を伝えるため、そして町民に元気と勇気を与えるため、町の地域資源や魅力を最大限に活かした情報発信の強化とプロモーションを展開していきます。

【主な取組み】

○ 震災の記憶を後世に伝える取組みの推進

これまで経験したことのない大きな被害をもたらした北海道胆振東部地震について、その記録に残し、事実と経験、そして教訓を後世に伝えるとともに、復興への歩みを記録していくことが重要であることから、震災に関する資料、写真・映像資料等の収集・保存をし、アーカイブサイトや記録誌など震災の記憶をつなぐ取組みを実施します。

＜事業等＞ 胆振東部地震デジタルアーカイブサイトの充実

復興記録誌作成事業

○ 復興や町の魅力を伝える戦略的なシティプロモーションの推進

あびらチャンネルで制作した動画等を活用し、震災からの復旧・復興の様子とともに、町の強みでもある「子育て」環境をはじめとした町の魅力を広報紙やホームページ、SNSなどといった媒体を活用してより広く発信し、交流人口や関係人口の増加、さらには定住人口の拡大につなげるためのシティプロモーションの取組みを戦略的に展開します。

＜事業等＞ シティプロモーション戦略推進事業

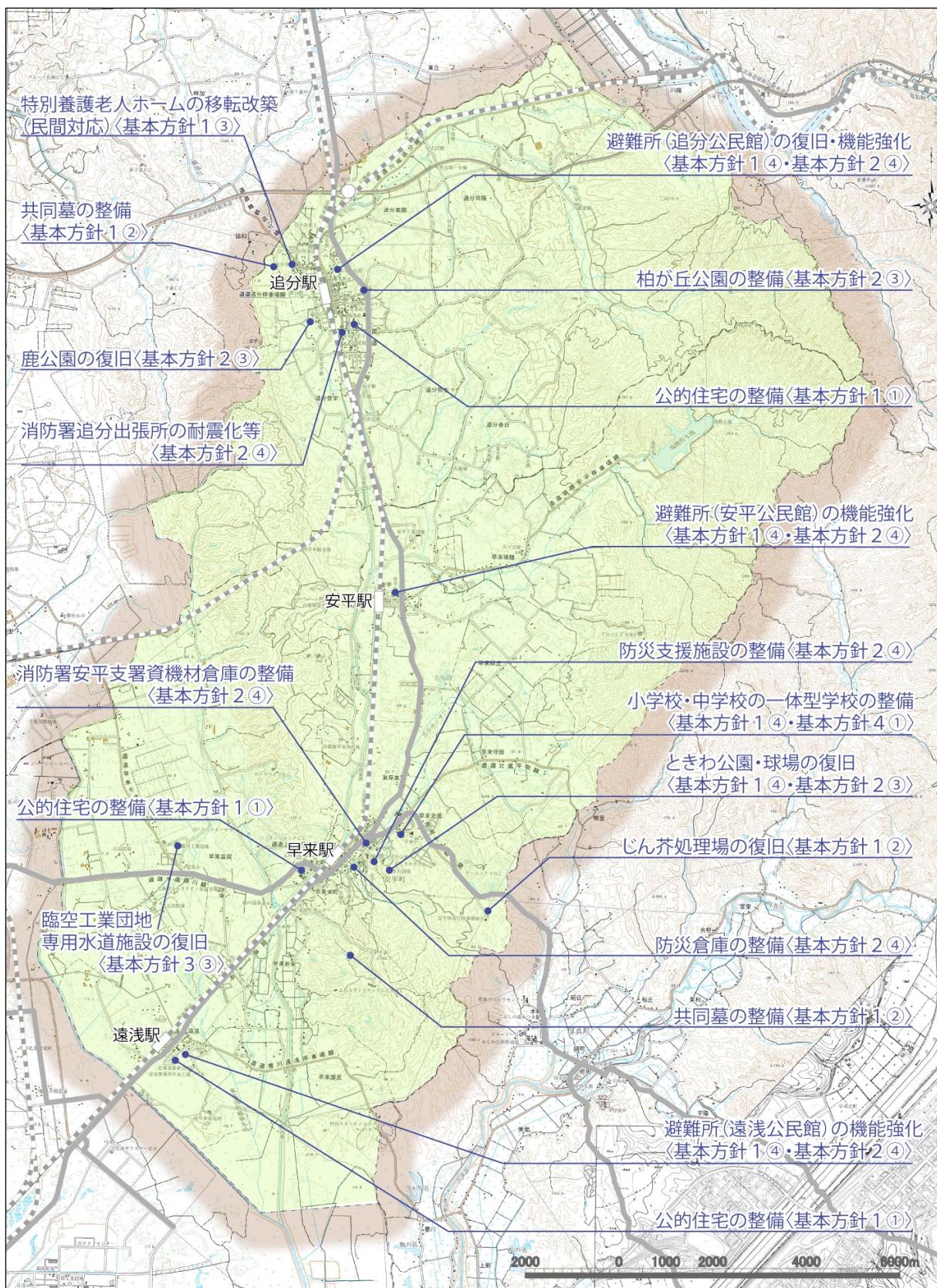
安平町ホームページ制作事業

【基本方針 3 ④から再掲】道の駅プロモーション戦略事業

基本方針4 未来へつながる復興 ロードマップ

取組み		R1	R2	R3	R4	R5～
①安心して暮らすことができる環境づくり	町民のまちづくり活動の促進による地域コミュニティの活性化					
	魅力的な子育て・教育環境づくりの推進					
	子育て・教育分野と連動した移住・定住策の推進					
	空き地・空き家の流動化や良質な住宅整備による魅力ある住環境形成の促進					
	町民の円滑な移動を支える公共交通の確保					
②未来へつながる新たな交流と担い手育成	災害時のボランティア等との連携による取組みの推進					
	「地域おこし企業人」や「地域おこし協力隊」など幅広い人材との連携					
	復興後の発展に向けた企業等との連携強化					
③町の魅力発信の強化（プロモーション）	震災の記憶を後世に伝える取組みの推進					
	復興や町の魅力を伝える戦略的なシティプロモーションの推進					

主な復興関連事業位置図



※ 道路・橋梁、水道・下水道の復旧工事については、町内全域で実施されているため記載を省略

第6章 復旧・復興の推進

1. 計画の推進体制

復興テーマ「あびら 力 りょくを結集した未来へつながる復興を目指して」の実現に向けて、北海道胆振東部地震からの一日も早い復旧・復興を目指し、町民・地域・民間、そして、安平町に関わる全ての方々と行政との協働による取組みを推進します。

また、平成30年10月に設置した「安平町復興推進本部」が中心となり、全職員が一体となって復興に向けた事業の推進に取り組みます。

安平町復興推進本部

設 置 平成30年10月10日

- 所掌事務
- (1) 都市整備の計画、設計及び実施に関すること。
 - (2) 被災者の生活再建支援に関すること。
 - (3) その他復興に係る町長特命事項に関すること。

組 織

【本部長】町長

【副本部長】副町長・教育長

【アドバイザー】

新潟大学 田村圭子教授、富山大学 井ノ口宗成准教授
国立研究開発法人防災科学技術研究所 上石黙センター長
学校法人リズム学園 井内聖学園長
株式会社 Founding Base 林賢司共同代表取締役
ソフトバンク株式会社 宮本直哉参与

【本部員】 総合支所長、総務課長、政策推進課長、税務住民課長、税務住民課参事、
産業経済課長、産業経済課参事、建設課長、建設課参事、会計課長、健康福祉課長、
健康福祉課参事、水道課長、水道課参事、住民サービス課長、地域推進課長、
教育委員会教育次長、教育委員会参事、農業委員会事務局長、議会事務局長、
安平・厚真行政事務組合事務局長 (事務局) 総務課

復興・生活再建支援室

- 被災者の生活再建支援に関すること。
- その他復興に係る町長特命事項に関すること。

復興まちづくり計画室

- 都市整備の計画、設計及び実施に関すること。
- その他復興に係る町長特命事項に関すること。

2. 計画の進行管理

計画に位置づけた取組みを効果的・効率的に展開するため、『第2次安平町総合計画』とともに、PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action））により進行管理を行います。

それらの結果を踏まえるとともに、社会環境の変化なども考慮し、安平町未来創生委員会や安平町議会などの意見を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

3. 持続可能な財政運営と復興財源の確保

安定的な復興事業の実施に向けては、中長期的な視点に立った財政基盤の確立を行なながら、『第2次安平町総合計画』に位置づけた事業と一体的に取組みを展開するとともに、町に寄せられた寄附金等を復興財源として基金に積み立て、復興関連事業に充当していきます。

また、円滑な復興の推進のため、必要な制度改正や財政措置等について、国や道に対して継続的に要望を行っていきます。

第2次安平町総合計画 中期基本計画の策定における経過等

令和元年10月31日現在

期 日	項 目	内 容
平成30年 6月28日	平成30年度 第1回安平町未来創生委員会	・第2次安平町総合計画中期基本計画の策定に係る諮問 ・第2次安平町総合計画中期基本計画策定方針（案）
7月 5日	第2次安平町総合計画 中期基本計画策定方針決定	
7月13日	平成30年度 第1回安平町未来創生本部会議 第1回 安平町未来創生本部専門部会	第2次安平町総合計画中期基本計画策定に向けた庁内合同会議 として開催
7月28日	子育てパパ・ママ座談会 開催 (講演及びグループワーク)	参加者21名(追分地区・早来地区 開催) 講演:安平町未来創生委員会外部有識者 ファイナンシャルプランナー 星 洋子 氏 『我が家の家計～夢をかなえるライフプラン』
8月 1日 ～8月 6日	第2回 安平町未来創生本部専門部会	計6部会 開催
8月22日	平成30年度 第2回安平町未来創生本部会議	
8月23日 ～8月29日	第3回 安平町未来創生本部専門部会	計6部会 開催
9月 6日	北海道胆振東部地震 発生	
平成31年 2月18日	平成30年度 第3回安平町未来創生本部会議	安平町震災復興基本方針（案）について
2月27日	平成30年度 第2回安平町未来創生委員会	・第2次安平町総合計画中期基本計画策定方針の変更について ・安平町震災復興基本方針について
令和元年 5月17日 ～6月 3日	安平町復興まちづくりに関する町民意向調査	配布数:4,095世帯、回答数:1,642世帯、回答率:40%
6月 6日	令和元年度 第1回安平町未来創生本部会議	
6月14日	令和元年度 第1回安平町未来創生委員会	復興まちづくりアンケートについて
6月17日 ～6月21日	町民まちづくり懇談会	町内4地区(追分・安平・早来・遠浅) 計57名
6月28日 ～7月 9日	第4回 安平町未来創生本部専門部会	計6部会 開催
7月17日	安平町議会全員協議会	復興まちづくり支援策、復興関連事業について
7月18日	令和元年度 第2回安平町未来創生本部会議	
8月 5日	令和元年度 第2回安平町未来創生委員会	・第2次安平町総合計画前期基本計画 評価検証について ・復興まちづくり計画 策定状況について
8月 5日 ～8月 8日	町民まちづくり懇談会	町内4地区(追分・安平・早来・遠浅) 計46名
9月20日	安平町議会全員協議会	・第2次安平町総合計画 中期基本計画の策定に向けて [前期基本計画の評価検証・復興まちづくり計画(素案)]
9月24日	令和元年度 第3回安平町未来創生本部会議	
10月21日	令和元年度 第4回安平町未来創生本部会議	・第2次安平町総合計画 中期基本計画(案)について
10月28日	令和元年度 第3回安平町未来創生委員会	・第2次安平町総合計画 中期基本計画(案)について

北海道胆振東部地震 発生後、逐次、安平町復興推進本部会議を開催

